附属書二－Ａ　関税の撤廃及び削減

第一編　一般的注釈

１　第二・八条の規定の適用に当たっては、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、この附属書に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の効力発生の日に関税を完全に撤廃する。

２　この附属書の規定の適用上、「年」とは、

(a)　次編に関し、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の一月三十一日までの期間をいい、その後の各年については、当該各年の二月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

(b)　第三編に関し、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの期間をいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

３　関税の毎年均等な引下げの実施に当たり、毎年の引下げについては、それぞれの年の初日に行う。

４　一の品目の関税の基準税率及び当該一の品目の引下げのそれぞれの段階における暫定的な関税率を決定するための区分については、次編第Ｂ節の英国の表及び第三編第Ｄ節の日本国の表において当該一の品目

ごとに明示する。

5　この附属書の規定の適用上、「基準税率」とは、次編及び第三編に別段の定めがある場合を除くほか、関税の撤廃又は引下げの開始点となるものをいう。

6　この附属書に別段の定めがある場合を除くほか、この附属書に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、一ポンド又は一日本円の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。

7　この附属書における記載は、二千十七年一月一日に改正された統一システムに従ったものであり、また、次編及び第三編については、次のとおりとする。

(a)　次編については、英国の表における各品目についての英国の関税分類番号の八桁番号及び当該関税分類番号に対応する品名は、欧州連合の統合品目表（二千十七年一月一日の統合品目表）に従ったものである。

(b)　第三編については、日本国の表における各品目についての日本国の関税分類番号の九桁番号及び当該

関税分類番号に対応する品名は、日本国の品目表（二千十七年四月一日現在の輸入統計品目表）に従ったものである。

8　各締約国の表に掲げる関税分類番号及び当該関税分類番号に対応する品名は、当該各締約国の法令又は告示に従って7に規定する当該各締約国の品目表が変更される場合には、変更の対象とされることがあるものとし、当該品目表が変更される場合には、当該各締約国が公表する対照表とともに参照される。

9　この附属書に定める関税に係る毎年の約束の実施に当たり、両締約国は、この協定が二千二十一年一月一日後のいずれかの日に効力を生ずる場合には、この協定が二千二十一年一月一日に効力を生じたものとして当該いずれかの日から次編及び第三編の規定を適用し、一年目が二千二十一年一月一日に開始したものとして年数を計算する。

10　締約国は、特定の年における一の品目の関税率に関し、自国の表に掲げる当該一の品目の区分について同表の注釈により決定される関税率と同表の当該特定の年における引下げの段階において明示される当該一の品目の関税率との間に乖（かい）離が生ずる場合には、前者の関税率を適用する。

（第二編は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

第三編　日本国による関税の撤廃及び削減

第A節　日本国の表についての注釈

1　第二・八条の規定の適用に当たっては、第D節の日本国の表に掲げる品目について、表の「区分」の欄に掲げる次の区分を適用する。

(a)　日本国の表に掲げていない品目に分類される原産品の関税に加え、表の「区分」の欄に「A」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、完全に撤廃し、当該原産品は、この協定の効力発生の日から無税とする。

(b)　表の「区分」の欄に「B3」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の七十五パーセントを削減する。

(ii)　当該原産品は、二年目の四月一日から無税とする。

(c)　表の「区分」の欄に「B5」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の五十パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの三回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、四年目の四月一日から無税とする。

(d)　表の「区分」の欄に「B5*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の五十二パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの三回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、四年目の四月一日から無税とする。

(e)　表の「区分」の欄に「B5**」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の七十パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの三回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、四年目の四月一日から無税とする。

(f) 表の「区分」の欄に「B5***」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、三年目の三月三十一日まで基準税率とし、当該原産品は、四年目の四月一日から無税とする。

(g) 表の「区分」の欄に「B5****」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定の効力発生の日に従価十五パーセント及び一キログラムにつき二十四円まで削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの三回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、四年目の四月一日から無税とする。

(h) 表の「区分」の欄に「B5*****」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定の効力発生の日に従価二十一パーセント及び一キログラムにつき二十四円まで削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの三回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、四年目の四月一日から無税とする。

(i) 表の「区分」の欄に「B7」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤

廃する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の三十七・五パーセントを削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの五回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、六年目の四月一日から無税とする。

(j) 表の「区分」の欄に「B7*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定の効力発生の日に、基準税率の五十パーセントを削減し、これにより得られる税率の七分の二を更に削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの五回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、六年目の四月一日から無税とする。

(k) 表の「区分」の欄に「B7**」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の二十パーセントを削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの五回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、六年目の四月一日から無税とする。

(l) 表の「区分」の欄に「B8」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の三分の一を削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの六回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。

(m) 表の「区分」の欄に「B9*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定の効力発生の日に従価一・七パーセントまで削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの七回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、八年目の四月一日から無税とする。

(n) 表の「区分」の欄に「B10」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って

撤廃する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の十一分の三を削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの八回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、九年目の四月一日から無税とする。

(o) 表の「区分」の欄に「B10*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の六十パーセントを削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの八回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、九年目の四月一日から無税とする。

(p) 表の「区分」の欄に「B10**」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次のとおりとする。

(i) この協定の効力発生の日から八年目の三月三十一日までは、次の(A)と(B)との差額とする。

(A) 次の(1)と(2)との合計額

(1)　一キログラムについての課税価格に係数（百パーセントに次の表の３欄に掲げる率を加えた率と同表の２欄に掲げる一キログラムについての額を一キログラムにつき八百九十七円五十九銭で除して得た値との差をいう。）を乗じて得た一キログラムについての額

(2)　次の表の２欄に掲げる一キログラムについての額

1	2	3
年	一キログラムについての額（円）	率（パーセント）
一	二三一・一三	三・二
二	一九二・七五	二・七
三	一五四・三八	二・二
四	一二八・六五	一・八
五	一〇二・九一	一・四
六	七七・一九	一・一
七	五一・四六	〇・七

(B)　一キログラムについての課税価格

(ii)　九年目の四月一日から無税とする。

(q)　表の「区分」の欄に「B10**」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　次に定める税率まで関税を削減する。

(A)　一年目については、従価三・三パーセント

(B)　二年目については、従価二・七パーセント

(C)　三年目については、従価二・二パーセント

(ii)　四年目の四月一日から行われる(i)(C)の規定による税率からの六回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、九年目の四月一日から無税とする。

(r)　表の「区分」の欄に「B10***」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に

従って撤廃する。

(i) この協定の効力発生の日に、基準税率の二十五パーセントを削減し、これにより得られる税率の二十パーセントを更に削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの八回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、九年目の四月一日から無税とする。

(s) 表の「区分」の欄に「B12」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の十三分の三を削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。

(t) 表の「区分」の欄に「B12*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の十二分の七を削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。

(u) 表の「区分」の欄に「B12**」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の二十パーセントを削減する。

(ii) 四年目の三月三十一日まで(i)の規定による税率とする。

(iii) 五年目の四月一日から行われる(ii)の規定による税率からの七回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。

(v) 表の「区分」の欄に「B12***」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の五十パーセントを削減する。

(ii) 四年目の三月三十一日まで(i)の規定による税率とする。

(iii) 五年目の四月一日に(ii)の規定による税率から基準税率の二十五パーセントを削減する。

(iv) 十年目の三月三十一日まで(iii)の規定による税率とする。

(v) 十一年目の四月一日に撤廃し、当該原産品は、同日から無税とする。

(w) 表の「区分」の欄に「B13」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の十四分の三を削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの十一回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十二年目の四月一日から無税とする。

(x) 表の「区分」の欄に「B15」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の十六分の三を削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十三回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十四年目の四月一日から無税とする。

(y) 表の「区分」の欄に「B15*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次のとおりとす

る。

(i)　この協定の効力発生の日から十三年目の三月三十一日までは、次の額のうちいずれか低いものとする。

(A)　各原産品の課税価格と当該各原産品につき二万四百円五十五銭に対し百パーセントに次の表の3欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た額との差額

(B)　次の表の2欄に掲げる各原産品についての額

1	2	3
年	各原産品についての額（円）	率（パーセント）
一	一五、八五〇・二五	六・九
二	一四、六三一・〇〇	六・三
三	一三、四一一・七五	五・八
四	一二、一九二・五〇	五・三
五	一〇、九七三・二五	四・七

六	九、七五四・〇〇	四・二
七	八、五三四・七五	三・七
八	七、三一五・五〇	三・一
九	六、〇九六・二五	二・六
一〇	四、八七七・〇〇	二・一
一一	三、六五七・七五	一・五
一二	二、四三八・五〇	一・〇
一三	一、二一九・二五	〇・五

(ii) 十四年目の四月一日から無税とする。

(z) 表の「区分」の欄に「B20*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の五十五分の十二を削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの八回の毎年均等な引下げにより、基準税率の二十パーセントまで削減する。

(iii) 十年目の四月一日から行われる(ii)の規定による税率からの十回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十九年目の四月一日から無税とする。

(aa) 表の「区分」の欄に「R1」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) 次に定める税率まで関税を削減する。

(A) 一年目については、従価二十五・八パーセント

(B) 二年目については、従価二十五パーセント

(C) 三年目については、従価二十四・二パーセント

(D) 四年目については、従価二十三・三パーセント

(E) 五年目については、従価二十二・五パーセント

(F) 六年目については、従価二十一・七パーセント

(G) 七年目については、従価二十・八パーセント

(H) 八年目については、従価二十パーセント

(ii) 九年目の四月一日から行われる(i)(H)の規定による税率からの六回の毎年均等な引下げにより、従価九パーセントまで削減する。

(iii) 十四年目以降、従価九パーセントとする。

(bb) 表の「区分」の欄に「R2」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の額のうちいずれか低いものとする。

(i) 一キログラムについての課税価格と一キログラムにつき三百九十三円に対し百パーセントに次の表の3欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た一キログラムについての額との差額

(ii) 次の表の2欄に掲げる一キログラムについての額

1	2	3
年	一キログラムについての額（円）	率（パーセント）
一	九三・七五	一・七

二	九三・七五	一・四
三	五二・五〇	一・二
四	四九・五〇	〇・九
五	四六・五〇	〇・七
六	四三・五〇	〇・四
七	四〇・五〇	〇・二
八年目以降	三七・五〇	〇

(cc) 表の「区分」の欄に「R3」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の額のうちいずれか低いものとする。

(i) 一キログラムについての課税価格と一キログラムにつき五百二十四円に対し百パーセントに次の表の3欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た一キログラムについての額との差額

(ii) 次の表の2欄に掲げる一キログラムについての額

1	2	3
年	一キログラムについての額（円）	率（パーセント）
一	一二五	一・七
二	一二五	一・四
三	七〇	一・二
四	六六	〇・九
五	六二	〇・七
六	五八	〇・四
七	五四	〇・二
八年目以降	五〇	〇

(dd) 表の「区分」の欄に「R4」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) 次に定める税率まで関税を削減する。

(A) 一年目については、従価三十四・八パーセント

(B) 二年目については、従価三十二・七パーセント

(C) 三年目については、従価三十・六パーセント

(D) 四年目については、従価二十八・四パーセント

(E) 五年目については、従価二十六・三パーセント

(F) 六年目については、従価二十四・二パーセント

(G) 七年目については、従価二十二・一パーセント

(H) 八年目については、従価二十パーセント

(ii) 九年目の四月一日から行われる(i)(H)の規定による税率からの六回の毎年均等な引下げにより、従価九パーセントまで削減する。

(iii) 十四年目以降、従価九パーセントとする。

(ee) 表の「区分」の欄に「R5」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削

減する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の二十二分の三を削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの八回の毎年均等な引下げにより、基準税率の五十パーセントまで削減する。

(iii) 九年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(ff) 表の「区分」の欄に「R6」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の二十五パーセントを削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの三回の毎年均等な引下げにより、基準税率の五十パーセントまで削減する。

(iii) 四年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(gg) 表の「区分」の欄に「R7」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に基準税率の五パーセントを削減し、その後においても、その税率とする。

(hh) 表の「区分」の欄に「R8」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の十二・五パーセントを削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの三回の毎年均等な引下げにより、基準税率の七十五パーセントまで削減する。

(iii) 四年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(ii) 表の「区分」の欄に「R9」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) 次の表のとおり基準税率の五パーセントまで削減する。

年	調整金以外の関税（一キログラムについての額（円））	調整金（一キログラムについての額（円））
一	四八・三〇	一五九・六〇
二	三三・七三	一一一・四七

三	一九・一七	六三・三三
四	四・六〇	一五・二〇

(ii) 四年目以降、(i)の規定による税率とする。

(jj) 表の「区分」の欄に「R10」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) 次の表のとおり基準税率の五パーセントまで削減する。

年	調整金以外の関税（一キログラムについての額（円））	調整金（一キログラムについての額（円））
一	五一・九八	一七一・一五
二	三六・三〇	一一九・五三
三	二〇・六二	六七・九二
四	四・九五	一六・三〇

(ii) 四年目以降、(i)の規定による税率とする。

(kk) 表の「区分」の欄に「R11」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日に従価三十・一パーセント及び一キログラムにつき三十四円四十銭まで削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる八回の毎年均等な引下げにより、(i)の規定による税率から従価十・五パーセント及び一キログラムにつき十二円まで削減する。

(iii) 九年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(ll) 表の「区分」の欄に「R12」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日に従価二十一・五パーセント及び一キログラムにつき三十四円四十銭まで削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる八回の毎年均等な引下げにより、(i)の規定による税率から従価七・

五パーセント及び一キログラムにつき十二円まで削減する。

(iii) 九年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(mm) 表の「区分」の欄に「R13」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に基準税率の十五パーセントを削減し、その後においても、その税率とする。

(nn) 表の「区分」の欄に「R14」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に基準税率の二十五パーセントを削減し、その後においても、その税率とする。

(oo) 表の「区分」の欄に「R15」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の七・五パーセントを削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの三回の毎年均等な引下げにより、基準税率の八十五パーセントまで削減する。

(iii) 四年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(pp) 表の「区分」の欄に「R16」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って

削減する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の三十七・五パーセントを削減する。

(ii) 二年目の四月一日に基準税率の五十パーセントまで削減し、その後においても、その税率とする。

(qq) 表の「区分」の欄に「R17」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の四十四分の九を削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの八回の毎年均等な引下げにより、基準税率の二十五パーセントまで削減する。

(iii) 九年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(rr) 表の「区分」の欄に「R18」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の五パーセントを削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの三回

の毎年均等な引下げにより、基準税率の九十パーセントまで削減する。

(iii) 四年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(ss) 表の「区分」の欄に「R19」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の三十七・五パーセントを削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの三回の毎年均等な引下げにより、基準税率の二十五パーセントまで削減する。

(iii) 四年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(tt) 表の「区分」の欄に「R20」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の三十パーセントを削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの三回の毎年均等な引下げにより、基準税率の四十パーセントまで削減する。

(iii) 四年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(uu) 表の「区分」の欄に「R21」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の三十一・五パーセントを削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの三回の毎年均等な引下げにより、基準税率の三十七パーセントまで削減する。

(iii) 四年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(vv) 表の「区分」の欄に「R22」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の三十三・三パーセントを削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの三回の毎年均等な引下げにより、基準税率の三十三・四パーセントまで削減する。

(iii) 四年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(ww) 表の「区分」の欄に「R23」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の三十三・五パーセントを削減する。

(ii) 二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの三回の毎年均等な引下げにより、基準税率の三十三パーセントまで削減する。

(iii) 四年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(xx) 表の「区分」の欄に「PIC」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次節に定める条件に従うものとする。

(yy) 表の「区分」の欄に「Xb」を掲げる品目に分類される原産品の関税は、関税の撤廃又は削減に関する約束の対象から除外される。当該原産品の関税については、基準税率とする。

(zz) 表の「区分」の欄に「Xq1」を掲げる品目に分類される原産品は、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に定める関税割当ての対象となるものであり、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外される。

(aaa)　表の「区分」の欄に「Xq2」を掲げる品目に分類される原産品は、日本国の関係政令に定める関税割当ての対象となるものであり、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外される。

(bbb)　表の「区分」の欄に「X」を掲げる品目に分類される原産品は、第一編1及び(a)から(yy)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

2　日本国の表の「注釈」の欄に「SG-n」を掲げる品目に分類される原産品については、第C節の規定の適用を受ける。

3　日本国の表の「注釈」の欄に「S」を掲げる品目に分類される原産品の取扱いは、第二・八条3(a)及び4の規定に基づく見直しの対象となる。

4　第一編6の規定は、関税分類番号二一〇六一〇・二一九及び二一〇六九〇・二八三の品目に分類される原産品の関税については、適用しない。

第Ｂ節　特定の原産品についての関税上の特恵待遇を適用するための制度

第一款　第Ｂ節についての注釈

１　前節１(xx)の規定の適用上、日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-n」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日からこの節に定める当該原産品について適用する条件に従うものとする。

２　日本国の農林水産省（以下この節において「ＭＡＦＦ」という。）又はＭＡＦＦを承継する者は、各年の終了後一箇月以内に、次款１から10までのそれぞれに規定する原産品であって、日本国の法令に従って輸入の許可前に当該各年において引き取られたものについての証明書（以下この節において「日英特恵輸入証明書」という。）を輸入者による日英特恵輸入証明書の申請の後に発給する。

３　輸入者は、次款１から10までのそれぞれに規定する原産品について第三・一条に定義する関税上の特恵待遇を要求する場合には、輸入の許可前に日本国の税関当局に対して日英特恵輸入証明書を提出することを求められる。日英特恵輸入証明書の日本国の税関当局への提出の手続については、速やかに公に入手可能なものとする。

4　日英特恵輸入証明書については、各年の終了後の最初の六月三十日以前に輸入者が日本国の税関当局に提出するものとし、その提出については、輸入申告の時に行われたものとみなす。

5　次款1から10までのそれぞれに規定する原産品に関し、ＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者が各年について輸入者に対し日英特恵輸入証明書を利用可能とする当該原産品の合計数量は、当該各年における日ＥＵ経済連携協定附属書二―Ａ第三編第Ｂ節に規定する産品であって当該原産品に対応するものの合計割当数量と日ＥＵ経済連携協定の下で輸入者が利用したことをＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者が確認した当該対応する産品の割当数量との差とする。（注）

注　この5に定める各年の合計数量については、次款1から10までのそれぞれの規定について算出する。

6　ＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者は、次款1から10までのそれぞれに規定する原産品についての日英特恵輸入証明書の申請において要求された総数量が5に定める合計数量を超える場合には、提出された当該申請の優先順位を当該原産品の引取りが承認された日の順序に基づいて決定し、及び日英特恵輸入証明書が発給される当該原産品の数量が5に定める合計数量に達する限度において日英特恵輸入証明書を発給する。ＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者は、当該原産品（輸入者に対して日英特恵輸入証明書が発給さ

れたもの）の引取りが承認された日のうち最も遅い日を公に入手可能なものとする。ＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者は、また、５に定める合計数量、日英特恵輸入証明書の申請において要求された総数量及び日英特恵輸入証明書が発給される当該原産品の数量を公に入手可能なものとする。

７　ＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者は、その省令及び通達を通じ、日英特恵輸入証明書に関し、次のものを速やかに公に利用可能なものとする。

(a)　様式及び申請書

(b)　申請及び発給の手続

８　次款１から10までのそれぞれに規定する品名は、必ずしも網羅的ではない。当該品名は、専ら利用者がこの節の規定を理解するに当たっての便宜のために付するものであり、これらの規定の対象となる関連する品目の適用範囲を変更するものではなく、また、当該適用範囲に代わるものでもない。

第二款　特定の原産品についての関税上の特恵待遇

１　小麦製品

(a)　日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-1」を掲げる関税分類番号一九〇四一〇・二二一、一九〇四二

〇・二二一、一九〇四三〇・〇一〇、一九〇四九〇・二一〇及び二一〇六九〇・二一四の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものについては、(c)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税とする。

(b) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c) (a)の規定による輸入については、ＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者が、国家貿易企業として、売買同時契約（以下この節において「ＳＢＳ」という。）方式を用いるものとする。日本国は、(a)の規定に従って輸入される産品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

2 混合物及び練り生地並びにケーキミックス

(a) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-2」を掲げる関税分類番号一九〇一二〇・二二二、一九〇一二〇・二三二、一九〇一二〇・二三五及び一九〇一二〇・二四三の品目に分類され、かつ、各年において

輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものについては、無税とする。

(b) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

3 主として小麦で作られた調製食料品

(a) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-3」を掲げる関税分類番号一九〇一九〇・二四二、一九〇一九〇・二四七、一九〇一九〇・二五二及び一九〇一九〇・二六七の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものについては、無税とする。

(b) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

4 大麦又は裸麦の調製食料品

(a) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-4」を掲げる関税分類番号一九〇一二〇・一四一、一九〇一九

〇・一六一、一九〇四二〇・二三一、一九〇四九〇・三一〇及び二一〇六九〇・二一六の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものについては、(c)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税とする。

(b) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c) (a)の規定による輸入については、ＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者が、国家貿易企業として、ＳＢＳ方式を用いるものとする。日本国は、(a)の規定に従って輸入される産品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

5 コーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地

(a) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-5」を掲げる関税分類番号一七〇二九〇・二一九、一九〇一二〇・二三九、一九〇一九〇・二一七、一九〇一九〇・二四八、一九〇一九〇・二五三、二一〇一一二・

一一〇、二一〇一一二・二四六、二一〇一二〇・二四六、二一〇六九〇・二五一、二一〇六九〇・二七一、二一〇六九〇・二七二及び二一〇六九〇・二八一の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものについては、無税とする。

(b) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

6 調製食料品

(a) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-6」を掲げる関税分類番号二一〇六九〇・五九〇の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものについては、無税とする。

(b) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

7 調製食料品（しょ糖の含有量が全重量のうち五十パーセントを超えるものに限る。）及びココア粉

(a)　日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-7」を掲げる関税分類番号一七〇一一三・〇〇〇、一七〇一一四・一九〇、二〇〇五四〇・一九〇、二〇〇五五一・一九〇、二〇〇五九九・一一九、二一〇六九〇・二八二及び二一〇六九〇・五一〇の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものについては、無税とする。

(b)　日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-7」を掲げる関税分類番号一九〇一九〇・二一九及び二一〇六九〇・二八四の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり削減する。

年	関税率（パーセント）
一	二六・五
二	二五・四
三	二四・三
四	二三・三
五	二二・二

六	二一・一
七	二〇・〇
八	一八・九
九	一七・九
一〇年目及びその後の各年	一七・九

(c) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-7」を掲げる関税分類番号一八〇六一〇・一〇〇の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり削減する。

年	関税率（パーセント）
一	二五・七
二	二四・三
三	二三・〇

四	二一・六
五	二〇・三
六	一八・九
七	一七・六
八	一六・二
九	一四・九
一〇年目及びその後の各年	一四・九

(d) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)から(c)までに規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

8 ココアを含有する調製食料品

(a) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-8」を掲げる関税分類番号一八〇六二〇・二九〇の品目に分類さ

れ、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり削減する。

年	関税率（パーセント）
一	一八・四
二	一七・四
三	一六・五
四	一五・五
五	一四・五
六	一三・六
七	一二・六
八	一一・六
九	一〇・七
一〇年目及びその後の各年	一〇・七

(b)　各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

9　ココアを含有する調製食料品（チョコレートの製造用のものに限る。）

(a)　日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-9」を掲げる関税分類番号一八〇六二〇・二九〇の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものについては、無税とする。ただし、輸入者による各申請について日英特恵輸入証明書が発給される当該原産品の数量が、当該申請において特定する粉乳であって、日本国において国産ミルクにより製造され、かつ、チョコレートの製造のために当該輸入者が使用するものの数量に三を乗じて得られる数量の限度を超えないことを条件とする。

(b)　各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

10　チーズ

(a)　日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-10」を掲げる関税分類番号〇四〇六一〇・〇二〇の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり撤廃する。

年	関税率（パーセント）
一	一八・二
二	一六・八
三	一五・四
四	一四・〇
五	一二・六
六	一一・二
七	九・八
八	八・四
九	七・〇

一〇	五・六
一一	四・二
一二	二・八
一三	一・四
一四	〇
一五年目及びその後の各年	〇

(b) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-10」を掲げる関税分類番号〇四〇六一〇・〇九〇、〇四〇六四〇・〇九〇及び〇四〇六九〇・〇九〇の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり撤廃する。

年	関税率（パーセント）
一	二四・二

二	二二・四
三	二〇・五
四	一八・六
五	一六・八
六	一四・九
七	一三・〇
八	一一・二
九	九・三
一〇	七・五
一一	五・六
一二	三・七
一三	一・九
一四	〇
一五年目及びその後の各年	〇

(c)　日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-10」を掲げる関税分類番号〇四〇六二〇・一〇〇及び〇四〇六三〇・〇〇〇の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり撤廃する。

年	関税率（パーセント）
一	三二・五
二	三〇・〇
三	二七・五
四	二五・〇
五	二二・五
六	二〇・〇
七	一七・五
八	一五・〇

九	一二・五
一〇	一〇・〇
一一	七・五
一二	五・〇
一三	二・五
一四	〇
一五年目及びその後の各年	〇

(d) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)から(c)までに規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

第C節　農産品セーフガード措置

第一款　第C節についての注釈

1　この節は、次の事項を定める。

(a)　第A節2の規定に基づく農産品セーフガード措置の対象となる原産農産品

(b)　(a)に規定する措置の発動水準

(c)　(a)に規定する原産農産品のそれぞれについて各年において適用される最高の関税率

2　第二・八条の規定にかかわらず、日本国は、日本国の表の「注釈」の欄に「SG1*」、「SG1**」、「SG2」、「SG3」、「SG4*」、「SG4**」、「SG5」又は「SG6」を掲げる品目に分類される原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。日本国は、この節に定める条件を満たし、かつ、この節の規定に従う場合にのみ農産品セーフガード措置をとることができる。

3　日本国は、この節に定める条件が満たされる場合には、農産品セーフガード措置として、次の関税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで2に規定する原産農産品の関税を引き上げることができる。

(a)　農産品セーフガード措置をとる時における実行最恵国税率

(b)　この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

(c)　この節に定める関税率

4　日本国は、透明性のある方法で農産品セーフガード措置を実施する。日本国は、農産品セーフガード措置をとる日から六十日以内に、英国に対して書面によりその旨の通報を行い、及び英国に対して当該農産品セーフガード措置に関する関連データを提供する。日本国は、英国からの書面による要請があった場合には、当該農産品セーフガード措置をとることに関し、電子メール、電話会議、ビデオ会議、対面すること等により、英国からの個別の質問に応じ、及び英国に対して情報を提供する。

5　3(c)に規定する関税率が零となる日以後は、農産品セーフガード措置をとってはならず、又は維持してはならない。

6　この節の規定の適用上、

(a)　「会計年度」とは、四月一日に開始し、その後の最初の三月三十一日に終了する日本国の会計年度をいう。

(b)　「四半期」とは、次のそれぞれの期間をいう。

(i)　四月一日から六月三十日まで

(ii)　七月一日から九月三十日まで

(iii)　十月一日から十二月三十一日まで

(iv)　一月一日から三月三十一日まで

第二款　牛肉についての農産品セーフガード措置

1　日本国は、前款2の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「SG1*」を掲げる品目に分類される原産農産品（以下この款において「ＳＧ１＊品」という。）及び同欄に「SG1**」を掲げる品目に分類される原産農産品（以下この款において「ＳＧ１＊＊品」という。）に対し、英国からのこれらの原産農産品並びに日ＥＵ経済連携協定第二・五条1に定義する「原産農産品」であって、日ＥＵ経済連携協定附属書二ーＡ第三編第Ｃ節第二款1に規定する日本国の表の「注釈」の欄に「SG1*」及び「SG1**」を掲げる品目に分類されるものの各年における輸入数量の合計が次に定める発動水準を超える場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。

(a)　一年目については、四万五千五十六メートル・トン

(b) 二年目については、四万五千八百三十三メートル・トン
(c) 三年目については、四万六千六百十一メートル・トン
(d) 四年目については、四万七千三百八十九メートル・トン
(e) 五年目については、四万八千百六十七メートル・トン
(f) 六年目については、四万八千九百四十四メートル・トン
(g) 七年目については、四万九千七百二十二メートル・トン
(h) 八年目については、五万五百メートル・トン
(i) 九年目から十三年目までの各年については、その前年の発動水準に三百八十五メートル・トンを加えたもの
(j) 十四年目以降の各年については、その前年の発動水準に七百七十メートル・トンを加えたもの

2 (a) ＳＧ１＊品に関し、前款３(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。
(i) 一年目については、三十八・五パーセント
(ii) 二年目から八年目までについては、三十パーセント

(iii) 九年目から十二年目までについては、二十パーセント

(iv) 十三年目については、十八パーセント

(v) 十四年目以降については、

(A) 日本国が当該年の前年にこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年の関税率を一パーセント引き下げたもの

(B) 日本国が当該年の前年にこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の関税率と同じもの

(b) ＳＧ１＊＊品に関し、前款３(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(i) 一年目については、三十八・五パーセント

(ii) 二年目については、三十二・七パーセント

(iii) 三年目については、三十・六パーセント

(iv) 四年目から八年目までについては、三十パーセント

(v) 九年目から十二年目までについては、二十パーセント

(vi) 十三年目については、十八パーセント

(vii) 十四年目以降については、

(A) 日本国が当該年の前年にこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年の関税率を一パーセント引き下げたもの

(B) 日本国が当該年の前年にこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の関税率と同じもの

(c) 1に定める条件が一の年において満たされ、その結果として3(b)又は(c)の規定により農産品セーフガード措置がその翌年にもとられる場合には、当該農産品セーフガード措置の適用に当たっての前款3(c)に規定する関税率については、当該農産品セーフガード措置がとられている間、当該条件が満たされた年について適用される関税率とする。

3 1に規定する農産品セーフガード措置については、次の期間維持することができる。

(a) 各会計年度における1に規定する輸入数量の合計が1に定める発動水準を一月三十一日以前に超える場合には、当該各会計年度の終了時までの期間

(b) 各会計年度における1に規定する輸入数量の合計が1に定める発動水準を二月中に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から四十五日の期間

(c) 各会計年度における1に規定する輸入数量の合計が1に定める発動水準を三月中に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から三十日の期間

4

(a) この款の規定の適用上、農産品セーフガード措置を維持することができる期間は、1に定める条件が満たされた(c)に規定する公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始する。

(b) この款の規定の適用上、日本国の税関当局は、この款の規定を実施するためにとる例外的な措置として、次の期間における1に規定する輸入数量の合計を各公表期間の終了後五執務日以内に公表する。

(i) 会計年度の開始から公表期間の終了までの期間

(ii) 九年目から十三年目までについては、四半期の開始から公表期間の終了までの期間

(c) この款の規定の適用上、「公表期間」とは、次のそれぞれの期間をいう。

(i) 各月の初日から十日までの期間

(ii) 各月の十一日から二十日までの期間

(iii) 各月の二十一日から末日までの期間

5 (a) 1の規定にかかわらず、日本国は、九年目から十三年目までの各年について、四半期における1に規定する輸入数量の合計が(b)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、前款3の規定に従って英国からのＳＧ１＊品及びＳＧ１＊＊品の関税を九十日の期間引き上げることができる。当該九十日の期間は、四半期における1に規定する輸入数量の合計が当該四半期のセーフガードの発動数量を超えた公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始する。この5に定める条件が満たされる場合には、同款3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(i) 九年目から十二年目までについては、二十パーセント

(ii) 十三年目については、十八パーセント

(b) この5の規定の適用上、「四半期のセーフガードの発動数量」とは、各年について、1(i)に定める発動水準の四分の一のものの百十七パーセントをいう。

(c) 1の規定にかかわらず、日本国は、九年目から十三年目までの各年について、1に規定する輸入数量の合計が1(i)に定める各年における発動水準を超え、同時に、四半期における1に規定する輸入数量の

合計が(b)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、(a)に定める九十日の期間の満了の日又は3に定める期間の満了の日のいずれか遅い日まで、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置を維持することができる。

6　日本国は、日ＥＵ経済連携協定附属書二ーＡ第三編第Ｃ節第二款の規定に基づく農産品セーフガード措置が同款6の規定に従って適用されなくなる場合には、その後は、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

7　1の規定にかかわらず、日本国は、英国からのＳＧ１＊品及びＳＧ１＊＊品の自国への輸入が衛生上の懸念のために全面的又は実質的に三十六箇月を超える期間停止された場合には、その停止を全面的又は実質的に解除した後四十八箇月間は、英国からのこれらの産品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。英国からのこれらの産品の輸入が停止された場合において、自然災害（例えば、厳しい干ばつ）により英国におけるこれらの産品の生産力の回復が妨げられるときは、英国からのこれらの産品に対して日本国がこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない期間は、六十箇月とする。

8　この協定が効力を生ずる年が十二箇月未満である場合には、1の規定の適用上、同年において適用される発動水準については、同年についてＳＧ１＊品及びＳＧ１＊＊品に関し1に定める発動水準に、分母を十二とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第三款　豚肉についての農産品セーフガード措置

1　日本国は、第一款2の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「SG2」を掲げる品目に分類される原産農産品（以下この款において「ＳＧ２品」という。）に対し、次の条件が満たされる場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。

(a)　一年目及び二年目については、日本国は、各年における英国からのＳＧ２品及び日ＥＵ経済連携協定第二・五条1に定義する「原産農産品」であって、日ＥＵ経済連携協定附属書二－Ａ第三編第Ｃ節第三款1に規定する日本国の表の「注釈」の欄に「SG2」を掲げる品目に分類されるものの輸入数量の合計（以下この款において「ＳＧ２品及び対応する欧州連合からの産品の輸入数量の合計」という。）が当

該各年の前の三会計年度の間の一の会計年度におけるＳＧ２品及び対応する欧州連合からの産品の輸入数量の合計のうち最大のものの百十六パーセントを超える場合に限り、ＳＧ２品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(b) 三年目及び四年目については、次のとおりとする。

(i) 日本国は、各年におけるＳＧ２品の基準価格（注）以上の価格で輸入されるＳＧ２品及び対応する欧州連合からの産品の輸入数量の合計が当該各年の前の三会計年度の間の一の会計年度におけるＳＧ２品及び対応する欧州連合からの産品の輸入数量の合計のうち最大のものの百十六パーセントを超える場合に限り、当該基準価格以上の価格で輸入されるＳＧ２品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

注　この(b)及び(c)の規定の適用上、「基準価格」とは、次の価格をいう。

(a) 関税分類番号〇二〇三一二・〇二一、〇二〇三一二・〇二三、〇二〇三一九・〇二一、〇二〇三一九・〇二三、〇二〇三二一・〇二一、〇二〇三二一・〇二三、〇二〇三二九・〇二一、〇二〇三二九・〇二三、〇二〇六三〇・〇九二、〇二〇六三〇・〇九三、〇二〇六四九・〇九二及び〇二〇六四九・〇九三の品目に分類される原産農産品については、

一キログラムにつき三百九十九円

(b) 関税分類番号〇二〇三一一・〇二〇、〇二〇三一一・〇三〇、〇二〇三一一・〇二〇及び〇二〇三一一・〇三〇の品目に分類される原産農産品については、一キログラムにつき二百九十九円二十五銭

(ii) 日本国は、各年におけるＳＧ２品の基準価格未満の価格で輸入されるＳＧ２品及び対応する欧州連合からの産品の輸入数量の合計が次の数量を超える場合に限り、当該基準価格未満の価格で輸入されるＳＧ２品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(A) 三年目については、六万三千メートル・トン

(B) 四年目については、七万千四百メートル・トン

(c) 五年目から九年目までについては、次のとおりとする。

(i) 日本国は、各年におけるＳＧ２品の基準価格以上の価格で輸入されるＳＧ２品及び対応する欧州連合からの産品の輸入数量の合計が当該各年の前の三会計年度の間の一の会計年度におけるＳＧ２品及び対応する欧州連合からの産品の輸入数量の合計のうち最大のものの百十九パーセントを超える場合に限り、当該基準価格以上の価格で輸入されるＳＧ２品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフ

ガード措置をとることができる。

(ii) 日本国は、各年におけるＳＧ２品の基準価格未満の価格で輸入されるＳＧ２品及び対応する欧州連合からの産品の輸入数量の合計が次の数量を超える場合に限り、当該基準価格未満の価格で輸入されるＳＧ２品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(A) 五年目については、七万九千八百メートル・トン

(B) 六年目については、八万八千二百メートル・トン

(C) 七年目については、九万六千六百メートル・トン

(D) 八年目については、十万五千メートル・トン

(E) 九年目については、十万五千メートル・トン

２ ＳＧ２品に関し、第一款３(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(a) 関税分類番号〇二〇三一一・〇四〇、〇二〇三一二・〇二二、〇二〇三一九・〇二二、〇二〇三二一・〇四〇、〇二〇三二二・〇二二、〇二〇三二九・〇二二、〇二〇六三〇・〇九九及び〇二〇六四九・〇九九の品目に分類されるＳＧ２品については、

(i) 一年目については、四パーセント

(ii) 二年目から四年目までについては、三・四パーセント

(iii) 五年目から七年目までについては、二・八パーセント

(iv) 八年目及び九年目については、二・二パーセント

(b) 関税分類番号〇二〇三一二一・〇二一一、〇二〇三一二一・〇二二三、〇二〇三一九・〇二一一、〇二〇三一九・〇二二三、〇二〇三二二・〇二一一、〇二〇三二二・〇二二三、〇二〇三二九・〇二一一、〇二〇三二九・〇二二三、〇二〇六三〇・〇九二一、〇二〇六三〇・〇九三、〇二〇六四九・〇九二及び〇二〇六四九・〇九三の品目に分類されるＳＧ２品については、次のもののうちいずれか低いものとする。

(i) 一キログラム当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格と第一のセーフガード基準輸入価格（注）との差額

注　この(b)の規定の適用上、「第一のセーフガード基準輸入価格」とは、一キログラムにつき五百二十四円に対し百パーセントに各年について(a)に定める関税率を加えた率を乗じて得た価格に等しい価格をいう。

(ii) 第一の代替税率（注）

注　この(b)の規定の適用上、「第一の代替税率」とは、次の関税率をいう。

(a)　一年目及び二年目については、関税分類番号〇二〇三一二・〇二三、〇二〇三一九・〇二三、〇二〇三二一・〇二三、〇二〇三二九・〇二三、〇二〇六三〇・〇九三又は〇二〇六四九・〇九三の品目について日本国の表に定める関税率

(b)　三年目から七年目までについては、一キログラムにつき百円

(c)　八年目及び九年目については、一キログラムにつき七十円

(c)　関税分類番号〇二〇三一一・〇二〇、〇二〇三一一・〇三〇、〇二〇三二一・〇二〇及び〇二〇三二一・〇三〇の品目に分類されるＳＧ２品については、次のもののうちいずれか低いものとする。

(i)　一キログラム当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格と第二のセーフガード基準輸入価格（注）との差額

注　この(c)の規定の適用上、「第二のセーフガード基準輸入価格」とは、一キログラムにつき三百九十三円に対し百パーセントに各年について(a)に定める関税率を加えた率を乗じて得た価格に等しい価格をいう。

(ii)　第二の代替税率（注）

注　この(c)の規定の適用上、「第二の代替税率」とは、次の関税率をいう。

(a)　一年目及び二年目については、関税分類番号〇二〇三一一・〇二〇又は〇二〇三二一・〇二〇の品目について日本国の表に定める関税率

(b)　三年目から七年目までについては、一キログラムにつき七十五円

(c)　八年目及び九年目については、一キログラムにつき五十二円五十銭

3　この款の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、1に定める条件が満たされた年の終了時までに限って維持することができる。

4　日本国は、九年目の終了後は、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならず、又は維持してはならない。

5　この協定が効力を生ずる年が十二箇月未満である場合には、1の規定の適用上、同年において適用される発動水準については、同年についてＳＧ２品に関し1に定める発動水準に、分母を十二とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、こ

れを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第四款　加工された豚肉についての農産品セーフガード措置

1　日本国は、第一款2の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「SG3」を掲げる品目に分類される原産農産品（以下この款において「ＳＧ３品」という。）に対し、次の条件が満たされる場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。

(a)　一年目から四年目までについては、日本国は、各年における英国からのＳＧ３品及び日ＥＵ経済連携協定第二・五条1に定義する「原産農産品」であって、日ＥＵ経済連携協定附属書二－Ａ第三編第Ｃ節第四款1に規定する日本国の表の「注釈」の欄に「SG3」を掲げる品目に分類されるものの輸入数量の合計（以下この款において「ＳＧ３品及び対応する欧州連合からの産品の輸入数量の合計」という。）が当該各年の前の三会計年度の間の一の会計年度におけるＳＧ３品及び対応する欧州連合からの産品の輸入数量の合計のうち最大のものの百十八パーセントを超える場合に限り、ＳＧ３品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(b)　五年目から九年目までについては、日本国は、各年におけるＳＧ３品及び対応する欧州連合からの産

品の輸入数量の合計が当該各年の前の三会計年度の間の一の会計年度におけるＳＧ３品及び対応する欧州連合からの産品の輸入数量の合計のうち最大のものの百二十一パーセントを超える場合に限り、ＳＧ３品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

２　(a)　ＳＧ３品に関し、第一款３(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(i)　一年目及び二年目については、基準税率の八十五パーセント

(ii)　三年目から七年目までについては、基準税率の六十パーセント

(iii)　八年目及び九年目については、基準税率の四十五パーセント

(b)　(a)の規定の適用上、基準税率は、従価税である部分及び従量税である部分から成るものとし、第一款３(c)に規定する関税率については、各部分の基準税率を(a)に定める百分率を乗じた値まで減じたものに決定する。従価税である部分の基準税率については、八・五パーセントとし、従量税である部分の基準税率については、ＳＧ３品の一キログラムにつき六百十四円八十五銭からＳＧ３品の一キログラム当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格の六十パーセントの額を減じて得たものとする。

３　この款の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、１に定める条件が満たされた年の終

了時までに限って維持することができる。

4　日本国は、九年目の終了後は、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

5　この協定が効力を生ずる年が十二箇月未満である場合には、1の規定の適用上、同年において適用される発動水準については、同年についてＳＧ３品に関し1に定める発動水準に、分母を十二とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第五款　ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置

1　日本国は、第一款2の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「SG4*」を掲げる品目に分類される原産農産品に対し、英国からの当該原産農産品及び日ＥＵ経済連携協定第二・五条1に定義する「原産農産品」であって、日ＥＵ経済連携協定附属書二ーＡ第三編第Ｃ節第五款1に規定する日本国の表の「注釈」の欄に「SG4*」を掲げる品目に分類されるものの各年における輸入数量の合計が次に定める発動水準を超える場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。

(a) 一年目については、二千二百六十七メートル・トン
(b) 二年目については、二千四百メートル・トン
(c) 三年目については、二千五百三十三メートル・トン
(d) 四年目については、二千六百六十七メートル・トン
(e) 五年目については、二千八百メートル・トン
(f) 六年目については、二千九百三十三メートル・トン
(g) 七年目については、三千六十七メートル・トン
(h) 八年目については、三千二百メートル・トン
(i) 九年目については、三千五百四十四メートル・トン
(j) 十年目については、三千八百八十八メートル・トン
(k) 十一年目については、四千二百三十二メートル・トン
(l) 十二年目については、四千六百九十メートル・トン
(m) 十三年目については、五千百四十八メートル・トン

(n) 十四年目については、五千六百六メートル・トン
(o) 十五年目については、六千六十四メートル・トン
(p) 十六年目については、六千五百二十二メートル・トン
(q) 十七年目については、六千九百八十メートル・トン
(r) 十八年目については、七千四百三十八メートル・トン
(s) 十九年目以降の各年については、その前年の発動水準に五百七十三メートル・トンを加えたもの

2 「SG4*」を掲げる品目に分類される原産農産品に関し、第一款3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(a) 一年目から三年目までについては、二十九・八パーセント及び一キログラムにつき百二十円
(b) 四年目から八年目までについては、二十三・八パーセント及び一キログラムにつき百五円
(c) 九年目から十三年目までについては、十九・四パーセント及び一キログラムにつき九十円
(d) 十四年目から十八年目までについては、十三・四パーセント及び一キログラムにつき七十五円
(e) 十九年目以降については、

(i) 当該年の前年にこの款に規定する農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、従価税の部分について当該前年のものを一・九パーセント引き下げたもの及び従量税の部分について当該前年のものを一キログラムにつき十円七十銭引き下げたもの

(ii) 当該年の前年にこの款に規定する農産品セーフガード措置をとった場合には、従価税の部分について当該前年のものを一パーセント引き下げたもの及び従量税の部分について当該前年のものを一キログラムにつき五円引き下げたもの

3 この款の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、1に定める条件が満たされた年の終了時までに限って維持することができる。

4 日本国は、日EU経済連携協定附属書二ーA第三編第C節第五款の規定に基づく農産品セーフガード措置が同款4の規定に従って適用されなくなる場合には、その後は、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

5 (a) 1の規定にかかわらず、日本国は、次のいずれかの要件が満たされる場合には、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

(i) 自国において脱脂粉乳が国内的に不足していること。

(ii) 自国において脱脂粉乳に対する国内需要の明らかな減少がないこと。

(b) 日本国がこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとる場合において、英国が(a)に定める要件のいずれかが満たされていると信ずるときは、英国は、次のことを行うことができる。

(i) 日本国に対し、日本国が(a)に定める要件のいずれも満たされていないと考える理由を説明するよう求めること。

(ii) 日本国に対し、農産品セーフガード措置がとられた年の残余の期間当該農産品セーフガード措置の適用を停止するよう要請すること。

6 この協定が効力を生ずる年が十二箇月未満である場合には、1の規定の適用上、同年において適用される発動水準については、同年について「SG4*」を掲げる品目に分類される原産農産品に関し1に定める発動水準に、分母を十二とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第六款　ホエイ粉についての農産品セーフガード措置

1　日本国は、第一款2の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「SG4**」を掲げる品目に分類される原産農産品に対し、英国からの当該原産農産品及び日ＥＵ経済連携協定第二・五条1に定義する「原産農産品」であって、日ＥＵ経済連携協定附属書二―Ａ第三編第Ｃ節第六款1に規定する日本国の表の「注釈」の欄に「SG4**」を掲げる品目に分類されるものの各年における輸入数量の合計が次に定める発動水準を超える場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。

(a)　一年目については、二千六百十一メートル・トン

(b)　二年目については、二千七百六十七メートル・トン

(c)　三年目については、二千九百二十二メートル・トン

(d)　四年目については、三千七十八メートル・トン

(e)　五年目については、三千二百三十三メートル・トン

(f)　六年目については、三千三百八十九メートル・トン

(g)　七年目については、三千五百四十四メートル・トン

(h) 八年目については、三千七百メートル・トン
(i) 九年目については、三千九百二十九メートル・トン
(j) 十年目については、四千百五十八メートル・トン
(k) 十一年目については、四千五百二メートル・トン
(l) 十二年目については、四千八百四十六メートル・トン
(m) 十三年目については、五千百九十メートル・トン
(n) 十四年目以降の各年については、その前年の発動水準に四百五十八メートル・トンを加えたもの

2 「SG4**」を掲げる品目に分類される原産農産品に関し、第一款3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(a) 一年目から三年目までについては、二十九・八パーセント及び一キログラムにつき七十五円
(b) 四年目から八年目までについては、二十三・八パーセント及び一キログラムにつき四十五円
(c) 九年目から十三年目までについては、十三・四パーセント及び一キログラムにつき三十円
(d) 十四年目以降については、

(i) 当該年の前年にこの款に規定する農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、従価税の部分について当該前年のものを二パーセント引き下げたもの及び従量税の部分について当該前年のものを一キログラムにつき四円引き下げたもの

(ii) 当該年の前年にこの款に規定する農産品セーフガード措置をとった場合には、従価税の部分について当該前年のものを一パーセント引き下げたもの及び従量税の部分について当該前年のものを一キログラムにつき二円引き下げたもの

3 この款の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、1に定める条件が満たされた年の終了時までに限って維持することができる。

4 日本国は、日EU経済連携協定附属書二ーA第三編第C節第六款の規定に基づく農産品セーフガード措置が同款4の規定に従って適用されなくなる場合には、その後は、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

5 この協定が効力を生ずる年が十二箇月未満である場合には、1の規定の適用上、同年において適用される発動水準については、同年について「SG4**」を掲げる品目に分類される原産農産品に関し1に定める

発動水準に、分母を十二とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第七款　オレンジ（生鮮のものに限る。）についての農産品セーフガード措置

1　日本国は、第一款2の規定に従い、5に規定する場合を除くほか、日本国の表の「注釈」の欄に「SG5」を掲げる品目に分類される原産農産品に対し、英国からの当該原産農産品及び日ＥＵ経済連携協定第二・五条1に定義する「原産農産品」であって、日ＥＵ経済連携協定附属書二―Ａ第三編第Ｃ節第七款1に規定する日本国の表の「注釈」の欄に「SG5」を掲げる品目に分類されるものの各会計年度の十二月一日から三月三十一日までの間の輸入数量の合計が二千メートル・トンを超える場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。

2　「SG5」を掲げる品目に分類される原産農産品に関し、第一款3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(a)　一年目及び二年目については、二十八パーセント

(b)　三年目から五年目までについては、二十パーセント

3　この款の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、1に定める条件が満たされた年の終了時までに限って維持することができる。

4　日本国は、五年目の終了後は、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

5　この協定が効力を生ずる年が四箇月未満である場合には、1の規定の適用上、同年において適用される1に定める発動水準については、二千メートル・トンに、分母を四とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第八款　競走馬についての農産品セーフガード措置

1　日本国は、第一款2の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「SG6」を掲げる品目に分類される原産農産品に対し、日本円で表示される一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格が発動価格の九十パーセント未満である場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。当該発動

価格については、４の規定に従って合意される価格又は４の規定による発動価格に関する特定の合意が存在しない場合には千七十万円とする。

２　「SG6」を掲げる品目に分類される原産農産品に関し、第一款３(c)に規定する関税率については、第Ａ節１(x)に定める区分「B15」に従って当該原産農産品について決定される関税率に次のものを加えたものとする。

(a)　一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差が当該発動価格の十パーセントを超え四十パーセント以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と第Ａ節１(x)に定める区分「B15」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の三十パーセント

(b)　一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差が当該発動価格の四十パーセントを超え六十パーセント以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と第Ａ節１(x)に定める区分「B15」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の五十パーセント

(c)　一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差が当該発動価格の六十パーセントを超え七十五パーセント以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と第Ａ節１(x)に

定める区分「B15」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の七十パーセント

(d) 一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差が当該発動価格の七十五パーセントを超える場合には、輸入の時の実行最恵国税率と第A節1(x)に定める区分「B15」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の百パーセント

3 日本国は、十三年目の終了後は、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

4 英国の要請があった場合には、日本国及び英国は、この款に定める農産品セーフガード措置の運用について協議を行うものとし、また、発動価格を定期的に評価し、及び改定することについて相互に合意することができる。

第Ｄ節　日本国の表

関税品目	品名	基準税率	区分	注釈	１年目	２年目	３年目	４年目	５年目	６年目	７年目	８年目	９年目	１０年目	１１年目	１２年目	１３年目	１４年目	１５年目	１６年目	１７年目	１８年目	１９年目以降
	第１部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品																						
	第１類　動物（生きているものに限る。）																						
01.01	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）																						
	馬																						
0101.29	その他のもの																						
	2 その他のもの																						
010129.290	(2) その他のもの	1頭につき3,400,000円	B15	SG6	1頭につき2,762,500円	1頭につき2,550,000円	1頭につき2,337,500円	1頭につき2,125,000円	1頭につき1,912,500円	1頭につき1,700,000円	1頭につき1,487,500円	1頭につき1,275,000円	1頭につき1,062,500円	1頭につき850,000円	1頭につき637,500円	1頭につき425,000円	1頭につき212,500円	無税	無税	無税	無税	無税	無税
01.02	牛（生きているものに限る。）																						
	家畜のもの																						
0102.29	その他のもの																						
010229.100	１１頭の重量が300キログラム以下のもの	1頭につき38,250円	B15		1頭につき31,078.13円	1頭につき28,687.50円	1頭につき26,296.88円	1頭につき23,906.25円	1頭につき21,515.63円	1頭につき19,125円	1頭につき16,734.38円	1頭につき14,343.75円	1頭につき11,953.13円	1頭につき9,562.50円	1頭につき7,171.88円	1頭につき4,781.25円	1頭につき2,390.63円	無税	無税	無税	無税	無税	無税

010229.200	2 その他のもの	1頭につき 63,750円	B15		1頭につき 51,796.88円	1頭につき 47,812.50円	1頭につき 43,828.13円	1頭につき 39,843.75円	1頭につき 35,859.38円	1頭につき 31,875円	1頭につき 27,890.63円	1頭につき 23,906.25円	1頭につき 19,921.88円	1頭につき 15,937.50円	1頭につき 11,953.13円	1頭につき 7,968.75円	1頭につき 3,984.38円	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0102.90	その他のもの																					
	2 その他のもの																					
010290.210	(1) 1頭の重量が300キログラム以下のもの	1頭につき 38,250円	B15		1頭につき 31,078.13円	1頭につき 28,687.50円	1頭につき 26,296.88円	1頭につき 23,906.25円	1頭につき 21,515.63円	1頭につき 19,125円	1頭につき 16,734.38円	1頭につき 14,343.75円	1頭につき 11,953.13円	1頭につき 9,562.50円	1頭につき 7,171.88円	1頭につき 4,781.25円	1頭につき 2,390.63円	無税	無税	無税	無税	無税	無税
010290.290	(2) その他のもの	1頭につき 63,750円	B15		1頭につき 51,796.88円	1頭につき 47,812.50円	1頭につき 43,828.13円	1頭につき 39,843.75円	1頭につき 35,859.38円	1頭につき 31,875円	1頭につき 27,890.63円	1頭につき 23,906.25円	1頭につき 19,921.88円	1頭につき 15,937.50円	1頭につき 11,953.13円	1頭につき 7,968.75円	1頭につき 3,984.38円	無税	無税	無税	無税	無税	無税
01.03	豚（生きているものに限る。）																					
	その他のもの																					
0103.92	1頭の重量が50キログラム以上のもの																					
010392.011	〔1〕 1頭の課税価格が生きている豚に係る従量税適用限度価格（生きている豚に係る基準輸入価格（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第1項第1号に定める価格をいう。以下この項において同じ。）から当該区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同法別表第1の3におけるこの号の〔1〕に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの	1頭につき 19,508円	B15*		B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	無税	無税	無税	無税	無税	無税

010392.012	〔2〕 1頭の課税価格が生きている豚に係る従量税適用限度価格を超え、生きている豚に係る分岐点価格（生きている豚に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同法別表第1の3におけるこの号の〔3〕に定める率（例えば、9.8%の場合は0.098）に1を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの	1頭につき、生きている豚に係る基準輸入価格と課税価格との差額	B15*		B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	無税	無税	無税	無税	無税	無税
010392.020	〔3〕 1頭の課税価格が生きている豚に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	B15		6.9%	6.4%	5.8%	5.3%	4.8%	4.3%	3.7%	3.2%	2.7%	2.1%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
01.06	その他の動物（生きているものに限る。）																						
	哺乳類																						
0106.12	くじら目、海牛目及び鰭脚下目																						
010612.010	ー くじら目及び海牛目		X																				
	第2類　肉及び食用のくず肉																						
02.01	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																						
020110.000	枝肉及び半丸枝肉	38.5%	R1	SG1*, S	25.8%	25.0%	24.2%	23.3%	22.5%	21.7%	20.8%	20.0%	18.2%	16.3%	14.5%	12.7%	10.8%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%
020120.000	その他の骨付き肉	38.5%	R1	SG1*, S	25.8%	25.0%	24.2%	23.3%	22.5%	21.7%	20.8%	20.0%	18.2%	16.3%	14.5%	12.7%	10.8%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%
0201.30	骨付きでない肉																						

020130.010	ー ロインのもの	38.5%	R1	SG1*, S	25.8%	25.0%	24.2%	23.3%	22.5%	21.7%	20.8%	20.0%	18.2%	16.3%	14.5%	12.7%	10.8%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%
020130.020	ー かた、うで及びもものもの	38.5%	R1	SG1*, S	25.8%	25.0%	24.2%	23.3%	22.5%	21.7%	20.8%	20.0%	18.2%	16.3%	14.5%	12.7%	10.8%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%
020130.030	ー ばらのもの	38.5%	R1	SG1*, S	25.8%	25.0%	24.2%	23.3%	22.5%	21.7%	20.8%	20.0%	18.2%	16.3%	14.5%	12.7%	10.8%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%
020130.090	ー その他のもの	38.5%	R1	SG1*, S	25.8%	25.0%	24.2%	23.3%	22.5%	21.7%	20.8%	20.0%	18.2%	16.3%	14.5%	12.7%	10.8%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%
02.02	牛の肉（冷凍したものに限る。）																						
020210.000	枝肉及び半丸枝肉	38.5%	R1	SG1*, S	25.8%	25.0%	24.2%	23.3%	22.5%	21.7%	20.8%	20.0%	18.2%	16.3%	14.5%	12.7%	10.8%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%
020220.000	その他の骨付き肉	38.5%	R1	SG1*, S	25.8%	25.0%	24.2%	23.3%	22.5%	21.7%	20.8%	20.0%	18.2%	16.3%	14.5%	12.7%	10.8%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%
0202.30	骨付きでない肉																						
020230.010	ー ロインのもの	38.5%	R1	SG1*, S	25.8%	25.0%	24.2%	23.3%	22.5%	21.7%	20.8%	20.0%	18.2%	16.3%	14.5%	12.7%	10.8%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%
020230.020	ー かた、うで及びもものもの	38.5%	R1	SG1*, S	25.8%	25.0%	24.2%	23.3%	22.5%	21.7%	20.8%	20.0%	18.2%	16.3%	14.5%	12.7%	10.8%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%
020230.030	ー ばらのもの	38.5%	R1	SG1*, S	25.8%	25.0%	24.2%	23.3%	22.5%	21.7%	20.8%	20.0%	18.2%	16.3%	14.5%	12.7%	10.8%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%
020230.090	ー その他のもの	38.5%	R1	SG1*, S	25.8%	25.0%	24.2%	23.3%	22.5%	21.7%	20.8%	20.0%	18.2%	16.3%	14.5%	12.7%	10.8%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%
02.03	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）																						
	生鮮のもの及び冷蔵したもの																						
0203.11	枝肉及び半丸枝肉																						
	2 その他のもの																						

020311.020	〔1〕　課税価格が１キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格（枝肉に係る基準輸入価格（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第１の３の２に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第２項第１号に定める価格をいう。以下この項において同じ。）から当該区分に対応する同法別表第１の３に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同法別表第１の３におけるこの号の〔1〕に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの	1kgにつき361円	R2	SG2，S	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2
020311.030	〔2〕　課税価格が１キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格（枝肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第１の３の２に定める期間内に輸入されるものの区分に対応する同法別表第１の３に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同法別表第１の３におけるこの号の〔3〕に定める率（例えば、4.9%の場合は0.049）に１を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの	1kgにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	R2	SG2，S	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2
020311.040	〔3〕　課税価格が１キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの	4.3%	B9*	SG2，S	1.7%	1.5%	1.2%	1.0%	0.7%	0.5%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0203.12	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）																							

	2 その他のもの																						
020312.023	〔1〕 課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格（部分肉に係る基準輸入価格（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第１の３の２に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第３項第１号に定める価格をいう。以下この項及び第02.06項において同じ。）から当該区分に対応する同法別表第１の３に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同法別表第１の３におけるこの号の〔1〕に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項及び第02.06項において同じ。）以下のもの	1kgにつき482円	R3	SG2, S	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3
020312.021	〔2〕 課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格（部分肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第１の３の２に定める期間内に輸入されるものの区分に対応する同法別表第１の３に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同法別表第１の３におけるこの号の〔3〕に定める率（例えば、4.9%の場合は0.049）に１を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項及び第02.06項において同じ。）以下のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	R3	SG2, S	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3
020312.022	〔3〕 課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	4.3%	B9*	SG2, S	1.7%	1.5%	1.2%	1.0%	0.7%	0.5%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

0203.19	その他のもの																						
	2 その他のもの																						
020319.023	〔1〕 課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	1kg につき 482 円	R3	SG2, S	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3
020319.021	〔2〕 課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	1kg につき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	R3	SG2, S	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3
020319.022	〔3〕 課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	4.3%	B9*	SG2, S	1.7%	1.5%	1.2%	1.0%	0.7%	0.5%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	冷凍したもの																						
0203.21	枝肉及び半丸枝肉																						
	2 その他のもの																						
020321.020	〔1〕 課税価格が１キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	1kg につき 361 円	R2	SG2, S	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2
020321.030	〔2〕 課税価格が１キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格以下のもの	1kg につき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	R2	SG2, S	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2
020321.040	〔3〕 課税価格が１キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの	4.3%	B9*	SG2, S	1.7%	1.5%	1.2%	1.0%	0.7%	0.5%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

0203.22	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）																						
	2 その他のもの																						
020322.023	〔1〕 課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	1kg につき 482 円	R3	SG2, S	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3
020322.021	〔2〕 課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	1kg につき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	R3	SG2, S	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3
020322.022	〔3〕 課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	4.3%	B9*	SG2, S	1.7%	1.5%	1.2%	1.0%	0.7%	0.5%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0203.29	その他のもの																						
	2 その他のもの																						
020329.023	〔1〕 課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	1kg につき 482 円	R3	SG2, S	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3
020329.021	〔2〕 課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	1kg につき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	R3	SG2, S	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3

020329.022	〔3〕 課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	4.3%	B9*	SG2, S	1.7%	1.5%	1.2%	1.0%	0.7%	0.5%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
02.06	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）																						
0206.10	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																						
020610.020	1 ほほ肉及び頭肉	50.0%	R4	SG1**, S	34.8%	32.7%	30.6%	28.4%	26.3%	24.2%	22.1%	20.0%	18.2%	16.3%	14.5%	12.7%	10.8%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%
	2 その他のもの																						
	(1) 臓器及び舌																						
020610.011	― 舌	12.8%	B10*	S	5.1%	4.5%	3.8%	3.2%	2.6%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
020610.019	― その他のもの	12.8%	B12*	S	5.3%	4.8%	4.3%	3.7%	3.2%	2.7%	2.1%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
020610.090	(2) その他のもの	21.3%	B15	S	17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	牛のもの（冷凍したものに限る。）																						
020621.000	舌	12.8%	B10*	S	5.1%	4.5%	3.8%	3.2%	2.6%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
020622.000	肝臓	12.8%	B15	S	10.4%	9.6%	8.8%	8.0%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0206.29	その他のもの																						
020629.020	1 ほほ肉及び頭肉	50.0%	R4	SG1**, S	34.8%	32.7%	30.6%	28.4%	26.3%	24.2%	22.1%	20.0%	18.2%	16.3%	14.5%	12.7%	10.8%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%
	2 その他のもの																						

020629.010	(1) 臓器	12.8%	B12*	S	5.3%	4.8%	4.3%	3.7%	3.2%	2.7%	2.1%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
020629.090	(2) その他のもの	21.3%	B15	S	17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0206.30	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																						
	2 その他のもの																						
020630.091	(1) 臓器	8.5%	B10		6.2%	5.4%	4.6%	3.9%	3.1%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
020630.093	〔1〕 課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	1kg につき 482 円	R3	SG2, S	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3
020630.092	〔2〕 課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	1kg につき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	R3	SG2, S	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3
020630.099	〔3〕 課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	4.3%	B9*	SG2, S	1.7%	1.5%	1.2%	1.0%	0.7%	0.5%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	豚のもの（冷凍したものに限る。）																						
0206.41	肝臓																						
020641.090	2 その他のもの	8.5%	B10		6.2%	5.4%	4.6%	3.9%	3.1%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0206.49	その他のもの																						
	2 その他のもの																						

020649.091	(1) 臓器	8.5%	B7*		3.1%	2.5%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																							
020649.093	〔1〕 課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	1kg につき 482 円	R3	SG2, S	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3
020649.092	〔2〕 課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	1kg につき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	R3	SG2, S	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R3
020649.099	〔3〕 課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	4.3%	B9*	SG2, S	1.7%	1.5%	1.2%	1.0%	0.7%	0.5%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
02.07	肉及び食用のくず肉で、第 01.05 項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）																							
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの																							
020711.000	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	11.9%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
020712.000	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	11.9%	B10		8.7%	7.6%	6.5%	5.4%	4.3%	3.2%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0207.13	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																							
020713.100	１ 骨付きのもも	8.5%	B10		6.2%	5.4%	4.6%	3.9%	3.1%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

020713.200	2 その他のもの	11.9%	B10		8.7%	7.6%	6.5%	5.4%	4.3%	3.2%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0207.14	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）																						
	2 その他のもの																						
020714.210	(1) 骨付きのもも	8.5%	B10		6.2%	5.4%	4.6%	3.9%	3.1%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
020714.220	(2) その他のもの	11.9%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	あひるのもの																						
020744.000	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	9.6%	B5		4.8%	3.2%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
02.08	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）																						
0208.40	くじら目のもの、海牛目のもの及び鯨脚下目のもの																						
020840.011	ー くじらのもの		X																				
02.10	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール																						
	豚の肉																						
0210.11	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）																						

021011.010	〔1〕 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格（豚肉加工品に係る基準輸入価格（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第１の３の２に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第４項第１号に定める価格をいう。以下この項及び第16.02項において同じ。）を、当該区分に対応する同法別表第１の３に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同法別表第１の３におけるこの号の〔2〕に定める率（例えば、9.8%の場合は0.098）に0.6を加えた数で除し、これに1.5を乗じて得た価格をいう。以下この項及び第16.02項において同じ。）以下のもの	1kgにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	B10**	SG3, S	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
021011.020	〔2〕 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	B10***	SG3, S	3.3%	2.7%	2.2%	1.8%	1.5%	1.1%	0.7%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0210.12	ばら肉及びこれを分割したもの																						
021012.010	〔1〕 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	1kgにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	B10**	SG3, S	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
021012.020	〔2〕 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	B10***	SG3, S	3.3%	2.7%	2.2%	1.8%	1.5%	1.1%	0.7%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0210.19	その他のもの																						

021019.010	〔1〕 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	1kgにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	B10**	SG3, S	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
021019.020	〔2〕 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	B10***	SG3, S	3.3%	2.7%	2.2%	1.8%	1.5%	1.1%	0.7%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
021020.000	牛の肉	1kgにつき161.50円	R5	S	1kgにつき139.48円	1kgにつき132.14円	1kgにつき124.80円	1kgにつき117.45円	1kgにつき110.11円	1kgにつき102.77円	1kgにつき95.43円	1kgにつき88.09円	1kgにつき80.75円	1kgにつき80.75円	1kgにつき80.75円	1kgにつき80.75円	1kgにつき80.75円	1kgにつき80.75円	1kgにつき80.75円	1kgにつき80.75円	1kgにつき80.75円	1kgにつき80.75円	1kgにつき80.75円
	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）																						
021092.000	くじら目のもの、海牛目のもの及び鰭脚下目のもの																						
	― くじら目のもの及び海牛目のもの		X																				
	― その他のもの	4.2%	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0210.99	その他のもの																						
	１ 豚のもの																						

021099.011	〔1〕　課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	1kgにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	B10**	SG3，S	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
021099.019	〔2〕　課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	B10***	SG3，S	3.3%	2.7%	2.2%	1.8%	1.5%	1.1%	0.7%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
021099.020	2 牛のもの	1kgにつき161.50円	R5	S	1kgにつき139.48円	1kgにつき132.14円	1kgにつき124.80円	1kgにつき117.45円	1kgにつき110.11円	1kgにつき102.77円	1kgにつき95.43円	1kgにつき88.09円	1kgにつき80.75円	1kgにつき80.75円	1kgにつき80.75円	1kgにつき80.75円	1kgにつき80.75円	1kgにつき80.75円	1kgにつき80.75円	1kgにつき80.75円	1kgにつき80.75円	1kgにつき80.75円	1kgにつき80.75円
	第３類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物																						
03.01	魚（生きているものに限る。）																						
	その他の魚（生きているものに限る。）																						
0301.94	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）																						
	2 その他のもの																						
030194.220	ー くろまぐろ（トゥヌス・オリエンタリス）	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0301.99	その他のもの																						
	2 その他のもの																						

030199.210	(1) にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	10.0%	B15		8.1%	7.5%	6.9%	6.3%	5.6%	5.0%	4.4%	3.8%	3.1%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
030199.290	― その他のもの	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
03.02	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）																						
	さけ科のもの（第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）																						
030211.000	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0302.13	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）																						
030213.011	― べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）	3.5%	B8		2.3%	1.9%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

030213.012	ー ぎんざけ（オンコルヒュンクス・キストク）	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030213.019	ー その他のもの	3.5%	B8		2.3%	1.9%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030219.000	その他のもの	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）																						
030231.000	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030234.000	めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0302.35	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）																						
030235.010	ー くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）	3.5%	B5		1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030235.020	ー くろまぐろ（トゥヌス・オリエンタリス）	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030236.000	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030239.000	その他のもの	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、ぐるくま（ラストレルリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモルス属のもの）、まあじ（トラクルス属のもの）、ぎんがめあじ（カランクス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）、まながつお（パムプス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）、むろあじ（デカプテルス属のもの）、からふとししゃも（マルロトゥス・ヴィルロスス）、めかじき（クスィフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）（第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）																						
030241.000	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030242.000	かたくちいわし（エングラウリス属のもの）	10.0%	B15		8.1%	7.5%	6.9%	6.3%	5.6%	5.0%	4.4%	3.8%	3.1%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0302.43	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）																						
030243.100	1 サルディノプス属のもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030244.000	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）	10.0%	B15		8.1%	7.5%	6.9%	6.3%	5.6%	5.0%	4.4%	3.8%	3.1%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030245.000	まあじ（トラクルス属のもの）	10.0%	B15		8.1%	7.5%	6.9%	6.3%	5.6%	5.0%	4.4%	3.8%	3.1%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税

030247.000	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）	3.5%	B8		2.3%	1.9%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0302.49	その他のもの																						
030249.100	1 さんま（コロラビス・サイラ）及びむろあじ（デカプテルス属のもの）	10.0%	B15		8.1%	7.5%	6.9%	6.3%	5.6%	5.0%	4.4%	3.8%	3.1%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
030249.210	ー さわら（スコムベロモルス属のもの）	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030249.220	ー かじき（まかじき科のもの）	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）																						
030251.000	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0302.54	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）																						
030254.100	1 メルルシウス属のもの	10.0%	B15		8.1%	7.5%	6.9%	6.3%	5.6%	5.0%	4.4%	3.8%	3.1%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030255.000	すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）	10.0%	B15		8.1%	7.5%	6.9%	6.3%	5.6%	5.0%	4.4%	3.8%	3.1%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0302.59	その他のもの																						

030259.100	1 たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）	10.0%	B15		8.1%	7.5%	6.9%	6.3%	5.6%	5.0%	4.4%	3.8%	3.1%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他の魚（第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）																						
0302.89	その他のもの																						
	1 にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）及びうるめいわし（エトルメウス属のもの）																						
030289.110	ー ぶり（セリオーラ属のもの）	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030289.190	ー その他のもの	10.0%	B15		8.1%	7.5%	6.9%	6.3%	5.6%	5.0%	4.4%	3.8%	3.1%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	3 その他のもの																						
030289.299	ー その他のもの																						
	ーー さわら	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーー さんま（コロラビス属のもの）（コロラビス・サイラを除く。）	3.5%	B15		2.8%	2.6%	2.4%	2.2%	2.0%	1.8%	1.5%	1.3%	1.1%	0.9%	0.7%	0.4%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーー その他のもの	3.5%	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉																						
0302.91	肝臓、卵及びしらこ																						

	1 にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵																						
030291.020	ー たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0302.99	その他のもの																						
	2 その他のもの																						
030299.910	(1) にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）																						
	ー にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）、コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）、ぶり（セリオーラ属のもの）及びいわし（サルディノプス属のもの）	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの	10.0%	B15		8.1%	7.5%	6.9%	6.3%	5.6%	5.0%	4.4%	3.8%	3.1%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
030299.999	ー その他のもの																						
	ーー くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）	3.5%	B5		1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	ーー べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）、太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）及びめかじき（クスィフィアス・グラディウス）	3.5%	B8		2.3%	1.9%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーー さけ科のもの（大西洋さけ（サルモ・サラル）、ドナウさけ（フコ・フコ）、べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）及び太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）を除く。）、まぐろ（くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）及びきはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）を除く。）、かじき（まかじき科のもの）及びさわら	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーー その他のもの	3.5%	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
03.03	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）																						
	さけ科のもの（第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）																						

0303.12	その他の太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）																							
030312.010	ー ぎんざけ（オンコルヒュンクス・キストク）	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030312.090	ー その他のもの	3.5%	B8		2.3%	1.9%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030319.000	その他のもの	3.5%	B8		2.3%	1.9%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）																							
030341.000	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）	3.5%	B8		2.3%	1.9%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030343.000	かつお	3.5%	B3		0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0303.45	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）																							
030345.020	ー くろまぐろ（トゥヌス・オリエンタリス）	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030346.000	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030349.000	その他のもの	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、ぐるくま（ラストレルリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモルス属のもの）、まあじ（トラクルス属のもの）、ぎんがめあじ（カランクス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）、まながつお（パムプス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）、むろあじ（デカプテルス属のもの）、からふとししゃも（マルロトゥス・ヴィルロスス）、めかじき（クスィフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）（第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）																						
0303.53	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）																						
030353.100	1 サルディノプス属のもの	10.0%	B8		6.7%	5.6%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030354.000	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）	7.0%	B15		5.7%	5.3%	4.8%	4.4%	3.9%	3.5%	3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030355.000	まあじ（トラクルス属のもの）	10.0%	B15		8.1%	7.5%	6.9%	6.3%	5.6%	5.0%	4.4%	3.8%	3.1%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030357.000	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0303.59	その他のもの																						

	1 かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）及びむろあじ（デカプテルス属のもの）																						
030359.110	― かたくちいわし（エングラウリス属のもの）	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030359.120	― さんま（コロラビス・サイラ）	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030359.190	― むろあじ（デカプテルス属のもの）	10.0%	B15		8.1%	7.5%	6.9%	6.3%	5.6%	5.0%	4.4%	3.8%	3.1%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
030359.910	― さわら（スコムベロモルス属のもの）	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030359.930	― かじき（まかじき科のもの）	3.5%	B8		2.3%	1.9%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）																						
0303.66	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）																						
030366.100	1 メルルシウス属のもの	6.0%	B8		4.0%	3.3%	2.7%	2.0%	1.3%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030367.000	すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）	6.0%	B8		4.0%	3.3%	2.7%	2.0%	1.3%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0303.69	その他のもの																						
030369.100	1 たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）	6.0%	B8		4.0%	3.3%	2.7%	2.0%	1.3%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他の魚（第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）																						
0303.89	その他のもの																						
	1 にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）及びうるめいわし（エトルメウス属のもの）																						
030389.110	― にしん（クルペア属のもの）	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030389.122	― ぶり（セリオーラ属のもの）	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030389.129	― その他のもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	3 その他のもの																						
030389.299	― その他のもの																						
	―― さんま（コロラビス属のもの）（コロラビス・サイラを除く。）及びさわら	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	―― その他のもの	3.5%	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉																						
0303.99	その他のもの																						
	2 その他のもの																						

	(1) にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）																						
030399.911	ー にしん（クルペア属のもの）及びたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）																						
	ーー にしん（クルペア属のもの）（にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）を除く。）	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーー たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）（コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）を除く。）	6.0%	B8		4.0%	3.3%	2.7%	2.0%	1.3%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーー その他のもの	6.0%	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030399.912	ー さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）	7.0%	B15		5.7%	5.3%	4.8%	4.4%	3.9%	3.5%	3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030399.919	ー その他のもの																						
	ーー いわし（サルディノプス属のもの）	10.0%	B8		6.7%	5.6%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	ーー ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーー あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）	10.0%	B15		8.1%	7.5%	6.9%	6.3%	5.6%	5.0%	4.4%	3.8%	3.1%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
	ー その他のもの																						
	ーー さけ科のもの																						
030399.999	ーーー べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）、大西洋さけ（サルモ・サラル）、ドナウさけ（フコ・フコ）及びます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	3.5%	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーーー ぎんざけ（オンコルヒュンクス・キストク）	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーーー その他のもの	3.5%	B8		2.3%	1.9%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーー まぐろ																						
	ーーー きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）、めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）及びくろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）	3.5%	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	――― びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）	3.5%	B8		2.3%	1.9%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	――― その他のもの	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	―― その他のもの																						
	――― かつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）	3.5%	B3		0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	――― かじき（まかじき科のもの）	3.5%	B8		2.3%	1.9%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	――― めかじき（クスィフィアス・グラディウス）及びさわら	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	――― その他のもの	3.5%	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
03.04	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）																						
	その他の魚のフィレ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																						
0304.44	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの																						
030444.100	1 たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0304.49	その他のもの																						

030449.100	1 にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
030449.210	― くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030449.220	― みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																						
0304.53	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの																						
030453.100	1 たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0304.59	その他のもの																						
030459.100	1 にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						

	ー その他のもの																						
030459.291	ーー くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030459.292	ーー みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	魚のフィレ（さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの）（冷凍したものに限る。）																						
030471.000	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	10.0%	B8		6.7%	5.6%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0304.74	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）																						
030474.100	1 メルルシウス属のもの	10.0%	B8		6.7%	5.6%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030475.000	すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）	10.0%	B8		6.7%	5.6%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0304.79	その他のもの																						
030479.100	1 たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）	10.0%	B8		6.7%	5.6%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）																						
030484.000	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）	3.5%	B8		2.3%	1.9%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

0304.87	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）																						
	ー まぐろ（トゥヌス属のもの）																						
030487.020	ーー くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）	3.5%	B5		1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030487.030	ーー みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0304.89	その他のもの																						
030489.100	1 にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	10.0%	B5		5.0%	3.3%	1.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
030489.210	ー かじき（まかじき科のもの）	3.5%	B8		2.3%	1.9%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの（冷凍したものに限る。）																						
0304.99	その他のもの																						
	1 にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）																						

030499.120	ー ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	10.0%	B5		5.0%	3.3%	1.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
	ー その他のもの																						
030499.994	ーー みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
03.05	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）																						
030510.000	魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0305.20	魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）																						
	3 たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵及びこんぶかずのこ																						
030520.020	ー たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	7.5%	B8		5.0%	4.2%	3.3%	2.5%	1.7%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。）																						

0305.32	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの																						
030532.010	ー たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）	15.0%	B8		10.0%	8.3%	6.7%	5.0%	3.3%	1.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0305.39	その他のもの																						
	2 その他のもの																						
030539.210	ー にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	15.0%	B5		7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	乾燥した魚（食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）																						
030551.000	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	15.0%	B10		10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0305.53	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）を除く。）																						
030553.100	ー たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）	15.0%	B10		10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

0305.54	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、ぐるくま（ラストレルリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモルス属のもの）、まあじ（トラクルス属のもの）、ぎんがめあじ（カランクス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）、まながつお（パムプス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）、むろあじ（デカプテルス属のもの）、からふとししゃも（マルロトゥス・ヴィルロスス）、めかじき（クスィフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）																						
030554.100	― にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）、いわし（サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス・サイラ）	15.0%	B10		10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0305.59	その他のもの																						
	2 その他のもの																						
030559.020	(1) にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）及びうるめいわし（エトルメウス属のもの）	15.0%	B10		10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030559.090	(2) その他のもの																						

	ー さんま（コロラビス属のもの）（コロラビス・サイラを除く。）	10.5%	B10		7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの	10.5%	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けした魚（食用の魚のくず肉を除く。）																						
030561.000	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	15.0%	B10		10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030562.000	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	15.0%	B10		10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030563.000	かたくちいわし（エングラウリス属のもの）	15.0%	B10		10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030564.000	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）	10.5%	B10		7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0305.69	その他のもの																						
	2 その他のもの																						

030569.091	ー にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はサルディノプス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	10.5%	B10		7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030569.099	ー その他のもの	10.5%	B10		7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉																						
0305.71	ふかひれ																						
030571.090	ー その他のもの	10.5%	B10		7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0305.72	魚の頭、尾及び浮袋																						
	2 その他のもの																						
	(2) 乾燥したもの																						
	B その他のもの																						
	ー にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）																						

030572.221	ーー コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	15.0%	B10		10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030572.222	ーー その他のもの	15.0%	B10		10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(3) 塩蔵したもの及び塩水漬けしたもの																						
	B その他のもの																						
030572.321	ー にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	15.0%	B10		10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030572.322	ー コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	15.0%	B10		10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030572.323	ー かたくちいわし（エングラウリス属のもの）	15.0%	B10		10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの																						
030572.324	ーー にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はサルディノプス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	10.5%	B10		7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030572.329	ーー その他のもの	10.5%	B10		7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0305.79	その他のもの																						

	2 その他のもの																						
	(2) 乾燥したもの																						
	B その他のもの																						
	ー にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）																						
030579.221	ーー コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	15.0%	B10		10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030579.222	ーー その他のもの	15.0%	B10		10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(3) 塩蔵したもの及び塩水漬けしたもの																						
	B その他のもの																						
030579.321	ー にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	15.0%	B10		10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030579.322	ー コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	15.0%	B10		10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

030579.323	ー かたくちいわし（エングラウリス属のもの）	15.0%	B10		10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの																						
030579.324	ーー にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はサルディノプス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	10.5%	B10		7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030579.329	ーー その他のもの	10.5%	B10		7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
03.06	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）																						
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの																						
0306.33	かに																						
030633.140	ー けがに	4.0%	B10		2.9%	2.5%	2.2%	1.8%	1.5%	1.1%	0.7%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

03.07	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）																						
	かき																						
0307.19	その他のもの																						
	1 くん製したもの																						
030719.210	ー 貝柱	6.7%	B8		4.5%	3.7%	3.0%	2.2%	1.5%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	スキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）																						
030721.000	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030722.000	冷凍したもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0307.29	その他のもの																						
030729.500	1 くん製したもの	6.7%	B8		4.5%	3.7%	3.0%	2.2%	1.5%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030729.200	2 その他のもの	15.0%	B10		10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）																						
0307.39	その他のもの																						

	1 くん製したもの																						
030739.510	ー 貝柱	6.7%	B5		3.4%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	いか																						
0307.42	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの																						
030742.090	ー その他のもの	5.0%	B10		3.6%	3.2%	2.7%	2.3%	1.8%	1.4%	0.9%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0307.43	冷凍したもの																						
030743.020	ー あかいか（オムマストリフェス・バルトラミ）	3.5%	B8		2.3%	1.9%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030743.030	ー するめいか（トダロデス・パキフィクス）、アメリカおおあかいか（ドシディクス・ギガス）、じんどういか（ロリオルス属のもの）、まついか（イルレクス属のもの）及びほたるいか（ワタセニア・スキンティルランス）	5.0%	B10		3.6%	3.2%	2.7%	2.3%	1.8%	1.4%	0.9%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの																						
030743.090	ーー いか（ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のもの）	3.5%	B8		2.3%	1.9%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーー その他のもの	3.5%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0307.49	その他のもの																						
030749.500	1 くん製したもの	6.7%	B8		4.5%	3.7%	3.0%	2.2%	1.5%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	2 その他のもの																						
	ー もんごういか																						
030749.210	ーー 乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたもの	15.0%	B10		10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーー その他のもの	15.0%	B8		10.0%	8.3%	6.7%	5.0%	3.3%	1.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの																						
030749.290	ーー いか（ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のもの）（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）	15.0%	B10		10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーー その他のもの	15.0%	B8		10.0%	8.3%	6.7%	5.0%	3.3%	1.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	クラム、コックル及びアークシェル（ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しゃこがい科又はまるすだれがい科のもの）																						
0307.71	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの																						
030771.100	1 貝柱	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	3 その他のもの																						
030771.310	ー 赤貝（生きているものに限る。）	7.0%	B10		5.1%	4.5%	3.8%	3.2%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030771.320	ー あさり	7.0%	B10		5.1%	4.5%	3.8%	3.2%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

030771.390	ー その他のもの	7.0%	B13		5.5%	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0307.72	冷凍したもの																						
030772.100	1 貝柱	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	3 その他のもの																						
030772.310	ー あさり	7.0%	B10		5.1%	4.5%	3.8%	3.2%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030772.390	ー その他のもの	7.0%	B8		4.7%	3.9%	3.1%	2.3%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0307.79	その他のもの																						
	1 くん製したもの																						
030779.210	ー 貝柱	6.7%	B5		3.4%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
030779.310	(1) 貝柱	15.0%	B10		10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(3) その他のもの																						
030779.339	ー その他のもの	10.5%	B10		7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	あわび（ハリオティス属のもの）及びそでぼら（ストロムブス属のもの）																						
030781.000	あわび（ハリオティス属のもの。生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	7.0%	B10		5.1%	4.5%	3.8%	3.2%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

030782.000	そでぼら（ストロムブス属のもの。生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																						
	ー 貝柱	7.0%	B10		5.1%	4.5%	3.8%	3.2%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの	7.0%	B13		5.5%	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030784.000	そでぼら（ストロムブス属のもの。冷凍したものに限る。）																						
	ー 貝柱	7.0%	B10		5.1%	4.5%	3.8%	3.2%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの	7.0%	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0307.87	その他のあわび（ハリオティス属のもの）																						
030787.900	2 その他のもの	10.5%	B10		7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0307.88	その他のそでぼら（ストロムブス属のもの）																						
030788.100	1 くん製したもの																						
	ー 貝柱	6.7%	B8		4.5%	3.7%	3.0%	2.2%	1.5%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの	6.7%	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030788.900	2 その他のもの	10.5%	B10		7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）																						
0307.91	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの																						

030791.010	ー 貝柱	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの																						
030791.091	ーー スキャロップ（いたやがい科のもの）	7.0%	B10		5.1%	4.5%	3.8%	3.2%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030791.092	ーー しじみ	7.0%	B10		5.1%	4.5%	3.8%	3.2%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030791.099	ーー その他のもの	7.0%	B13		5.5%	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0307.92	冷凍したもの																						
030792.110	ー 貝柱	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの																						
030792.131	ーー スキャロップ（いたやがい科のもの）	7.0%	B8		4.7%	3.9%	3.1%	2.3%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0307.99	その他のもの																						
	1 くん製したもの																						
030799.220	ー スキャロップ（いたやがい科のもの）及び貝柱	6.7%	B8		4.5%	3.7%	3.0%	2.2%	1.5%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
030799.330	ー 貝柱	15.0%	B10		10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの																						
030799.320	ーー スキャロップ（いたやがい科のもの）	10.5%	B10		7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

030799.399	ーー その他のもの	10.5%	B10		7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
03.08	水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）																						
	うに（パラケントロトゥス・リヴィドゥス、ロクセキヌス・アルブス、エキヌス・エスクレントゥス及びストロンギュロケントロトゥス属のもの）																						
030822.000	冷凍したもの	7.0%	B8		4.7%	3.9%	3.1%	2.3%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0308.90	その他のもの																						
	2 生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したもの																						
	ー 冷凍したもの																						
030890.291	ーー うに	7.0%	B8		4.7%	3.9%	3.1%	2.3%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
030890.299	ーー その他のもの																						
	ーーー くらげ（ロビレマ属のものを除く。）	7.0%	B3		1.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーーー その他のもの	7.0%	B8		4.7%	3.9%	3.1%	2.3%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	4 その他のもの																						
030890.420	(2) その他のもの	10.5%	B10		7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第4類　酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品																						
04.01	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）																						
0401.10	脂肪分が全重量の1%以下のもの																						
	1 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの																						

040110.110	ー この号の1、第0401.20号の1、第0401.40号の1並びに第0401.50号の1の(1)及び(2)に掲げるミルク及びクリーム、第0403.10号の1並びに第0403.90号の1の(1)の〔2〕、(2)の〔2〕及び(3)の〔2〕に掲げるバターミルク等、第0404.90号の1の(1)の〔1〕及び〔2〕、(2)の〔1〕及び〔2〕並びに(3)の〔1〕及び〔2〕に掲げるミルクの天然の組成分から成る物品、第1806.20号の1の(1)及び第1806.90号の2の(1)のAに掲げるココアを含有する調製食料品、第1901.10号の1の(1)及び(2)、第1901.20号の1の(1)のA及びB並びに第1901.90号の1の(1)のA及びBに掲げる調製食料品、第2101.12号の2の(1)のA及びB並びに第2101.20号の2の(1)のA及びBに掲げるコーヒー等をもととした調製品並びに第2106.10号の1並びに第2106.90号の1の(1)及び(2)に掲げる調製食料品について、133,940トン（全乳換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。）を基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この項、第04.03項、第04.04項、第18.06項、第19.01項、第21.01項及び第21.06項において「その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの」という。）	25.0%	R6		18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
040110.190	ー その他のもの		X	S																			
040110.200	2 その他のもの	21.3%	B10		15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0401.20	脂肪分が全重量の1%を超え6%以下のもの																						
	1 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの																						

040120.110	ー その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	25.0%	R6		18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
040120.190	ー その他のもの		X	S																			
040120.200	2 その他のもの	21.3%	R7	S	20.2%	20.2%	20.2%	20.2%	20.2%	20.2%	20.2%	20.2%	20.2%	20.2%	20.2%	20.2%	20.2%	20.2%	20.2%	20.2%	20.2%	20.2%	20.2%
0401.40	脂肪分が全重量の 6%を超え 10%以下のもの																						
	1 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの																						
040140.110	ー その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	25.0%	R6		18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
040140.190	ー その他のもの		X	S																			
040140.200	2 その他のもの	21.3%	R8	S	18.6%	17.8%	16.9%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%
0401.50	脂肪分が全重量の 10%を超えるもの																						
	1 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の 13%以上のクリーム（滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。）																						
	(1) 脂肪分が全重量の 45%以下のもの																						
040150.111	ー その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	25.0%	R6		18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
040150.119	ー その他のもの		X	S																			
	(2) その他のもの																						

040150.121	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	25.0%	R6		18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
040150.129	― その他のもの		X	S																			
040150.200	2 その他のもの	21.3%	R8	S	18.6%	17.8%	16.9%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%
04.02	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）																						
0402.10	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。）																						
	1 砂糖を加えたもの																						
040210.110	〔1〕 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		Xq1																				
	〔2〕 その他のもの																						
040210.121	― この号の1の〔2〕並びに2の(1)の〔2〕及び(2)の〔2〕、第0402.21号の2の(1)及び(2)の〔2〕並びに第0402.29号の2の〔2〕に掲げる粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリームについて、74,973トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの」という。）		Xq1																				

040210.129	ー その他のもの		X	S																			
	2 その他のもの																						
	(1) 幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設の児童又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項、第10項若しくは第12項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）																						
	〔1〕 学校等給食用のもの																						
040210.211	ー この号の2の(1)の〔1〕及び第0402.21号の2の(1)に掲げる粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリームのうち学校等給食用のものについて、7,264トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの」という。）		Xq1																				
040210.212	ー その他のもの		X	S																			

	〔2〕 飼料用のもの																						
040210.216	― 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		Xq1																				
040210.217	― その他のもの	1kg につき 396 円	R9	S	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9
	(2) その他のもの																						
040210.221	〔1〕 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和 40 年法律第 112 号）第 13 条第 1 項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第 2 項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		Xq1																				
	〔2〕 その他のもの																						
040210.222	― 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		Xq1																				
040210.229	― その他のもの		X	S																			
	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の 1.5%を超えるものに限る。）																						
0402.21	砂糖その他の甘味料を加えてないもの																						
	1 脂肪分が全重量の 5%を超えるもの																						

	(1) 脂肪分が全重量の30%以下のもの																						
040221.111	ー 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		Xq1																				
040221.119	ー その他のもの		X	S																			
	(2) その他のもの																						
040221.121	ー 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		Xq1																				
040221.129	ー その他のもの		X	S																			
	2 その他のもの																						
	(1) 学校等給食用のもの及び飼料用のもの																						
	ー 学校等給食用のもの																						
040221.211	ーー 学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		Xq1																				
040221.212	ーー その他のもの		X	S																			

	ー 飼料用のもの																						
040221.216	ーー 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		Xq1																				
040221.217	ーー その他のもの	1kg につき 425 円	R10	S	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10
	(2) その他のもの																						
040221.221	〔1〕 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和 40 年法律第 112 号）第 13 条第 1 項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第 2 項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		Xq1																				
	〔2〕 その他のもの																						
040221.222	ー 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		Xq1																				
040221.229	ー その他のもの		X	S																			
0402.29	その他のもの																						
	1 脂肪分が全重量の 5%を超えるもの																						
	(1) 脂肪分が全重量の 30%以下のもの																						

040229.111	― 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		Xq1																				
040229.119	― その他のもの		X	S																			
	(2) その他のもの																						
040229.121	― 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		Xq1																				
040229.129	― その他のもの		X	S																			
	2 その他のもの																						
040229.211	〔1〕 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		Xq1																				
	〔2〕 その他のもの																						
040229.220	― 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		Xq1																				

040229.291	― その他のもの		X	S																			
	その他のもの																						
0402.91	砂糖その他の甘味料を加えてないもの																						
	1 脂肪分が全重量の7.5%を超えるもの																						
040291.110	(1) 加圧容器入りにしたホイップドクリーム	25.5%	B5**		7.7%	5.1%	2.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
040291.121	― この号の1の(2)及び2に掲げるミルク及びクリームについて、1,500トンを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この号において「共通の限度数量以内のもの」という。）		Xq1																				
040291.129	― その他のもの		X	S																			
	2 その他のもの																						
040291.210	― 共通の限度数量以内のもの		Xq1																				
040291.290	― その他のもの		X	S																			
0402.99	その他のもの																						

	1 脂肪分が全重量の8%を超えるもの																						
040299.110	(1) 加圧容器入りにしたホイップドクリーム	25.5%	B5**		7.7%	5.1%	2.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
040299.121	ー 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		Xq1																				
040299.129	ー その他のもの		X	S																			
	2 その他のもの																						
040299.210	ー 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		Xq1																				
040299.290	ー その他のもの		X	S																			
04.03	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）																						
0403.10	ヨーグルト																						

	1 冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）																						
	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの																						
040310.110	―― 砂糖を加えたもの	35.0%	R6		26.3%	23.3%	20.4%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%
040310.120	―― その他のもの	25.0%	R6		18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
040310.190	― その他のもの		X	S																			
	2 その他のもの																						
	(1) フローズンヨーグルト																						
040310.211	― 砂糖その他の甘味料を加えたもの（正味重量が 10 キログラム以下の直接包装したものに限る。）	26.3%	B10	S	19.1%	16.7%	14.3%	12.0%	9.6%	7.2%	4.8%	2.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
040310.219	― その他のもの	29.8%	B10		21.7%	19.0%	16.3%	13.5%	10.8%	8.1%	5.4%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
040310.220	(2) その他のもの	21.3%	B10	S	15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0403.90	その他のもの																						
	1 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの																						
	(1) 脂肪分が全重量の 1.5% 以下のもの																						
	［1］ バターミルクパウダーその他の固形状の物品																						

	― 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの																						
040390.111	―― 砂糖を加えたもの		Xq1																				
040390.112	―― その他のもの		Xq1																				
040390.113	― その他のもの		X	S																			
	〔2〕 その他のもの																						
	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの																						
040390.116	―― 砂糖を加えたもの	35.0%	R6		26.3%	23.3%	20.4%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%
040390.117	―― その他のもの	25.0%	R6		18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
040390.118	― その他のもの		X	S																			
	(2) 脂肪分が全重量の1.5%を超え26%以下のもの																						
	〔1〕 バターミルクパウダーその他の固形状の物品																						

	ー 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの																						
040390.121	ーー 砂糖を加えたもの		Xq1																				
040390.122	ーー その他のもの		Xq1																				
040390.123	ー その他のもの		X	S																			
	〔2〕 その他のもの																						
	ー その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの																						
040390.126	ーー 砂糖を加えたもの	35.0%	R6		26.3%	23.3%	20.4%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%
040390.127	ーー その他のもの	25.0%	R6		18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
040390.128	ー その他のもの		X	S																			
	(3) 脂肪分が全重量の26%を超えるもの																						
	〔1〕 バターミルクパウダーその他の固形状の物品																						

	ー 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの																						
040390.131	ーー 砂糖を加えたもの		Xq1																				
040390.132	ーー その他のもの		Xq1																				
040390.133	ー その他のもの		X	S																			
	〔2〕 その他のもの																						
	ー その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの																						
040390.136	ーー 砂糖を加えたもの	35.0%	R6		26.3%	23.3%	20.4%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%
040390.137	ーー その他のもの	25.0%	R6		18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
040390.138	ー その他のもの		X	S																			
040390.200	2 その他のもの	21.3%	R5	S	18.4%	17.4%	16.5%	15.5%	14.5%	13.6%	12.6%	11.6%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%
04.04	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）																						

0404.10	ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）																						
	1 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの																						
	(1) 脂肪分が全重量の5%以下のもの																						
	〔1〕 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの																						
040410.111	ー 砂糖を加えたもの		Xq1																				
040410.119	ー その他のもの		Xq1																				
	〔2〕 その他のもの																						
	〔i〕 無機質を濃縮したホエイ																						

	ー この号の１の(1)の〔2〕の〔i〕及び(2)の〔2〕の〔i〕に掲げる無機質を濃縮したホエイについて、14,000トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この号において「無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量以内のもの」という。）																						
040410.121	ーー 砂糖を加えたもの		Xq1																				
040410.122	ーー その他のもの		Xq1																				
040410.129	ー その他のもの																						
	ーー 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの（ホエイ粉）																						
	ーーー 砂糖を加えたもの	29.8%及び1kgにつき425円	R11	SG4**, S	30.1%及び1kgにつき34.40円	27.7%及び1kgにつき31.60円	25.2%及び1kgにつき28.80円	22.8%及び1kgにつき26円	20.3%及び1kgにつき23.20円	17.9%及び1kgにつき20.40円	15.4%及び1kgにつき17.60円	13.0%及び1kgにつき14.80円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき 12円
	ーーー その他のもの	29.8%及び1kgにつき425円	R12	SG4**, S	21.5%及び1kgにつき34.40円	19.8%及び1kgにつき31.60円	18.0%及び1kgにつき28.80円	16.3%及び1kgにつき26円	14.5%及び1kgにつき23.20円	12.8%及び1kgにつき20.40円	11.0%及び1kgにつき17.60円	9.3%及び1kgにつき14.80円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき 12円

	ーー 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの（ホエイのたんぱく質濃縮物（以下この号において「WPC」という。））																						
	ーーー 砂糖を加えたもの	29.8%及び1kgにつき425円	R11	SG4*, S	30.1%及び1kgにつき34.40円	27.7%及び1kgにつき31.60円	25.2%及び1kgにつき28.80円	22.8%及び1kgにつき26円	20.3%及び1kgにつき23.20円	17.9%及び1kgにつき20.40円	15.4%及び1kgにつき17.60円	13.0%及び1kgにつき14.80円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき 12円
	ーーー その他のもの	29.8%及び1kgにつき425円	R12	SG4*, S	21.5%及び1kgにつき34.40円	19.8%及び1kgにつき31.60円	18.0%及び1kgにつき28.80円	16.3%及び1kgにつき26円	14.5%及び1kgにつき23.20円	12.8%及び1kgにつき20.40円	11.0%及び1kgにつき17.60円	9.3%及び1kgにつき14.80円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき 12円
	ーー 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの																						
	ーーー 砂糖を加えたもの	29.8%及び1kgにつき425円	B5*****	S	21.0%及び1kgにつき24円	14.0%及び1kgにつき16円	7.0%及び1kgにつき8円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーーー その他のもの	29.8%及び1kgにつき425円	B5****	S	15.0%及び1kgにつき24円	10.0%及び1kgにつき16円	5.0%及び1kgにつき8円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	〔ii〕 その他のもの																						
	1 砂糖を加えたもの																						

040410.131	ー 配合飼料のうち輸入時に有効な政令で定めるものの製造に使用するもので、この号の１の(1)の〔2〕の〔ⅱ〕の１及び２並びに(2)の〔2〕の〔ⅱ〕の１及び２に掲げるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のものについて、45,000トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この号において「飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの」という。）		Xq1																				
040410.139	ー その他のもの																						
	ーー 輸入時に青色を加えたものと認識されるもので、配合飼料の製造に使用するもの	29.8%及び1kgにつき425円	A	S	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーー その他のもの																						
	ーーー 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの（ホエイ粉）	29.8%及び1kgにつき425円	R11	SG4**, S	30.1%及び1kgにつき34.40円	27.7%及び1kgにつき31.60円	25.2%及び1kgにつき28.80円	22.8%及び1kgにつき26円	20.3%及び1kgにつき23.20円	17.9%及び1kgにつき20.40円	15.4%及び1kgにつき17.60円	13.0%及び1kgにつき14.80円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき 12円

	――― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの（WPC）	29.8%及び1kgにつき425円	R11	SG4*, S	30.1%及び1kgにつき34.40円	27.7%及び1kgにつき31.60円	25.2%及び1kgにつき28.80円	22.8%及び1kgにつき26円	20.3%及び1kgにつき23.20円	17.9%及び1kgにつき20.40円	15.4%及び1kgにつき17.60円	13.0%及び1kgにつき14.80円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき 12円
	――― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの	29.8%及び1kgにつき425円	B5*****	S	21.0%及び1kgにつき24円	14.0%及び1kgにつき16円	7.0%及び1kgにつき8円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
040410.141	― 配合飼料のうち輸入時に有効な政令で定めるものの製造に使用し及び輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもので、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの		Xq1																				

040410.142	― 乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、この号の1の(1)の〔2〕の〔ⅱ〕の2及び(2)の〔2〕の〔ⅱ〕の2並びに第0404.90号の1の(1)の〔2〕、(2)の〔2〕及び(3)の〔2〕に掲げるホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品について、25,000トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この号及び第0404.90号において「乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの」という。）		Xq1																				
040410.149	― その他のもの																						
	―― 輸入時に青色を加えたものと認識されるもので、配合飼料の製造に使用するもの	29.8%及び1kgにつき425円	A	S	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	―― その他のもの																						
	――― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの(ホエイ粉)	29.8%及び1kgにつき425円	R12	SG4**, S	21.5%及び1kgにつき34.40円	19.8%及び1kgにつき31.60円	18.0%及び1kgにつき28.80円	16.3%及び1kgにつき26円	14.5%及び1kgにつき23.20円	12.8%及び1kgにつき20.40円	11.0%及び1kgにつき17.60円	9.3%及び1kgにつき14.80円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき 12円

	――― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの（WPC）	29.8%及び1kgにつき425円	R12	SG4*, S	21.5%及び1kgにつき34.40円	19.8%及び1kgにつき31.60円	18.0%及び1kgにつき28.80円	16.3%及び1kgにつき26円	14.5%及び1kgにつき23.20円	12.8%及び1kgにつき20.40円	11.0%及び1kgにつき17.60円	9.3%及び1kgにつき14.80円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき 12円
	――― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの	29.8%及び1kgにつき425円	B5****	S	15.0%及び1kgにつき24円	10.0%及び1kgにつき16円	5.0%及び1kgにつき8円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
	〔1〕 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの																						
040410.151	― 砂糖を加えたもの		Xq1																				
040410.159	― その他のもの		Xq1																				
	〔2〕 その他のもの																						
	〔i〕 無機質を濃縮したホエイ																						
	― 無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量以内のもの																						
040410.161	―― 砂糖を加えたもの		Xq1																				
040410.162	―― その他のもの		Xq1																				

040410.169	ー その他のもの																						
	ーー 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの（ホエイ粉）																						
	ーーー 砂糖を加えたもの	29.8%及び1kgにつき687円	R11	SG4**, S	30.1%及び1kgにつき34.40円	27.7%及び1kgにつき31.60円	25.2%及び1kgにつき28.80円	22.8%及び1kgにつき26円	20.3%及び1kgにつき23.20円	17.9%及び1kgにつき20.40円	15.4%及び1kgにつき17.60円	13.0%及び1kgにつき14.80円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき 12円
	ーーー その他のもの	29.8%及び1kgにつき687円	R12	SG4**, S	21.5%及び1kgにつき34.40円	19.8%及び1kgにつき31.60円	18.0%及び1kgにつき28.80円	16.3%及び1kgにつき26円	14.5%及び1kgにつき23.20円	12.8%及び1kgにつき20.40円	11.0%及び1kgにつき17.60円	9.3%及び1kgにつき14.80円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき 12円
	ーー 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの（WPC）																						
	ーーー 砂糖を加えたもの	29.8%及び1kgにつき687円	R11	SG4*, S	30.1%及び1kgにつき34.40円	27.7%及び1kgにつき31.60円	25.2%及び1kgにつき28.80円	22.8%及び1kgにつき26円	20.3%及び1kgにつき23.20円	17.9%及び1kgにつき20.40円	15.4%及び1kgにつき17.60円	13.0%及び1kgにつき14.80円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき 12円
	ーーー その他のもの	29.8%及び1kgにつき687円	R12	SG4*, S	21.5%及び1kgにつき34.40円	19.8%及び1kgにつき31.60円	18.0%及び1kgにつき28.80円	16.3%及び1kgにつき26円	14.5%及び1kgにつき23.20円	12.8%及び1kgにつき20.40円	11.0%及び1kgにつき17.60円	9.3%及び1kgにつき14.80円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき 12円
	ーー 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの																						
	ーーー 砂糖を加えたもの	29.8%及び1kgにつき687円	B5*****	S	21.0%及び1kgにつき24円	14.0%及び1kgにつき16円	7.0%及び1kgにつき8円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	――― その他のもの	29.8%及び 1kg につき 687 円	B5****	S	15.0%及び 1kg につき 24 円	10.0%及び 1kg につき 16 円	5.0%及び 1kg につき 8 円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	〔ii〕その他のもの																						
	1 砂糖を加えたもの																						
040410.171	― 配合飼料のうち輸入時に有効な政令で定めるものの製造に使用し及び輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもので、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの		Xq1																				
	― その他のもの																						
	―― 輸入時に青色を加えたものと認識されるもので、配合飼料の製造に使用するもの	29.8%及び 1kg につき 687 円	A	S	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	―― その他のもの																						
040410.179	――― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの（ホエイ粉）	29.8%及び 1kg につき 687 円	R11	SG4**, S	30.1%及び 1kg につき 34.40 円	27.7%及び 1kg につき 31.60 円	25.2%及び 1kg につき 28.80 円	22.8%及び 1kg につき 26 円	20.3%及び 1kg につき 23.20 円	17.9%及び 1kg につき 20.40 円	15.4%及び 1kg につき 17.60 円	13.0%及び 1kg につき 14.80 円	10.5%及び 1kg につき 12 円	10.5%及び 1kg につき 12 円	10.5%及び 1kg につき 12 円	10.5%及び 1kg につき 12 円	10.5%及び 1kg につき 12 円	10.5%及び 1kg につき 12 円	10.5%及び 1kg につき 12 円	10.5%及び 1kg につき 12 円	10.5%及び 1kg につき 12 円	10.5%及び 1kg につき 12 円	10.5%及び 1kg につき 12 円
	――― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%以上 45%未満のもの（WPC）	29.8%及び 1kg につき 687 円	R11	SG4*, S	30.1%及び 1kg につき 34.40 円	27.7%及び 1kg につき 31.60 円	25.2%及び 1kg につき 28.80 円	22.8%及び 1kg につき 26 円	20.3%及び 1kg につき 23.20 円	17.9%及び 1kg につき 20.40 円	15.4%及び 1kg につき 17.60 円	13.0%及び 1kg につき 14.80 円	10.5%及び 1kg につき 12 円	10.5%及び 1kg につき 12 円	10.5%及び 1kg につき 12 円	10.5%及び 1kg につき 12 円	10.5%及び 1kg につき 12 円	10.5%及び 1kg につき 12 円	10.5%及び 1kg につき 12 円	10.5%及び 1kg につき 12 円	10.5%及び 1kg につき 12 円	10.5%及び 1kg につき 12 円	10.5%及び 1kg につき 12 円

	――― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの	29.8%及び1kgにつき687円	B5*****	S	21.0%及び1kgにつき24円	14.0%及び1kgにつき16円	7.0%及び1kgにつき8円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
040410.181	― 配合飼料のうち輸入時に有効な政令で定めるものの製造に使用し及び輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもので、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの		Xq1																				
040410.182	― 乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの		Xq1																				
040410.189	― その他のもの																						
	―― 輸入時に青色を加えたものと認識されるもので、配合飼料の製造に使用するもの	29.8%及び1kgにつき687円	A	S	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	―― その他のもの																						
	――― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの（ホエイ粉）	29.8%及び1kgにつき687円	R12	SG4**, S	21.5%及び1kgにつき34.40円	19.8%及び1kgにつき31.60円	18.0%及び1kgにつき28.80円	16.3%及び1kgにつき26円	14.5%及び1kgにつき23.20円	12.8%及び1kgにつき20.40円	11.0%及び1kgにつき17.60円	9.3%及び1kgにつき14.80円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき 12円

	――― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの（WPC）	29.8%及び1kgにつき687円	R12	SG4*, S	21.5%及び1kgにつき34.40円	19.8%及び1kgにつき31.60円	18.0%及び1kgにつき28.80円	16.3%及び1kgにつき26円	14.5%及び1kgにつき23.20円	12.8%及び1kgにつき20.40円	11.0%及び1kgにつき17.60円	9.3%及び1kgにつき14.80円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき12円	7.5%及び1kgにつき 12円
	――― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの	29.8%及び1kgにつき687円	B5****	S	15.0%及び1kgにつき24円	10.0%及び1kgにつき16円	5.0%及び1kgにつき8円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
040410.200	2 その他のもの	21.3%	B10	S	15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0404.90	その他のもの																						
	1 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの																						
	(1) 脂肪分が全重量の1.5%以下のもの																						
	〔1〕 砂糖を加えたもの																						
040490.111	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	35.0%	R6		26.3%	23.3%	20.4%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%
040490.112	― その他のもの		X	S																			
	〔2〕 その他のもの																						
040490.116	― 乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの		Xq1																				
040490.117	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	25.0%	R6		18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%

040490.118	ー その他のもの		X	S																			
	(2) 脂肪分が全重量の 1.5%を超え 30%以下のもの																						
	〔1〕 砂糖を加えたもの																						
040490.121	ー その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	35.0%	R6		26.3%	23.3%	20.4%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%
040490.122	ー その他のもの		X	S																			
	〔2〕 その他のもの																						
040490.126	ー 乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの		Xq1																				
040490.127	ー その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	25.0%	R6		18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
040490.128	ー その他のもの		X	S																			
	(3) 脂肪分が全重量の 30%を超えるもの																						
	〔1〕 砂糖を加えたもの																						
040490.131	ー その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	35.0%	R6		26.3%	23.3%	20.4%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%
040490.132	ー その他のもの		X	S																			

	〔2〕 その他のもの																						
040490.136	― 乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの		Xq1																				
040490.137	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	25.0%	R6		18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
040490.138	― その他のもの		X	S																			
040490.200	2 その他のもの	21.3%	R6	S	16.0%	14.2%	12.4%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%
04.05	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド																						
0405.10	バター																						
	1 脂肪分が全重量の 85%以下のもの																						
040510.110	〔1〕 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和 40 年法律第 112 号）第 13 条第 1 項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第 2 項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		Xq1																				
	〔2〕 その他のもの																						

040510.121	ー この号の１の〔2〕及び２の〔2〕並びに第0405.90号の２の〔2〕に掲げるミルクから得たバターその他の油脂について、581トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この項において「共通の限度数量以内のもの」という。）		Xq1																				
040510.129	ー その他のもの		X	S																			
	２ その他のもの																						
040510.210	〔1〕 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第１項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第２項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		Xq1																				
	〔2〕 その他のもの																						
040510.221	ー 共通の限度数量以内のもの		Xq1																				
040510.229	ー その他のもの		X	S																			
0405.20	デイリースプレッド																						

040520.010	― 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		Xq1																				
040520.090	― その他のもの		X	S																			
0405.90	その他のもの																						
	1 脂肪分が全重量の85%以下のもの																						
040590.110	― 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		Xq1																				
040590.190	― その他のもの		X	S																			
	2 その他のもの																						
040590.210	〔1〕 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		Xq1																				
	〔2〕 その他のもの																						
040590.221	― 共通の限度数量以内のもの		Xq1																				

040590.229	― その他のもの		X	S																			
04.06	チーズ及びカード																						
0406.10	フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード																						
040610.020	― 乾燥固形分が全重量の48%以下のもの（1個の重量が4グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が5キログラムを超える直接包装にしたものに限る。）	22.4%	PIC	PIC-10, S	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
	― その他のもの																						
040610.010	―― プロセスチーズの原料として使用するチーズ及びカードのうち、この号のフレッシュチーズ及びカード、第0406.40号のブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ並びに第0406.90号のその他のチーズについて、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量の範囲内において、国内生産見込数量、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この項において「共通の限度数量以内のもの」という。）		Xq2																				
040610.090	―― その他のもの																						

	――― クリームチーズ（コーデックスのクリームチーズの規格（CODEX STANDARD 275-1973）に記載されているもの。軟質で展延性のある熟成していないリンドレスチーズであって、乾燥固形分における乳脂肪、無脂肪状態における水分及び全重量における乾燥固形分が、それぞれ同規格に記載されている最小含有率を超えるものに限る。）																						
	―――― 脂肪分が全重量の 45%未満のもの	29.8%	B15	S	24.2%	22.4%	20.5%	18.6%	16.8%	14.9%	13.0%	11.2%	9.3%	7.5%	5.6%	3.7%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	―――― その他のもの	29.8%	PIC	PIC-10, S	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
	――― その他のもの	29.8%	PIC	PIC-10, S	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
0406.20	おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。）																						
040620.100	1 プロセスチーズのもの	40.0%	PIC	PIC-10, S	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
040620.200	2 その他のもの	26.3%	B15	S	21.4%	19.7%	18.1%	16.4%	14.8%	13.2%	11.5%	9.9%	8.2%	6.6%	4.9%	3.3%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
040630.000	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）	40.0%	PIC	PIC-10, S	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
0406.40	ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ																						
040640.010	― プロセスチーズの原料として使用するもので、共通の限度数量以内のもの		Xq2																				
040640.090	― その他のもの	29.8%	PIC	PIC-10, S	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
0406.90	その他のチーズ																						

040690.010	ー プロセスチーズの原料として使用するもので、共通の限度数量以内のもの		Xq2																				
	ー その他のもの																						
040690.090	ーー ソフトチーズ（コーデックスのチーズの一般規格（CODEX STANDARD 283-1978）の7.1.1において定義される軟質に指定される無脂肪状態における水分を超えるものに限る。）	29.8%	PIC	PIC-10, S	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
	ーー その他のもの	29.8%	B15	S	24.2%	22.4%	20.5%	18.6%	16.8%	14.9%	13.0%	11.2%	9.3%	7.5%	5.6%	3.7%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
04.07	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）																						
	その他の卵（生鮮のものに限る。）																						
040721.000	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	17.0%	B12**		13.6%	13.6%	13.6%	13.6%	11.7%	9.7%	7.8%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
040729.000	その他のもの	17.0%	B12**		13.6%	13.6%	13.6%	13.6%	11.7%	9.7%	7.8%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0407.90	その他のもの																						
040790.100	1 冷凍したもの	17.0%	B12**		13.6%	13.6%	13.6%	13.6%	11.7%	9.7%	7.8%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
040790.200	2 その他のもの	21.3%	B10		15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
04.08	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）																						
	卵黄																						

040811.000	乾燥したもの	18.8%	B5		9.4%	6.3%	3.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
040819.000	その他のもの	20.0%(その率が1kgにつき48円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B5		10.0%(その率が1kgにつき24円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	6.7%(その率が1kgにつき16円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	3.3%(その率が1kgにつき8円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																						
040891.000	乾燥したもの	21.3%	B12***		10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	5.4%	5.4%	5.4%	5.4%	5.4%	5.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
040899.000	その他のもの	21.3%(その率が1kgにつき51円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B5		10.7%(その率が1kgにつき25.50円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.1%(その率が1kgにつき17円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	3.6%(その率が1kgにつき8.50円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
04.09																							
040900.000	天然蜂蜜	25.5%	B7		15.9%	12.8%	9.6%	6.4%	3.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第５類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）																						
05.07	アイボリー、亀の甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘア、角、枝角、ひづめ、爪及びくちばし（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず																						

0507.90	その他のもの																						
050790.090	ー その他のもの		X																				
	第２部　植物性生産品																						
	第７類　食用の野菜、根及び塊茎																						
07.03	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																						
0703.10	たまねぎ及びシャロット																						
	1 たまねぎ																						
070310.011	ー 課税価格が１キログラムにつき 67 円以下のもの	8.5%	B5		4.3%	2.8%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
070310.012	ー 課税価格が１キログラムにつき 67 円を超え 73 円 70 銭以下のもの	8.5%（その率が 1kg につき 73.70 円から課税価格を引いた額の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B5		4.3%（その率が 1kg につき 73.70 円から課税価格を引いた額に 3/6 を乗じた従量税率より高いときは、当該従量税率）	2.8%（その率が 1kg につき 73.70 円から課税価格を引いた額に 2/6 を乗じた従量税率より高いときは、当該従量税率）	1.4%（その率が 1kg につき 73.70 円から課税価格を引いた額に 1/6 を乗じた従量税率より高いときは、当該従量税率）	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
07.09	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																						
	きのこ及びトリフ																						

0709.59	その他のもの																						
	ー その他のもの																						
070959.020	ーー しいたけ	4.3%	R13		3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%
	その他のもの																						
0709.99	その他のもの																						
070999.100	1 スイートコーン	6.0%	B3		1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
07.10	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）																						
071010.000	ばれいしょ	8.5%	B5		4.3%	2.8%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）																						
0710.29	その他のもの																						
071029.010	ー 枝豆	6.0%	B5		3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
071030.000	ほうれん草、つる菜及び山ほうれん草	6.0%	B5		3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0710.80	その他の野菜																						
071080.030	1 ごぼう	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
071080.010	ー ブロッコリー	6.0%	B5		3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

0710.90	野菜を混合したもの																						
071090.100	1 スイートコーンを主成分とするもの	10.6%	B5		5.3%	3.5%	1.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
07.11	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）																						
0711.90	その他の野菜及び野菜を混合したもの																						
	2 その他のもの																						
071190.093	(1) ごぼう	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
071190.092	ー れんこん	9.0%	B5		4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
07.12	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）																						
071220.000	たまねぎ	9.0%	B5		4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ																						
0712.39	その他のもの																						
071239.010	ー しいたけ	12.8%	R14		9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
0712.90	その他の野菜及び野菜を混合したもの																						

	2 その他のもの																						
071290.050	― ばれいしょ（切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）	12.8%	B5		6.4%	4.3%	2.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
07.13	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）																						
0713.10	えんどう（ピスム・サティヴム）																						
	2 その他のもの																						
	(2) その他のもの																						
071310.229	― その他のもの	1kgにつき354円	B10		1kgにつき257.45円	1kgにつき225.27円	1kgにつき193.09円	1kgにつき160.91円	1kgにつき128.73円	1kgにつき96.55円	1kgにつき64.36円	1kgにつき32.18円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆																						
0713.32	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）																						
071332.090	― その他のもの		X																				
0713.33	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）																						
	2 その他のもの																						
	(2) その他のもの																						
071333.229	― その他のもの		X																				

0713.34	バンバラ豆（ヴィグナ・スブテルラネア又はヴォアンドゼイア・スブテルラネア）																						
	2 その他のもの																						
	(2) その他のもの																						
071334.299	ー その他のもの		X																				
0713.35	ささげ（ヴィグナ・ウングイクラタ）																						
	2 その他のもの																						
	(2) その他のもの																						
071335.299	ー その他のもの		X																				
0713.39	その他のもの																						
	2 その他のもの																						
	(2) その他のもの																						
	ー その他のもの																						
071339.222	ーー 竹小豆		X																				
071339.227	ーー その他のもの		X																				
0713.50	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）																						
	2 その他のもの																						

	(2) その他のもの																						
071350.221	― 第0713.10号の2の(2)に掲げるえんどう、第0713.32号に掲げる小豆、第0713.33号の2の(2)に掲げるいんげん豆、第0713.34号の2の(2)に掲げるバンバラ豆、第0713.35号の2の(2)に掲げるささげ、第0713.39号の2の(2)に掲げるその他のささげ属又はいんげんまめ属の豆、第0713.50号の2の(2)に掲げるそら豆、第0713.60号の2の(2)に掲げるき豆及び第0713.90号の2の(2)に掲げるその他の乾燥した豆について、120,000トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この項において「共通の限度数量以内のもの」という。）	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
071350.229	― その他のもの	1kgにつき354円	B10		1kgにつき257.45円	1kgにつき225.27円	1kgにつき193.09円	1kgにつき160.91円	1kgにつき128.73円	1kgにつき96.55円	1kgにつき64.36円	1kgにつき32.18円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0713.60	き豆（カヤヌス・カヤン）																						
	2 その他のもの																						
	(2) その他のもの																						
071360.291	― 共通の限度数量以内のもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
071360.299	― その他のもの	1kgにつき354円	B10		1kgにつき257.45円	1kgにつき225.27円	1kgにつき193.09円	1kgにつき160.91円	1kgにつき128.73円	1kgにつき96.55円	1kgにつき64.36円	1kgにつき32.18円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0713.90	その他のもの																						

	2 その他のもの																						
	(2) その他のもの																						
071390.221	ー 共通の限度数量以内のもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
071390.229	ー その他のもの	1kgにつき354円	B10		1kgにつき257.45円	1kgにつき225.27円	1kgにつき193.09円	1kgにつき160.91円	1kgにつき128.73円	1kgにつき96.55円	1kgにつき64.36円	1kgにつき32.18円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
07.14	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄																						
0714.10	カッサバ芋																						
	2 その他のもの																						
	(1) 粉又はミールのペレット																						
071410.190	ー その他のもの	15.0%	R5		13.0%	12.3%	11.6%	10.9%	10.2%	9.5%	8.9%	8.2%	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%
0714.20	かんしょ																						
071420.100	1 冷凍したもの	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
071420.200	2 その他のもの	12.8%	B5		6.4%	4.3%	2.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0714.30	ヤム芋（ディオスコレア属のもの）																						
071430.100	1 冷凍したもの	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0714.40	里芋（コロカシア属のもの）																						

071440.100	1 冷凍したもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0714.50	アメリカ里芋（クサントソマ属のもの）																						
071450.100	1 冷凍したもの	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0714.90	その他のもの																						
071490.100	1 冷凍したもの	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第８類　食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮																						
08.02	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）																						
	くり（カスタネア属のもの）																						
080241.000	殻付きのもの	9.6%	B10		7.0%	6.1%	5.2%	4.4%	3.5%	2.6%	1.7%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
080242.000	殻を除いたもの	9.6%	B10		7.0%	6.1%	5.2%	4.4%	3.5%	2.6%	1.7%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
080270.000	コーラナット（コラ属のもの）	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0802.90	その他のもの																						
080290.900	2 その他のもの	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
08.03	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）																						
0803.10	プランテイン																						
	1 生鮮のもの																						

080310.100	(1) 毎年4月1日から同年9月30日までに輸入されるもの	20.0%	B10		14.5%	12.7%	10.9%	9.1%	7.3%	5.5%	3.6%	1.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
080310.100	(2) 毎年10月1日から翌年3月31日までに輸入されるもの	25.0%	B10		18.2%	15.9%	13.6%	11.4%	9.1%	6.8%	4.5%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0803.90	その他のもの																						
	1 生鮮のもの																						
080390.100	(1) 毎年4月1日から同年9月30日までに輸入されるもの	20.0%	B10		14.5%	12.7%	10.9%	9.1%	7.3%	5.5%	3.6%	1.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
080390.100	(2) 毎年10月1日から翌年3月31日までに輸入されるもの	25.0%	B10		18.2%	15.9%	13.6%	11.4%	9.1%	6.8%	4.5%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
08.04	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）																						
0804.20	いちじく																						
080420.010	ー 生鮮のもの	6.0%	B5		3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
080420.090	ー 乾燥したもの	6.0%	B5		3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0804.30	パイナップル																						
080430.010	1 生鮮のもの	17.0%	B10		12.4%	10.8%	9.3%	7.7%	6.2%	4.6%	3.1%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
08.05	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）																						
0805.10	オレンジ																						

080510.000	1 毎年6月1日から同年11月30日までに輸入されるもの	16.0%	B5		8.0%	5.3%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
080510.000	2 毎年12月1日から翌年5月31日までに輸入されるもの																						
	ー 毎年12月1日から翌年3月31日までに輸入されるもの	32.0%	B7**	SG5	25.6%	20.5%	15.4%	10.2%	5.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー 毎年4月1日から同年5月31日までに輸入されるもの	32.0%	B5		16.0%	10.7%	5.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種																						
080521.000	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん	17.0%	B5		8.5%	5.7%	2.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
080522.000	クレメンタイン	17.0%	B5		8.5%	5.7%	2.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
080529.000	その他のもの	17.0%	B5		8.5%	5.7%	2.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
080540.000	グレープフルーツ（ポメロを含む。）	10.0%	B5		5.0%	3.3%	1.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0805.90	その他のもの																						
080590.090	2 その他のもの	17.0%	B10		12.4%	10.8%	9.3%	7.7%	6.2%	4.6%	3.1%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
08.08	りんご、梨及びマルメロ（生鮮のものに限る。）																						
080810.000	りんご	17.0%	B10****		10.2%	9.0%	7.7%	6.4%	5.1%	3.8%	2.6%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

08.09	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）																						
	さくらんぼ																						
080921.000	サワーチェリー（プルヌス・ケラスス）	8.5%	B5**		2.6%	1.7%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
080929.000	その他のもの	8.5%	B5**		2.6%	1.7%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
08.11	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）																						
0811.90	その他のもの																						
	1 砂糖を加えたもの																						
081190.110	(1) パイナップル	23.8%	B10		17.3%	15.1%	13.0%	10.8%	8.7%	6.5%	4.3%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
081190.140	(3) サワーチェリー（プルヌス・ケラスス）	13.8%	B5		6.9%	4.6%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
081190.210	(1) パイナップル	23.8%	B10		17.3%	15.1%	13.0%	10.8%	8.7%	6.5%	4.3%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
08.12	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）																						
081210.000	さくらんぼ	17.0%	B10		12.4%	10.8%	9.3%	7.7%	6.2%	4.6%	3.1%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0812.90	その他のもの																						

	1 バナナ																						
081290.100	(1) 毎年4月1日から同年9月30日までに輸入されるもの	20.0%	B5		10.0%	6.7%	3.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
081290.100	(2) 毎年10月1日から翌年3月31日までに輸入されるもの	25.0%	B5		12.5%	8.3%	4.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 オレンジ																						
081290.200	(1) 毎年6月1日から同年11月30日までに輸入されるもの	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
081290.200	(2) 毎年12月1日から翌年5月31日までに輸入されるもの	32.0%	B10		23.3%	20.4%	17.5%	14.5%	11.6%	8.7%	5.8%	2.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	3 グレープフルーツ（ポメロを含む。）																						
081290.300	(1) 毎年6月1日から同年11月30日までに輸入されるもの	10.0%	B5		5.0%	3.3%	1.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
081290.300	(2) 毎年12月1日から翌年5月31日までに輸入されるもの	10.0%	B5		5.0%	3.3%	1.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	4 その他のもの																						
081290.430	(2) くり（カスタネア属のもの）	9.6%	B10		7.0%	6.1%	5.2%	4.4%	3.5%	2.6%	1.7%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(3) その他のもの																						
081290.440	ー マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種	17.0%	B5		8.5%	5.7%	2.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

081290.490	ー その他のもの	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
08.13	乾燥果実（第08.01項から第08.06項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの																						
081310.000	あんず	9.0%	B5		4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
081330.000	りんご	9.0%	B5		4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0813.40	その他の果実																						
	2 その他のもの																						
081340.022	ー 干し柿	9.0%	B5		4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第9類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料																						
09.02	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）																						
090210.000	緑茶（発酵していないもので、正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	17.0%	B5		8.5%	5.7%	2.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0902.20	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）																						
090220.200	2 その他のもの	17.0%	B5		8.5%	5.7%	2.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0902.30	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）																						
090230.010	ー 紅茶	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

090230.090	ー その他のもの	17.0%	B5		8.5%	5.7%	2.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0902.40	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶																						
	2 その他のもの																						
090240.220	(2) その他のもの	17.0%	B5		8.5%	5.7%	2.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
09.03																							
090300.000	マテ	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
09.10	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料																						
	その他の香辛料																						
0910.91	この類の注1(b)の混合物																						
091091.110	1 カレー	7.2%	B5		3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第10類　穀物																						
10.01	小麦及びメスリン																						
	デュラム小麦																						
1001.11	播(は)種用のもの																						

100111.010	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
100111.090	― その他のもの		X																				
1001.19	その他のもの																						
100119.010	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
100119.090	― その他のもの		X																				
	その他のもの																						
1001.91	播（は）種用のもの																						
	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの																						

100191.011	ーー メスリン		Xq1																				
100191.019	ーー その他のもの		Xq1																				
	ー その他のもの																						
100191.091	ーー メスリン		X																				
100191.099	ーー その他のもの		X																				
1001.99	その他のもの																						
	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの																						
100199.011	ーー メスリン		Xq1																				
	ーー その他のもの																						
100199.016	ーーー 飼料用のもの		Xq1																				
100199.019	ーーー その他のもの		Xq1																				
	ー その他のもの																						
100199.091	ーー メスリン		X																				
	ーー その他のもの																						

	――― 飼料用のもの																						
100199.096	―――― 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するもの	1kg につき 55 円	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	―――― その他のもの		X																				
100199.099	――― その他のもの		X																				
10.03	大麦及び裸麦																						
1003.10	播(は)種用のもの																						
100310.010	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
100310.090	― その他のもの		X																				
1003.90	その他のもの																						
	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの																						
100390.011	―― 飼料用のもの		Xq1																				

100390.019	ーー その他のもの		Xq1																				
	ー その他のもの																						
100390.091	ーー 飼料用のもの																						
	ーーー 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するもの	1kg につき 39 円	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーーー その他のもの		X																				
100390.099	ーー その他のもの		X																				
10.05	とうもろこし																						
1005.90	その他のもの																						
	2 その他のもの																						
	ー 関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第 13 条第 1 項の規定の適用を受けないもの																						
	ーー 輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの																						
100590.091	ーーー コーンスターチの製造に使用するもの		Xq2																				
100590.095	ーーー 政令で定めるところにより飼料用に供するもの		Xq2																				

100590.092	――― コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの		Xq2																				
100590.099	―― その他のもの		X	S																			
10.06	米																						
1006.10	もみ																						
100610.010	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第34条第１項第３号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第49条第１項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの		Xq1																				
100610.090	― その他のもの		X																				
1006.20	玄米																						
100620.010	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第34条第１項第３号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第49条第１項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの		Xq1																				

100620.090	ー その他のもの		X																					
1006.30	精米（研磨してあるかないか又は艶出ししてあるかないかを問わない。）																							
100630.010	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第34条第１項第３号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第49条第１項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの		Xq1																					
100630.090	ー その他のもの		X																					
1006.40	砕米																							
100640.010	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第34条第１項第３号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第49条第１項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの		Xq1																					
100640.090	ー その他のもの		X																					
10.08	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物																							

1008.10	そば																						
100810.090	2 その他のもの	9.0%	B5		4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1008.60	ライ小麦																						
	2 その他のもの																						
100860.210	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
100860.290	ー その他のもの		X																				
	第11類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン																						
11.01																							
1101.00	小麦粉及びメスリン粉																						
	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの																						

110100.011	ーー グルタミン酸ソーダ製造用のもの（税関当局の監督の下でグルタミン酸ソーダ製造用の原料として使用するものに限る。）		Xq1																				
110100.091	ーー その他のもの		Xq1																				
110100.200	ー その他のもの		X																				
11.02	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）																						
110220.000	とうもろこし粉	21.3%	B7		13.3%	10.7%	8.0%	5.3%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1102.90	その他のもの																						
	1 大麦粉及び裸麦粉																						
110290.110	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
110290.190	ー その他のもの		X																				
	2 ライ小麦粉																						

110290.210	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
110290.290	― その他のもの		X																				
	3 米粉																						
110290.310	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
110290.390	― その他のもの		X																				
	4 その他のもの																						
110290.410	― ライ麦粉	15.0%	B5		7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
110290.490	― その他のもの	21.3%	B5		10.7%	7.1%	3.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
11.03	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット																						
	ひき割り穀物及び穀物のミール																						
1103.11	小麦のもの																						

110311.010	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
110311.090	― その他のもの		X																				
110313.000	とうもろこしのもの	21.3%	B7		13.3%	10.7%	8.0%	5.3%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1103.19	その他の穀物のもの																						
	1 大麦又は裸麦のもの																						
110319.110	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
110319.190	― その他のもの		X																				
	2 ライ小麦のもの																						

110319.210	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
110319.290	― その他のもの		X																				
110319.400	3 オートのもの	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	4 米のもの																						
110319.510	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
110319.590	― その他のもの		X																				
110319.300	5 その他のもの	17.0%	B5		8.5%	5.7%	2.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1103.20	ペレット																						
	1 小麦のもの																						

110320.110	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
110320.190	― その他のもの		X																				
110320.200	2 オートのもの	12.0%	B7		7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	3 とうもろこし又は米のもの																						
110320.310	(1) とうもろこしのもの	21.3%	B7		13.3%	10.7%	8.0%	5.3%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) 米のもの																						
110320.350	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
110320.390	― その他のもの		X																				
	4 大麦又は裸麦のもの																						

110320.410	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
110320.490	― その他のもの		X																				
	5 ライ小麦のもの																						
110320.510	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
110320.590	― その他のもの		X																				
110320.600	6 その他のもの	17.0%	B7		10.6%	8.5%	6.4%	4.3%	2.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
11.04	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第10.06項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）																						
	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物																						

110412.000	オートのもの	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1104.19	その他の穀物のもの																							
	1 小麦又はライ小麦のもの																							
	〔1〕 小麦のもの																							
110419.111	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																					
110419.119	ー その他のもの		X																					
	〔2〕 ライ小麦のもの																							
110419.121	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																					
110419.129	ー その他のもの		X																					

	2 とうもろこし又は米のもの																						
110419.210	(1) とうもろこしのもの	21.3%	B5		10.7%	7.1%	3.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) 米のもの																						
110419.250	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
110419.290	ー その他のもの		X																				
	3 大麦又は裸麦のもの																						
110419.410	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
110419.490	ー その他のもの		X																				

	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）																						
110422.000	オートのもの	12.0%	B10		8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1104.23	とうもろこしのもの																						
110423.010	1 コーンフレークの製造に使用するもの	16.2%	B7		10.1%	8.1%	6.1%	4.1%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
110423.090	2 その他のもの	18.0%	B5		9.0%	6.0%	3.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1104.29	その他の穀物のもの																						
	1 小麦又はライ小麦のもの																						
	〔1〕 小麦のもの																						
110429.111	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
110429.119	ー その他のもの		X																				
	〔2〕 ライ小麦のもの																						

110429.121	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
110429.129	ー その他のもの		X																				
	2 米のもの																						
110429.250	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
110429.290	ー その他のもの		X																				
	3 大麦又は裸麦のもの																						

110429.410	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
110429.490	― その他のもの		X																				
	4 その他のもの																						
110429.310	― そばのもの	17.0%	B5		8.5%	5.7%	2.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
110430.000	穀物の胚（はい）芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	17.0%	R5		14.7%	13.9%	13.1%	12.4%	11.6%	10.8%	10.0%	9.3%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%
11.05	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット																						
110510.000	粉及びミール	20.0%	B7		12.5%	10.0%	7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
110520.000	フレーク、粒及びペレット	20.0%	B5		10.0%	6.7%	3.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
11.06	乾燥した豆（第07.13項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第07.14項のものに限る。）の粉及びミール並びに第8類の物品の粉及びミール																						
110610.000	乾燥した豆（第07.13項のものに限る。）のもの	13.6%	B10		9.9%	8.7%	7.4%	6.2%	4.9%	3.7%	2.5%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1106.20	サゴやし又は根若しくは塊茎（第07.14項のものに限る。）のもの																						

	ー カッサバ芋のもの																						
110620.190	ーー その他のもの	15.0%	R5		13.0%	12.3%	11.6%	10.9%	10.2%	9.5%	8.9%	8.2%	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%
110620.200	ー その他のもの	21.3%	B5		10.7%	7.1%	3.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1106.30	第８類の物品のもの																						
	ー バナナのもの																						
110630.190	ーー その他のもの	15.0%	B5		7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
110630.200	ー その他のもの	15.0%	B5		7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
11.07	麦芽（煎ってあるかないかを問わない。）																						
1107.10	煎ってないもの																						
	ー 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この項において「共通の限度数量以内のもの」という。）																						
110710.011	ーー 泥炭でくん蒸したもの		Xq2																				
110710.021	ーー その他のもの		Xq2																				
	ー その他のもの																						
110710.019	ーー 泥炭でくん蒸したもの	1kgにつき21.30円	B10		1kgにつき15.49円	1kgにつき13.55円	1kgにつき11.62円	1kgにつき9.68円	1kgにつき7.75円	1kgにつき5.81円	1kgにつき3.87円	1kgにつき1.94円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

110710.029	ーー その他のもの		X																					
1107.20	煎ったもの																							
110720.010	ー 共通の限度数量以内のもの		Xq2																					
110720.020	ー その他のもの		X																					
11.08	でん粉及びイヌリン																							
	でん粉																							
1108.11	小麦でん粉																							
110811.010	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																					
110811.090	ー その他のもの		X																					
1108.12	とうもろこしでん粉（コーンスターチ）																							

	― この号に掲げるとうもろこしでん粉（コーンスターチ）、第1108.13号に掲げるばれいしょでん粉、第1108.14号に掲げるマニオカ（カッサバ）でん粉、第1108.19号に掲げるその他のでん粉、第1108.20号に掲げるイヌリン、第1901.20号の1の(2)のDの（b）に掲げるベーカリー製品製造用の混合物等及び第1901.90号の1の(2)のDの（b）に掲げる調製食料品について、157,000トンを基準とし、輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この項及び第19.01項において「でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの」という。）																					
110812.010	―― でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの		Xq1																				
110812.020	―― その他のもの		Xq1																				
110812.090	― その他のもの		X	S																			
1108.13	ばれいしょでん粉																						
	― でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの																						
110813.010	―― でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの		Xq1																				
110813.020	―― その他のもの		Xq1																				
110813.090	― その他のもの		X	S																			

1108.14	マニオカ（カッサバ）でん粉																						
	ー でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの																						
110814.010	ーー でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの		Xq1																				
110814.020	ーー その他のもの		Xq1																				
110814.090	ー その他のもの		X	S																			
1108.19	その他のでん粉																						
	ー サゴでん粉																						
	ーー でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの																						
110819.011	ーーー でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの		Xq1																				
110819.012	ーーー その他のもの		Xq1																				
110819.019	ーー その他のもの		X	S																			
	ー その他のもの																						
	ーー でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの																						

110819.091	――― でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ぱい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの		Xq1																				
110819.092	――― その他のもの		Xq1																				
110819.099	―― その他のもの		X	S																			
1108.20	イヌリン																						
110820.010	― でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの		Xq1																				
110820.090	― その他のもの		X	S																			
11.09																							
110900.000	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）	21.3%	B10		15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第12類　採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物																						
12.02	落花生（煎ってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）																						
1202.30	播（は）種用のもの																						
	― その他のもの																						
120230.091	―― 殻付きのもの	1kgにつき617円	B10		1kgにつき448.73円	1kgにつき392.64円	1kgにつき336.55円	1kgにつき280.45円	1kgにつき224.36円	1kgにつき168.27円	1kgにつき112.18円	1kgにつき56.09円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

120230.099	ーー 殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）	1kg につき 617 円	B10		1kg につき 448.73 円	1kg につき 392.64 円	1kg につき 336.55 円	1kg につき 280.45 円	1kg につき 224.36 円	1kg につき 168.27 円	1kg につき 112.18 円	1kg につき 56.09 円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																						
1202.41	殻付きのもの																						
	ー その他のもの																						
120241.099	ーー その他のもの	1kg につき 617 円	B10		1kg につき 448.73 円	1kg につき 392.64 円	1kg につき 336.55 円	1kg につき 280.45 円	1kg につき 224.36 円	1kg につき 168.27 円	1kg につき 112.18 円	1kg につき 56.09 円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1202.42	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）																						
	ー その他のもの																						
120242.099	ーー その他のもの	1kg につき 617 円	B7		1kg につき 385.63 円	1kg につき 308.50 円	1kg につき 231.38 円	1kg につき 154.25 円	1kg につき 77.13 円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
12.12	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根で煎ってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）																						
	海草その他の藻類																						
1212.21	食用に適するもの																						

121221.100	1 長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、1枚の面積が430平方センチメートル以下のもの	1枚につき1.50円	Xb																				
121221.200	2 あまのり属のもの及びこれを交えたもの（この号の1に掲げる物品を除く。）	40.0%	Xb																				
	3 その他のもの																						
121221.310	ー ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）		X																				
	ー わかめ（ウンダリア・ピンナティフィダ）																						
121221.321	ーー 乾燥したもの		X																				
	ーー その他のもの																						
121221.322	ーーー 常温保存のもの		X																				
121221.329	ーーー その他のもの		X																				
121221.390	ー その他のもの	15.0%	Xb																				
	その他のもの																						
1212.99	その他のもの																						
	1 こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）																						

121299.110	― 267トン（荒粉換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。）を基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの		Xq1																				
121299.190	― その他のもの	1kgにつき2,796円	R15		1kgにつき2,586.30円	1kgにつき2,516.40円	1kgにつき2,446.50円	1kgにつき2,376.60円	1kgにつき2,376.60円	1kgにつき2,376.60円	1kgにつき2,376.60円	1kgにつき2,376.60円	1kgにつき2,376.60円	1kgにつき2,376.60円	1kgにつき2,376.60円	1kgにつき2,376.60円	1kgにつき2,376.60円	1kgにつき2,376.60円	1kgにつき2,376.60円	1kgにつき2,376.60円	1kgにつき2,376.60円	1kgにつき2,376.60円	1kgにつき2,376.60円
	第13類　ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス																						
13.02	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）																						
	植物性の液汁及びエキス																						
1302.19	その他のもの																						
	1 飲料のもと																						
130219.110	(1) 植物性の一種類の原料から得たもの	10.0%	B5		5.0%	3.3%	1.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
130219.120	(2) その他のもの	16.5%	B7		10.3%	8.3%	6.2%	4.1%	2.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第14類　植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品																						

14.01	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮）																						
1401.90	その他のもの																						
140190.100	1 いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び莞（かん）草（キュペルス・エクサルタトゥス）	8.5%	B5		4.3%	2.8%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第3部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう																						
	第15類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう																						
15.01	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第02.09項又は第15.03項のものを除く。）																						
1501.10	ラード																						
150110.200	2 その他のもの	1kgにつき8.50円	B5		1kgにつき4.25円	1kgにつき2.83円	1kgにつき1.42円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1501.20	その他の豚脂																						
150120.200	2 その他のもの	1kgにつき8.50円	B5		1kgにつき4.25円	1kgにつき2.83円	1kgにつき1.42円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
15.04	魚又は海棲（せい）哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）																						
1504.30	海棲（せい）哺乳動物の油脂及びその分別物																						

150430.010	1 鯨油		X																				
15.07	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）																						
1507.10	粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）																						
150710.100	1 酸価が0.6を超えるもの	1kgにつき 10.90円	B5		1kgにつき 5.45円	1kgにつき 3.63円	1kgにつき 1.82円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
150710.200	2 その他のもの	1kgにつき 13.20円	B5		1kgにつき 6.60円	1kgにつき 4.40円	1kgにつき 2.20円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
150790.000	その他のもの	1kgにつき 13.20円	B5		1kgにつき 6.60円	1kgにつき 4.40円	1kgにつき 2.20円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
15.08	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）																						
1508.10	粗油																						
150810.100	1 酸価が0.6を超えるもの	1kgにつき 8.50円	B10		1kgにつき 6.18円	1kgにつき 5.41円	1kgにつき 4.64円	1kgにつき 3.86円	1kgにつき 3.09円	1kgにつき 2.32円	1kgにつき 1.55円	1kgにつき 0.77円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
150810.200	2 その他のもの	1kgにつき 10.40円	B10		1kgにつき 7.56円	1kgにつき 6.62円	1kgにつき 5.67円	1kgにつき 4.73円	1kgにつき 3.78円	1kgにつき 2.84円	1kgにつき 1.89円	1kgにつき 0.95円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
150890.000	その他のもの	1kgにつき 10.40円	B10		1kgにつき 7.56円	1kgにつき 6.62円	1kgにつき 5.67円	1kgにつき 4.73円	1kgにつき 3.78円	1kgにつき 2.84円	1kgにつき 1.89円	1kgにつき 0.95円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

15.12	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）																						
	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物																						
1512.11	粗油																						
	1 酸価が 0.6 を超えるもの																						
151211.110	ー ひまわり油	1kg につき 8.50 円	B5		1kg につき 4.25 円	1kg につき 2.83 円	1kg につき 1.42 円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
151211.120	ー ひまわり油	1kg につき 10.40 円	B5		1kg につき 5.20 円	1kg につき 3.47 円	1kg につき 1.73 円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
151211.220	ー サフラワー油	1kg につき 10.40 円	B5		1kg につき 5.20 円	1kg につき 3.47 円	1kg につき 1.73 円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1512.19	その他のもの																						
151219.010	ー ひまわり油及びその分別物	1kg につき 10.40 円	B5		1kg につき 5.20 円	1kg につき 3.47 円	1kg につき 1.73 円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	綿実油及びその分別物																						
1512.21	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）																						

151221.090	― その他のもの	1kgにつき 8.50円	B5		1kgにつき 4.25円	1kgにつき 2.83円	1kgにつき 1.42円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1512.29	その他のもの																						
151229.090	― その他のもの	1kgにつき 8.50円	B8		1kgにつき 5.67円	1kgにつき 4.72円	1kgにつき 3.78円	1kgにつき 2.83円	1kgにつき 1.89円	1kgにつき 0.94円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
15.14	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）																						
	菜種油（低エルカ酸のもの）及びその分別物																						
1514.11	粗油																						
151411.100	1 酸価が0.6を超えるもの	1kgにつき 10.90円	B5		1kgにつき 5.45円	1kgにつき 3.63円	1kgにつき 1.82円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
151411.200	2 その他のもの	1kgにつき 13.20円	B5		1kgにつき 6.60円	1kgにつき 4.40円	1kgにつき 2.20円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
151419.000	その他のもの	1kgにつき 13.20円	B5		1kgにつき 6.60円	1kgにつき 4.40円	1kgにつき 2.20円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																						
1514.91	粗油																						

151491.100	1 酸価が0.6を超えるもの	1kgにつき10.90円	B5		1kgにつき5.45円	1kgにつき3.63円	1kgにつき1.82円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
151491.200	2 その他のもの	1kgにつき13.20円	B5		1kgにつき6.60円	1kgにつき4.40円	1kgにつき2.20円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
151499.000	その他のもの	1kgにつき13.20円	B5		1kgにつき6.60円	1kgにつき4.40円	1kgにつき2.20円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
15.15	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）																						
	亜麻仁油及びその分別物																						
151511.000	粗油	5.0%（その率が1kgにつき5.50円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B5		2.5%（その率が1kgにつき2.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.7%（その率が1kgにつき1.83円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	0.8%（その率が1kgにつき0.92円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
151519.000	その他のもの	5.0%（その率が1kgにつき5.50円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B5		2.5%（その率が1kgにつき2.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.7%（その率が1kgにつき1.83円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	0.8%（その率が1kgにつき0.92円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	とうもろこし油及びその分別物																						
1515.21	粗油																						
151521.100	1 酸価が0.6を超えるもの	1kgにつき5円	B10		1kgにつき3.64円	1kgにつき3.18円	1kgにつき2.73円	1kgにつき2.27円	1kgにつき1.82円	1kgにつき1.36円	1kgにつき0.91円	1kgにつき0.45円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
151521.200	2 その他のもの	1kgにつき10.40円	B10		1kgにつき7.56円	1kgにつき6.62円	1kgにつき5.67円	1kgにつき4.73円	1kgにつき3.78円	1kgにつき2.84円	1kgにつき1.89円	1kgにつき0.95円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
151529.000	その他のもの	1kgにつき10.40円	B10		1kgにつき7.56円	1kgにつき6.62円	1kgにつき5.67円	1kgにつき4.73円	1kgにつき3.78円	1kgにつき2.84円	1kgにつき1.89円	1kgにつき0.95円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1515.50	ごま油及びその分別物																						
151550.100	1 酸価が0.6を超えるもの	1kgにつき8.50円	B5		1kgにつき4.25円	1kgにつき2.83円	1kgにつき1.42円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
151550.200	2 その他のもの	1kgにつき10.40円	B7		1kgにつき6.50円	1kgにつき5.20円	1kgにつき3.90円	1kgにつき2.60円	1kgにつき1.30円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1515.90	その他のもの																						
	4 その他のもの																						
	(1) 酸価が0.6を超えるもの																						
151590.410	ー 米油及びその分別物	1kgにつき8.50円	B10		1kgにつき6.18円	1kgにつき5.41円	1kgにつき4.64円	1kgにつき3.86円	1kgにつき3.09円	1kgにつき2.32円	1kgにつき1.55円	1kgにつき0.77円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

151590.510	― その他のもの	1kgにつき 8.50円	B3		1kgにつき 2.13円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																							
151590.420	― 米油及びその分別物	1kgにつき 10.40円	B10		1kgにつき 7.56円	1kgにつき 6.62円	1kgにつき 5.67円	1kgにつき 4.73円	1kgにつき 3.78円	1kgにつき 2.84円	1kgにつき 1.89円	1kgにつき 0.95円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
151590.520	― その他のもの	1kgにつき 10.40円	B3		1kgにつき 2.60円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
15.17	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。）																							
151710.000	マーガリン（液状マーガリンを除く。）	29.8%	B5		14.9%	9.9%	5.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1517.90	その他のもの																							
	2 植物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）																							
151790.290	(2) その他のもの	1kgにつき 13.20円	B10		1kgにつき 9.60円	1kgにつき 8.40円	1kgにつき 7.20円	1kgにつき 6円	1kgにつき 4.80円	1kgにつき 3.60円	1kgにつき 2.40円	1kgにつき 1.20円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
151790.400	4 ショートニング	12.8%	B5		6.4%	4.3%	2.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

151790.900	5 その他のもの	21.3%	B5		10.7%	7.1%	3.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
15.21	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、蜜ろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）																						
1521.90	その他のもの																						
	1 蜜ろう及び鯨ろう																						
152190.010	ー 蜜ろう	12.8%	B5		6.4%	4.3%	2.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第4部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品																						
	第16類　肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の調製品																						
16.01																							
160100.000	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品	10.0%	B5		5.0%	3.3%	1.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
16.02	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血																						
160210.000	均質調製品	21.3%	B15		17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1602.20	動物の肝臓のもの																						
160220.010	1 牛又は豚のもの	21.3%	B15		17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第01.05項の家きんのもの																						
1602.31	七面鳥のもの																						

	2 その他のもの																						
160231.210	(1) 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	21.3%	B10		15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1602.32	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの																						
	2 その他のもの																						
160232.210	(1) 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	21.3%	B10		15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
160232.290	(2) その他のもの	6.0%	B5*		2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1602.39	その他のもの																						
	2 その他のもの																						
160239.210	(1) 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	21.3%	B10		15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	豚のもの																						
1602.41	もも肉及びこれを分割したもの																						
	1 ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（1個の重量が10グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）																						

160241.011	(1) 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	1kgにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	B10**	SG3, S	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
160241.019	(2) 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	B10***	SG3, S	3.3%	2.7%	2.2%	1.8%	1.5%	1.1%	0.7%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
160241.090	2 その他のもの	20.0%	B5		10.0%	6.7%	3.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1602.42	肩肉及びこれを分割したもの																						
	1 ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（1個の重量が10グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）																						
160242.011	(1) 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	1kgにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	B10**	SG3, S	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

160242.019	(2) 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	B10***	SG3, S	3.3%	2.7%	2.2%	1.8%	1.5%	1.1%	0.7%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
160242.090	2 その他のもの	20.0%	B5		10.0%	6.7%	3.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1602.49	その他のもの（混合物を含む。）																						
	2 その他のもの																						
	(1) ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（1個の重量が10グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）																						
160249.210	〔1〕 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	1kgにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	B10**	SG3, S	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
160249.220	〔2〕 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	B10***	SG3, S	3.3%	2.7%	2.2%	1.8%	1.5%	1.1%	0.7%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
160249.290	(2) その他のもの	20.0%	B5		10.0%	6.7%	3.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

1602.50	牛のもの																						
	2 その他のもの																						
	(1) 牛の臓器及び舌のもの																						
160250.210	ー 気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）	21.3%	B15		17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの																						
160250.291	ーー 単に水煮したもの	25.0%	B15		20.3%	18.8%	17.2%	15.6%	14.1%	12.5%	10.9%	9.4%	7.8%	6.3%	4.7%	3.1%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーー その他のもの																						
160250.292	ーーー 気密容器入りのもの	21.3%	B15		17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
160250.299	ーーー その他のもの	21.3%	B15		17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
	A 牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の30%未満のもの																						
	ー 気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）																						
160250.310	ーー 米を含むもの	21.3%	B10		15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
160250.320	ーー その他のもの	21.3%	B10		15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの																						

	ーー 米を含むもの																						
160250.331	ーーー 気密容器入りのもの	21.3%	B10		15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
160250.339	ーーー その他のもの	21.3%	B10		15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーー その他のもの																						
160250.391	ーーー 気密容器入りのもの	21.3%	B10		15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
160250.399	ーーー その他のもの	21.3%	B10		15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	B その他のもの																						
	(a) 単に水煮した後に乾燥したもの																						
	ー 気密容器入りのもの																						
160250.410	ーー 冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの	25.0%	B15		20.3%	18.8%	17.2%	15.6%	14.1%	12.5%	10.9%	9.4%	7.8%	6.3%	4.7%	3.1%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
160250.420	ーー その他のもの	25.0%	B15		20.3%	18.8%	17.2%	15.6%	14.1%	12.5%	10.9%	9.4%	7.8%	6.3%	4.7%	3.1%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
160250.490	ー その他のもの	21.3%	B15		17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(b) 調味した後に乾燥したもの																						
	ー 気密容器入りのもの																						
160250.510	ーー 冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの	10.0%	B15		8.1%	7.5%	6.9%	6.3%	5.6%	5.0%	4.4%	3.8%	3.1%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税

160250.520	ーー その他のもの	10.0%	B15		8.1%	7.5%	6.9%	6.3%	5.6%	5.0%	4.4%	3.8%	3.1%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
160250.590	ー その他のもの	10.0%	B15		8.1%	7.5%	6.9%	6.3%	5.6%	5.0%	4.4%	3.8%	3.1%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
160250.600	(c) コーンビーフ	21.3%	B15		17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(d) その他のもの																						
160250.700	イ 気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）	21.3%	B15		17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ロ 気密容器入りのもの（冷蔵及び冷凍のいずれもしていないものに限るものとし、野菜を含むものを除く。）																						
160250.810	ー 単に水煮したもの	45.0%	B15		36.6%	33.8%	30.9%	28.1%	25.3%	22.5%	19.7%	16.9%	14.1%	11.3%	8.4%	5.6%	2.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
160250.890	ー その他のもの	38.3%	B15		31.1%	28.7%	26.3%	23.9%	21.5%	19.2%	16.8%	14.4%	12.0%	9.6%	7.2%	4.8%	2.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ハ その他のもの																						
160250.910	ー 単に水煮したもの	50.0%	B15		40.6%	37.5%	34.4%	31.3%	28.1%	25.0%	21.9%	18.8%	15.6%	12.5%	9.4%	6.3%	3.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの																						
160250.991	ーー 気密容器入りのもの	50.0%	B15		40.6%	37.5%	34.4%	31.3%	28.1%	25.0%	21.9%	18.8%	15.6%	12.5%	9.4%	6.3%	3.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
160250.999	ーー その他のもの	50.0%	B15		40.6%	37.5%	34.4%	31.3%	28.1%	25.0%	21.9%	18.8%	15.6%	12.5%	9.4%	6.3%	3.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1602.90	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）																						

	2 その他のもの																						
160290.210	(1) 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	21.3%	B10		15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
160290.290	(2) その他のもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
16.03																							
1603.00	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲(せい)無脊椎動物のエキス及びジュース																						
160300.010	1 肉のエキス及びジュース	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
16.04	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物																						
	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）																						
1604.13	いわし																						
160413.090	ー その他のもの	9.6%	B10		7.0%	6.1%	5.2%	4.4%	3.5%	2.6%	1.7%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
160415.000	さば	9.6%	B5		4.8%	3.2%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
16.05	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲(せい)無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）																						

1605.10	かに																						
	2 その他のもの																						
160510.021	ー 米を含むもの	9.6%	B10		7.0%	6.1%	5.2%	4.4%	3.5%	2.6%	1.7%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	シュリンプ及びプローン																						
1605.21	気密容器入りでないもの																						
	2 その他のもの																						
160521.021	ー 米を含むもの	5.3%	B10		3.9%	3.4%	2.9%	2.4%	1.9%	1.4%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1605.29	その他のもの																						
	2 その他のもの																						
160529.021	ー 米を含むもの	5.3%	B10		3.9%	3.4%	2.9%	2.4%	1.9%	1.4%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	軟体動物																						
1605.54	いか																						
	1 くん製したもの																						
	ー 気密容器入りのもの																						
160554.100	ーー 米を含むもの	6.7%	B10		4.9%	4.3%	3.7%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーー その他のもの	6.7%	B10		4.9%	4.3%	3.7%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの																						

	ーー 米を含むもの	6.7%	B10		4.9%	4.3%	3.7%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーー その他のもの	6.7%	B5		3.4%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
	ー 気密容器入りのもの																						
160554.911	ーー 米を含むもの	10.5%	B10		7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
160554.919	ーー その他のもの	10.5%	B10		7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの																						
160554.991	ーー 米を含むもの	10.5%	B10		7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
160554.999	ーー その他のもの	10.5%	B5		5.3%	3.5%	1.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第 17 類　糖類及び砂糖菓子																						
17.01	甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖（固体のものに限る。）																						
	粗糖（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）																						
1701.12	てん菜糖																						
170112.100	1 乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計の読みで 98.5 度未満に相当するもの		X	S																			
170112.200	2 その他のもの		X	S																			

170113.000	この類の号注２の甘しゃ糖	1kg につき 35.30 円	PIC	PIC-7	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
1701.14	その他の甘しゃ糖																							
	1 乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計の読みで 98.5 度未満に相当するもの																							
170114.110	(1) 分蜜糖		X	S																				
170114.190	(2) その他のもの	1kg につき 35.30 円	PIC	PIC-7	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
170114.200	2 その他のもの		X	S																				
	その他のもの																							
170191.000	香味料又は着色料を加えたもの		X	S																				
1701.99	その他のもの																							
170199.100	1 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの		X	S																				
170199.200	2 その他のもの		X	S																				
17.02	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造蜂蜜（天然蜂蜜を混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル																							

1702.20	かえで糖及びかえで糖水																						
170220.100	1 かえで糖	1kgにつき20.80円	R16		1kgにつき13 円	1kgにつき10.40円	1kgにつき10.40円	1kgにつき10.40円	1kgにつき10.40円	1kgにつき10.40円	1kgにつき10.40円	1kgにつき10.40円	1kgにつき10.40円	1kgにつき10.40円	1kgにつき10.40円	1kgにつき10.40円	1kgにつき10.40円	1kgにつき10.40円	1kgにつき10.40円	1kgにつき10.40円	1kgにつき10.40円	1kgにつき10.40円	1kgにつき10.40円
170220.200	2 かえで糖水	17.5%(その率が1kgにつき13.50円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	R16		10.9%(その率が1kgにつき8.44円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	8.8%(その率が1kgにつき6.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	8.8%(その率が1kgにつき6.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	8.8%(その率が1kgにつき6.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	8.8%(その率が1kgにつき6.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	8.8%(その率が1kgにつき6.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	8.8%(その率が1kgにつき6.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	8.8%(その率が1kgにつき6.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	8.8%(その率が1kgにつき6.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	8.8%(その率が1kgにつき6.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	8.8%(その率が1kgにつき6.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	8.8%(その率が1kgにつき6.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	8.8%(その率が1kgにつき6.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	8.8%(その率が1kgにつき6.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	8.8%(その率が1kgにつき6.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	8.8%(その率が1kgにつき6.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	8.8%(その率が1kgにつき6.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	8.8%(その率が1kgにつき6.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	8.8%(その率が1kgにつき6.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
1702.30	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の20%未満のものに限る。）																						
170230.100	1 香味料又は着色料を加えたもの	29.8%(その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	R17		23.7%(その率が1kgにつき18.30円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	21.7%(その率が1kgにつき16.73円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	19.6%(その率が1kgにつき15.16円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	17.6%(その率が1kgにつき13.59円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	15.6%(その率が1kgにつき12.02円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	13.5%(その率が1kgにつき10.45円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	11.5%(その率が1kgにつき8.89円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	9.5%(その率が1kgにつき7.32円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
	2 その他のもの																						
170230.210	(1) 砂糖を加えたもの		X																				
	(2) その他のもの																						

170230.221	A 精製したもの		X																				
170230.229	B その他のもの		X																				
1702.40	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の20%以上50%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）																						
170240.100	1 香味料又は着色料を加えたもの	29.8%(その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	R17		23.7%(その率が1kgにつき18.30円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	21.7%(その率が1kgにつき16.73円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	19.6%(その率が1kgにつき15.16円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	17.6%(その率が1kgにつき13.59円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	15.6%(その率が1kgにつき12.02円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	13.5%(その率が1kgにつき10.45円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	11.5%(その率が1kgにつき8.89円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	9.5%(その率が1kgにつき7.32円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
	2 その他のもの																						
170240.210	ー 砂糖を加えたもの		X																				
170240.220	ー その他のもの		X																				
1702.60	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）																						

170260.100	1 香味料又は着色料を加えたもの	29.8%(その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	R17		23.7%(その率が1kgにつき18.30円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	21.7%(その率が1kgにつき16.73円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	19.6%(その率が1kgにつき15.16円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	17.6%(その率が1kgにつき13.59円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	15.6%(その率が1kgにつき12.02円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	13.5%(その率が1kgにつき10.45円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	11.5%(その率が1kgにつき8.89円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	9.5%(その率が1kgにつき7.32円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
	2 その他のもの																						
170260.210	― 砂糖を加えたもの		X																				
170260.220	― その他のもの		X																				
1702.90	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の50%含有するものを含む。）																						
	1 砂糖																						
170290.110	― 分蜜糖		X	S																			
170290.190	― その他のもの	29.8%	B10		21.7%	19.0%	16.3%	13.5%	10.8%	8.1%	5.4%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 砂糖水																						
170290.211	― 分蜜糖のもの		X	S																			

170290.219	ー その他のもの	29.8%(その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	PIC	PIC-5	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
	3 人造蜂蜜及びカラメル																						
170290.290	ー 人造蜂蜜	50.0%(その率が1kgにつき25円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B10		36.4%(その率が1kgにつき18.18円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	31.8%(その率が1kgにつき15.91円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	27.3%(その率が1kgにつき13.64円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	22.7%(その率が1kgにつき11.36円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	18.2%(その率が1kgにつき9.09円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	13.6%(その率が1kgにつき6.82円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	9.1%(その率が1kgにつき4.55円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	4.5%(その率が1kgにつき2.27円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
170290.300	ー カラメル	50.0%(その率が1kgにつき25円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B10		36.4%(その率が1kgにつき18.18円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	31.8%(その率が1kgにつき15.91円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	27.3%(その率が1kgにつき13.64円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	22.7%(その率が1kgにつき11.36円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	18.2%(その率が1kgにつき9.09円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	13.6%(その率が1kgにつき6.82円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	9.1%(その率が1kgにつき4.55円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	4.5%(その率が1kgにつき2.27円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	4 ハイ・テスト・モラセス																						
170290.420	(2) その他のもの	21.3%	R5		18.4%	17.4%	16.5%	15.5%	14.5%	13.6%	12.6%	11.6%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%
	5 その他のもの																						

170290.510	(1) 香味料又は着色料を加えたもの	29.8%(その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B10		21.7%(その率が1kgにつき16.73円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	19.0%(その率が1kgにつき14.64円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	16.3%(その率が1kgにつき12.55円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	13.5%(その率が1kgにつき10.45円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	10.8%(その率が1kgにつき8.36円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	8.1%(その率が1kgにつき6.27円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	5.4%(その率が1kgにつき4.18円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	2.7%(その率が1kgにつき2.09円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
170290.521	A 砂糖を加えたもの		X	S																			
	B その他のもの																						
170290.522	(a) ソルボース	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
170290.523	(b) 麦芽糖	21.3%	B10		15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
170290.529	(c) その他のもの		X																				
17.03	糖蜜（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）																						
1703.10	甘しゃ糖蜜																						
	2 その他のもの																						
170310.090	ー その他のもの	1kgにつき15.30円	B5		1kgにつき7.65円	1kgにつき5.10円	1kgにつき2.55円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1703.90	その他のもの																						

	2 その他のもの																						
170390.090	ー その他のもの	1kgにつき 15.30円	B10		1kgにつき 11.13円	1kgにつき 9.74円	1kgにつき 8.35円	1kgにつき 6.95円	1kgにつき 5.56円	1kgにつき 4.17円	1kgにつき 2.78円	1kgにつき 1.39円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
17.04	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）																						
170410.000	チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。）	24.0%	B10		17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1704.90	その他のもの																						
	2 その他のもの																						
170490.210	ー キャンデー類	25.0%	B10		18.2%	15.9%	13.6%	11.4%	9.1%	6.8%	4.5%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
170490.220	ー キャラメル	25.0%	B10		18.2%	15.9%	13.6%	11.4%	9.1%	6.8%	4.5%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
170490.230	ー ホワイトチョコレート	25.0%	B10		18.2%	15.9%	13.6%	11.4%	9.1%	6.8%	4.5%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
170490.290	ー その他のもの	25.0%	B10		18.2%	15.9%	13.6%	11.4%	9.1%	6.8%	4.5%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第18類　ココア及びその調製品																						
18.03	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）																						
180320.000	完全に又は部分的に脱脂したもの	10.0%	B5		5.0%	3.3%	1.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
18.06	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品																						
1806.10	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）																						

180610.100	1 砂糖を加えたもの	29.8%	PIC	PIC-7	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
1806.20	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が2キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）																						
	1 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の10%未満のものに限る。）																						
	(1) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）																						
180620.311	ー その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	21.0%	R6		15.8%	14.0%	12.3%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%
180620.319	ー その他のもの		X	S																			
	(2) その他のもの																						
180620.321	A 砂糖を加えたもの	23.8%	B10	S	17.3%	15.1%	13.0%	10.8%	8.7%	6.5%	4.3%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
180620.322	B その他のもの	21.3%	R5	S	18.4%	17.4%	16.5%	15.5%	14.5%	13.6%	12.6%	11.6%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%
	2 その他のもの																						
	(1) 砂糖を加えたもの																						

	A チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品																						
180620.111	― チューインガムその他の砂糖菓子及び各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	29.8%	B10		21.7%	19.0%	16.3%	13.5%	10.8%	8.1%	5.4%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
180620.119	― その他のもの	29.8%	B10		21.7%	19.0%	16.3%	13.5%	10.8%	8.1%	5.4%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
180620.190	B その他のもの	28.0%	B10		20.4%	17.8%	15.3%	12.7%	10.2%	7.6%	5.1%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
180620.210	― 当該年度におけるチョコレートの製造用の調製食料品及び粉乳の需給その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの		Xq2																				
180620.290	― その他のもの																						
	―― チョコレートの原料として使用するもの	21.3%	PIC	PIC-9, S	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
	―― その他のもの	21.3%	PIC	PIC-8, S	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）																						
180631.000	詰物をしたもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1806.32	詰物をしてないもの																						
180632.100	1 チョコレート菓子	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	2 その他のもの																						
	(1) 砂糖を加えたもの																						
180632.211	― チューインガムその他の砂糖菓子及び各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	29.8%	B10		21.7%	19.0%	16.3%	13.5%	10.8%	8.1%	5.4%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
180632.219	― その他のもの	29.8%	B10		21.7%	19.0%	16.3%	13.5%	10.8%	8.1%	5.4%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
180632.220	(2) その他のもの	21.3%	B5		10.7%	7.1%	3.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1806.90	その他のもの																						
180690.100	1 チョコレート菓子	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
	(1) 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の10%未満のものに限る。）																						
	A ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）																						
180690.311	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	21.0%	R6		15.8%	14.0%	12.3%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%
180690.319	― その他のもの		X	S																			
	B その他のもの																						
180690.321	(a) 砂糖を加えたもの	23.8%	B7		14.9%	11.9%	8.9%	6.0%	3.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

180690.322	(b) その他のもの	21.3%	R5	S	18.4%	17.4%	16.5%	15.5%	14.5%	13.6%	12.6%	11.6%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%
	(2) その他のもの																						
	A 砂糖を加えたもの																						
180690.211	― チューインガムその他の砂糖菓子及び各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	29.8%	B10		21.7%	19.0%	16.3%	13.5%	10.8%	8.1%	5.4%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
180690.219	― その他のもの	29.8%	B10		21.7%	19.0%	16.3%	13.5%	10.8%	8.1%	5.4%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
180690.220	B その他のもの	21.3%	B10	S	15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第 19 類　穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品																						
19.01	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）																						
1901.10	乳幼児用の調製品（小売用にしたものに限る。）																						
	1 第 04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。）																						
	(1) 乳脂肪分が全重量の 30%以下のもの																						

190110.111	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	25.0%	R6		18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
190110.119	― その他のもの		X	S																			
	(2) その他のもの																						
190110.121	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	25.0%	R6		18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
190110.129	― その他のもの		X	S																			
	2 その他のもの																						
	(1) 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品																						
190110.211	A 砂糖を加えたもの	23.8%	R5	S	20.6%	19.5%	18.4%	17.3%	16.2%	15.1%	14.1%	13.0%	11.9%	11.9%	11.9%	11.9%	11.9%	11.9%	11.9%	11.9%	11.9%	11.9%	11.9%
190110.219	B その他のもの	21.3%	B10		15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
190110.221	A 砂糖を加えたもの	24.0%	R5		20.7%	19.6%	18.5%	17.5%	16.4%	15.3%	14.2%	13.1%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%
190110.229	B その他のもの	13.6%	R5		11.7%	11.1%	10.5%	9.9%	9.3%	8.7%	8.0%	7.4%	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%
1901.20	第19.05項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地																						

	1 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。）																						
	(1) 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。）																						
	A 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの																						
190120.111	ー その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	25.0%	R6		18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
190120.112	ー その他のもの		X	S																			
	B その他のもの																						
190120.116	ー その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	25.0%	R18		23.8%	23.3%	22.9%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%
190120.117	ー その他のもの		X	S																			

中国川

	(2) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の 85%を超えるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）																						
	A 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの																						
190120.122	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 30 条の規定により輸入するもの、同法第 31 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
190120.128	ー その他のもの		X																				
	B 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの																						

190120.131	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
190120.139	ー その他のもの		X																				
	C 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの																						
190120.141	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの																						
	ーー 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て		Xq1																				

	―― その他のもの	25.0% 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	PIC	PIC-4	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
190120.149	― その他のもの		X	この品目に分類される原産品は、第1901.20号に属する。日本国は、同号の下で、関税分類番号190120.141の品目に分類される原産品について関連の関税に係る約束を行う。																			
	D 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの																					
	(a) 小麦でん粉を含有するもの																					

190120.151	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
190120.152	ー その他のもの		X																				
	(b) その他のもの																						
	ー でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの																						
190120.156	ーー 砂糖を加えたもの		Xq1																				
190120.157	ーー その他のもの		Xq1																				
190120.159	ー その他のもの		X	S																			
	(3) 米菓生地（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）																						

190120.162	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
190120.168	ー その他のもの		X																				
	2 その他のもの																						
	(1) 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品																						
190120.219	B その他のもの	21.3%	B10		15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) ケーキミックス																						
190120.222	A 砂糖を加えたもの	23.8%	PIC	PIC-2	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
	B その他のもの																						
190120.223	(a) 小売用の容器入りにしたもの（容器とも1個の重量が500グラム以下のものに限る。）	12.0%	B8		8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
190120.224	(b) その他のもの	12.0%	B8		8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(3) その他のもの																						
	A 砂糖を加えたもの																						

	(a) しょ糖の含有量が全重量の15%以下のもの																						
190120.231	ー 米粉調製品		X																				
190120.232	ー 小麦粉調製品	24.0%	PIC	PIC-2	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
190120.233	ー その他のもの	24.0%	B10		17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(b) その他のもの																						
190120.234	ー 米粉調製品		X																				
190120.235	ー 小麦粉調製品	23.8%	PIC	PIC-2	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
190120.239	ー その他のもの	23.8%	PIC	PIC-5	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
	B その他のもの																						
190120.241	ー 小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）	13.6%	B10		9.9%	8.7%	7.4%	6.2%	4.9%	3.7%	2.5%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの																						
190120.242	ーー 米粉調製品		X																				
190120.243	ーー 小麦粉調製品	16.0%	PIC	PIC-2	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
190120.249	ーー その他のもの	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1901.90	その他のもの																						

	1 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及び餅、だんごその他これらに類する米産品（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）																						
	(1) 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）																						
	A 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの																						
190190.131	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	21.0%	R19		13.1%	10.5%	7.9%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%
190190.132	― その他のもの		X	S																			
	B その他のもの																						
190190.136	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	21.0%	R19		13.1%	10.5%	7.9%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%
190190.137	― その他のもの		X	S																			

	(2) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の 85%を超えるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）																						
	A 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの																						
190190.142	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 30 条の規定により輸入するもの、同法第 31 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
190190.148	ー その他のもの		X																				
	B 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの																						

190190.151	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
190190.159	― その他のもの		X																				
	C 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの																						
190190.161	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの																						
	―― 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て		Xq1																				

	―― その他のもの	25.0% 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	PIC	PIC-4	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
190190.169	― その他のもの		X	この品目に分類される原産品は、第1901.90号に属する。日本国は、同号の下で、関税分類番号190190.161の品目に分類される原産品について関連の関税に係る約束を行う。																				
	D 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの																						
	(a) 小麦でん粉を含有するもの																						

190190.171	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
190190.172	ー その他のもの		X																				
	(b) その他のもの																						
	ー でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの																						
190190.176	ーー 砂糖を加えたもの		Xq1																				
190190.177	ーー その他のもの		Xq1																				
190190.179	ー その他のもの		X	S																			
	(3) 餅、だんごその他これらに類する米産品（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）																						
	〔1〕 米の含有量が全重量の30%以下のもの																						
	〔i〕 砂糖を加えたもの																						
190190.583	1 しょ糖の含有量が全重量の15%以下のもの		X																				

190190.585	2 その他のもの		X																					
190190.586	〔ii〕 その他のもの		X																					
	〔2〕 その他のもの																							
190190.587	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																					
190190.588	ー その他のもの		X																					
	2 その他のもの																							
	(1) 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品																							
	A 砂糖を加えたもの																							
	(a) しょ糖の含有量が全重量の50%未満のもの																							
190190.211	ー 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		X																					
	ー その他のもの																							

190190.216	ーー 加圧容器入りにしたホイップドクリーム	23.8%	B10		17.3%	15.1%	13.0%	10.8%	8.7%	6.5%	4.3%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
190190.217	ーー その他のもの	23.8%	PIC	PIC-5	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
190190.219	(b) その他のもの	29.8%	PIC	PIC-7	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
	B その他のもの																						
190190.221	ー 加圧容器入りにしたホイップドクリーム	21.3%	R19	S	13.3%	10.7%	8.0%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%
190190.229	ー その他のもの	21.3%	B10		15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
190190.230	(2) 麦芽エキス	9.0%	B10		6.5%	5.7%	4.9%	4.1%	3.3%	2.5%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(3) その他のもの																						
	A 砂糖を加えたもの																						
	(a) しょ糖の含有量が全重量の15%以下のもの																						
190190.241	ー 米粉調製品		X																				
190190.242	ー 小麦粉調製品	24.0%	PIC	PIC-3	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
190190.243	ー その他のもの	24.0%	B10		17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(b) その他のもの																						
	ー 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの																						

190190.246	ーー 米粉調製品		X																				
190190.247	ーー 小麦粉調製品	28.0%	PIC	PIC-3	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
190190.248	ーー その他のもの	28.0%	PIC	PIC-5	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
	ー その他のもの																						
190190.251	ーー 米粉調製品		X																				
190190.252	ーー 小麦粉調製品	23.8%	PIC	PIC-3	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
190190.253	ーー その他のもの	23.8%	PIC	PIC-5	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
	B その他のもの																						
190190.261	ー 小売用の容器入りにしたもの（容器ともの１個の重量が 500 グラム以下のものに限る。）	13.6%	B10		9.9%	8.7%	7.4%	6.2%	4.9%	3.7%	2.5%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの																						
190190.266	ーー 米粉調製品		X																				
190190.267	ーー 小麦粉調製品	16.0%	PIC	PIC-3	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
190190.269	ーー その他のもの	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

19.02	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）																						
	パスタ（加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調製をしたものを除く。）																						
190211.000	卵を含有するもの	1kg につき 30 円	B8		1kg につき 20 円	1kg につき 16.67 円	1kg につき 13.33 円	1kg につき 10 円	1kg につき 6.67 円	1kg につき 3.33 円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1902.19	その他のもの																						
190219.010	1 ビーフン	1kg につき 27.20 円	R5		1kg につき 23.49 円	1kg につき 22.25 円	1kg につき 21.02 円	1kg につき 19.78 円	1kg につき 18.55 円	1kg につき 17.31 円	1kg につき 16.07 円	1kg につき 14.84 円	1kg につき 13.60 円	1kg につき 13.60 円	1kg につき 13.60 円	1kg につき 13.60 円	1kg につき 13.60 円	1kg につき 13.60 円	1kg につき 13.60 円	1kg につき 13.60 円	1kg につき 13.60 円	1kg につき 13.60 円	1kg につき 13.60 円
	2 その他のもの																						
	ー マカロニ及びスパゲッティ																						
190219.093	ーー スパゲッティ	1kg につき 30 円	B10		1kg につき 21.82 円	1kg につき 19.09 円	1kg につき 16.36 円	1kg につき 13.64 円	1kg につき 10.91 円	1kg につき 8.18 円	1kg につき 5.45 円	1kg につき 2.73 円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
190219.094	ーー マカロニ	1kg につき 30 円	B10		1kg につき 21.82 円	1kg につき 19.09 円	1kg につき 16.36 円	1kg につき 13.64 円	1kg につき 10.91 円	1kg につき 8.18 円	1kg につき 5.45 円	1kg につき 2.73 円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの																						

190219.092	ーー うどん、そうめん及びそば		X																				
190219.099	ーー その他のもの	1kg につき 34 円	B10		1kg につき 24.73 円	1kg につき 21.64 円	1kg につき 18.55 円	1kg につき 15.45 円	1kg につき 12.36 円	1kg につき 9.27 円	1kg につき 6.18 円	1kg につき 3.09 円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1902.20	パスタ（詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製をしてあるかないかを問わない。）																						
	1 砂糖を加えたもの																						
190220.110	(1) ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の 20%を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの	5.1%	B10		3.7%	3.2%	2.8%	2.3%	1.9%	1.4%	0.9%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
190220.190	(2) その他のもの	23.8%	B10		17.3%	15.1%	13.0%	10.8%	8.7%	6.5%	4.3%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						

190220.210	(1) ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲(せい)無脊椎動物の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの	5.1%	B10		3.7%	3.2%	2.8%	2.3%	1.9%	1.4%	0.9%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
190220.220	(2) その他のもの	21.3%	B10		15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1902.30	その他のパスタ																						
190230.100	1 砂糖を加えたもの	23.8%	B10		17.3%	15.1%	13.0%	10.8%	8.7%	6.5%	4.3%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
190230.210	ー インスタントラーメンその他の即席めん類	21.3%	B10		15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
190230.290	ー その他のもの	21.3%	B10		15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
190240.000	クースクース	1kgにつき24円	B10		1kgにつき17.45円	1kgにつき15.27円	1kgにつき13.09円	1kgにつき10.91円	1kgにつき8.73円	1kgにつき6.55円	1kgにつき4.36円	1kgにつき2.18円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
19.04	穀物又は穀物産品を膨脹させて又は煎って得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）																						

1904.10	穀物又は穀物産品を膨脹させて又は煎って得た調製食料品																						
190410.010	1 朝食用穀物調製品（米、小麦、ライ小麦、大麦又は裸麦を単に膨脹させて又は煎って得たものを除く。）	11.5%	B7		7.2%	5.8%	4.3%	2.9%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨脹させて又は煎って得た物品の含有量が全重量の 50%以上の調製食料品																						
	(1) 米のもの																						
190410.211	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 30 条の規定により輸入するもの、同法第 31 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
190410.212	― その他のもの		X																				
	(2) 小麦（ライ小麦を含む。）のもの																						

190410.221	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの																						
	―― 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て		Xq1																				
	―― その他のもの	19.2% 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	PIC	PIC-1	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
190410.229	― その他のもの		X	この品目に分類される原産品は、第1904.10号に属する。日本国は、同号の下で、関税分類番号190410.221の品目に分類される原産品について関連の関税に係る約束を行う。																			
	(3) 大麦（裸麦を含む。）のもの																						

190410.231	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																					
190410.239	― その他のもの		X																					
190410.300	3 その他のもの	16.3%	B10		11.9%	10.4%	8.9%	7.4%	5.9%	4.4%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1904.20	煎ってない穀物のフレークから得た調製食料品及び煎ってない穀物のフレークと煎った穀物のフレーク又は膨脹させた穀物との混合物から得た調製食料品																							
190420.100	1 朝食用穀物調製品	11.5%	B7		7.2%	5.8%	4.3%	2.9%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨脹させて得た物品の含有量が全重量の50%以上の調製食料品																							
	(1) 米のもの																							

190420.211	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
190420.212	― その他のもの		X																				
	(2) 小麦（ライ小麦を含む。）のもの																						
190420.221	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの																						
	―― 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て		Xq1																				
	―― その他のもの	19.2% 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	PIC	PIC-1	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC

190420.229	― その他のもの		X	この品目に分類される原産品は、第1904.20号に属する。日本国は、同号の下で、関税分類番号190420.221の品目に分類される原産品について関連の関税に係る約束を行う。																			
	(3) 大麦（裸麦を含む。）のもの																						
190420.231	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの																						
	―― 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て		Xq1																				
	―― その他のもの	19.2% 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	PIC	PIC-4	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC

190420.239	ー その他のもの		X	この品目に分類される原産品は、第1904.20号に属する。日本国は、同号の下で、関税分類番号190420.231の品目に分類される原産品について関連の関税に係る約束を行う。																			
190420.300	3 その他のもの	16.3%	B10		11.9%	10.4%	8.9%	7.4%	5.9%	4.4%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1904.30	ブルガー小麦																						
190430.010	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの																						
	ーー 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て		Xq1																				
	ーー その他のもの	25.0% 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	PIC	PIC-1	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC

190430.090	― その他のもの		X	この品目に分類される原産品は、第1904.30号に属する。日本国は、同号の下で、関税分類番号190430.010の品目に分類される原産品について関連の関税に係る約束を行う。																			
1904.90	その他のもの																						
	1 米のもの																						
190490.110	〔1〕 米の含有量が全重量の30%以下のもの		X																				
	〔2〕 その他のもの																						
190490.120	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
190490.130	― その他のもの		X																				
	2 小麦又はライ小麦のもの																						

190490.210	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの																						
	ーー 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て		Xq1																				
	ーー その他のもの	25.0% 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	PIC	PIC-1	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
190490.290	ー その他のもの		X	この品目に分類される原産品は、第1904.90号に属する。日本国は、同号の下で、関税分類番号190490.210の品目に分類される原産品について関連の関税に係る約束を行う。																			
	3 大麦又は裸麦のもの																						

190490.310	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの																						
	ーー 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て		Xq1																				
	ーー その他のもの	25.0% 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	PIC	PIC-4	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
190490.390	ー その他のもの		X	この品目に分類される原産品は、第1904.90号に属する。日本国は、同号の下で、関税分類番号190490.310の品目に分類される原産品について関連の関税に係る約束を行う。																			
190490.400	4 その他のもの		X																				

19.05	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品																						
190510.000	クリスプブレッド	9.0%	B10		6.5%	5.7%	4.9%	4.1%	3.3%	2.5%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
190520.000	ジンジャーブレッドその他これに類する物品	18.0%	B10		13.1%	11.5%	9.8%	8.2%	6.5%	4.9%	3.3%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー																						
190531.000	スイートビスケット	20.4%	B10		14.8%	13.0%	11.1%	9.3%	7.4%	5.6%	3.7%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
190532.000	ワッフル及びウエハー	18.0%	B8		12.0%	10.0%	8.0%	6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
190540.000	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	9.0%	B7		5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1905.90	その他のもの																						
190590.100	1 パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、蜂蜜、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）	9.0%	B7		5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
190590.200	2 聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	3 その他のもの																						
	(1) 砂糖を加えたもの																						

190590.311	A あられ、煎餅その他これらに類する米菓		X																				
190590.312	B ビスケット、クッキー及びクラッカー	15.0%	B5		7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
190590.314	C 主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	9.0%	B5		4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	D その他のもの																						
190590.313	ー ピザ（冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	24.0%	B8		16.0%	13.3%	10.7%	8.0%	5.3%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
190590.319	ー その他のもの	25.5%	B5		12.8%	8.5%	4.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
190590.321	A あられ、煎餅その他これらに類する米菓		X																				
190590.322	B ビスケット、クッキー及びクラッカー	13.0%	B5		6.5%	4.3%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
190590.323	C 主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	9.0%	B5		4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
190590.329	D その他のもの	21.3%	B5		10.7%	7.1%	3.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第20類　野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品																						
20.01	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分																						
2001.10	きゅうり及びガーキン																						

200110.100	1 砂糖を加えたもの	15.0%	B5		7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2001.90	その他のもの																						
	1 砂糖を加えたもの																						
200190.120	(2) スイートコーン	10.5%	B5		5.3%	3.5%	1.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
200190.230	(3) スイートコーン	7.5%	B5		3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
20.02	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）																						
2002.90	その他のもの																						
200290.100	1 砂糖を加えたもの	13.4%	B5		6.7%	4.5%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
	(1) トマトピューレー及びトマトペースト																						
	ー 気密容器入りのもの 注:保税工場において輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用し、かつ、積み戻したものは、関税法（昭和29年法律第61号）により輸入貨物とせず、関税を課さない。																						

200290.211	ーー トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するものについて、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの		Xq2																				
200290.219	ーー その他のもの	16.0%	B5		8.0%	5.3%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの																						
200290.221	ーー トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するものについて、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの		Xq2																				
200290.229	ーー その他のもの	16.0%	B5		8.0%	5.3%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
20.03	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）																						
2003.10	きのこ（はらたけ属のもの）																						
	2 その他のもの																						
	(1) 気密容器入りのもの（容器ともの１個の重量が 10 キログラム以下のものに限る。）																						
200310.211	ー フレンチマッシュルーム	13.6%	B5		6.8%	4.5%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

20.04	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）																						
2004.10	ばれいしょ																						
200410.100	1 単に加熱による調理をしたもの	8.5%	B3		2.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
200410.210	(1) マッシュポテト	13.6%	B5		6.8%	4.5%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200410.220	(2) その他のもの	9.0%	B5		4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2004.90	その他の野菜及び野菜を混合したもの																						
	1 砂糖を加えたもの																						
200490.110	(1) スイートコーン	10.5%	B5		5.3%	3.5%	1.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200490.120	(2) その他のもの	23.8%	B5		11.9%	7.9%	4.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
	(1) アスパラガス及び豆																						
200490.212	ー 豆	17.0%	B10		12.4%	10.8%	9.3%	7.7%	6.2%	4.6%	3.1%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200490.220	(2) たけのこ	13.6%	B5		6.8%	4.5%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200490.230	(3) スイートコーン	7.5%	B5		3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	(4) ヤングコーンコブ																						
200490.291	ー その他のもの	15.0%	B5		7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
20.05	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）																						
2005.10	均質調製野菜																						
200510.100	1 砂糖を加えたもの	16.8%	B5		8.4%	5.6%	2.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200510.200	2 その他のもの	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2005.20	ばれいしょ																						
200520.100	1 マッシュポテト及びポテトフレーク	13.6%	B10		9.9%	8.7%	7.4%	6.2%	4.9%	3.7%	2.5%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
200520.210	(1) 気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200520.220	(2) その他のもの	9.0%	B7		5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2005.40	えんどう（ピスム・サティヴム）																						
	1 砂糖を加えたもの																						
200540.110	(1) さや付きのもの	13.4%	R5		11.6%	11.0%	10.4%	9.7%	9.1%	8.5%	7.9%	7.3%	6.7%	6.7%	6.7%	6.7%	6.7%	6.7%	6.7%	6.7%	6.7%	6.7%	6.7%
200540.190	(2) その他のもの	23.8%	PIC	PIC-7	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC

	2 その他のもの																						
	(1) 気密容器入りのもの（容器ともの１個の重量が 10 キログラム以下のものに限る。）																						
200540.212	B その他のもの	15.0%	B5		7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
200540.222	B その他のもの	13.6%	B5		6.8%	4.5%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆																						
2005.51	さやを除いた豆																						
	1 砂糖を加えたもの																						
200551.110	(1) 気密容器入りのもの（豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。）	14.0%	B7		8.8%	7.0%	5.3%	3.5%	1.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200551.190	(2) その他のもの	23.8%	PIC	PIC-7	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
200551.200	2 その他のもの	17.0%	B10		12.4%	10.8%	9.3%	7.7%	6.2%	4.6%	3.1%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2005.59	その他のもの																						
	2 その他のもの																						
200559.210	(1) 気密容器入りのもの（容器ともの１個の重量が 10 キログラム以下のものに限る。）	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

2005.60	アスパラガス																						
200560.010	1 気密容器入りのもの（容器とものの１個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	16.0%	B7		10.0%	8.0%	6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200560.020	2 その他のもの	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2005.80	スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）																						
200580.100	1 砂糖を加えたもの	14.9%	B5		7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他の野菜及び野菜を混合したもの																						
2005.91	たけのこ																						
200591.100	1 砂糖を加えたもの	13.4%	B5		6.7%	4.5%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200591.900	2 その他のもの	13.6%	B5		6.8%	4.5%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2005.99	その他のもの																						
	1 砂糖を加えたもの																						
	(1) 豆（さや付きのものを除く。）																						
200599.111	A 気密容器入りのもの（豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。）	14.0%	B5		7.0%	4.7%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200599.119	B その他のもの	23.8%	PIC	PIC-7	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC

200599.190	(2) その他のもの	13.4%	B5		6.7%	4.5%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
200599.220	(2) 豆（さや付きのものを除く。）	17.0%	B7		10.6%	8.5%	6.4%	4.3%	2.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
20.06																							
2006.00	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）																						
200600.010	1 マロングラッセ	12.6%	B10		9.2%	8.0%	6.9%	5.7%	4.6%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
200600.021	ー あんず	18.0%	B5		9.0%	6.0%	3.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
20.07	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）																						
2007.10	均質調製果実																						
200710.100	1 砂糖を加えたもの	34.0%	B10		24.7%	21.6%	18.5%	15.5%	12.4%	9.3%	6.2%	3.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200710.200	2 その他のもの	21.3%	B10		15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																						
2007.91	かんきつ類の果実																						

	1 ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード																						
	(1) 砂糖を加えたもの																						
200791.111	ー ジャム	16.8%	B5		8.4%	5.6%	2.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200791.119	ー フルーツゼリー及びマーマレード	16.8%	B3		4.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
200791.129	ー フルーツゼリー及びマーマレード	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 フルーツピューレー及びフルーツペースト																						
200791.210	(1) 砂糖を加えたもの	34.0%	B10		24.7%	21.6%	18.5%	15.5%	12.4%	9.3%	6.2%	3.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200791.220	(2) その他のもの	21.3%	B5		10.7%	7.1%	3.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2007.99	その他のもの																						
	1 ジャム及びフルーツゼリー																						
	(1) 砂糖を加えたもの																						
200799.119	ー フルーツゼリー	16.8%	B5		8.4%	5.6%	2.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
	(1) 砂糖を加えたもの																						

200799.211	ー フルーツピューレー及びフルーツペースト	34.0%	B7		21.3%	17.0%	12.8%	8.5%	4.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200799.219	ー その他のもの	34.0%	B5		17.0%	11.3%	5.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
200799.221	ー フルーツピューレー及びフルーツペースト	21.3%	B5		10.7%	7.1%	3.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200799.229	ー その他のもの	21.3%	B10		15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
20.08	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）																						
	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）																						
2008.11	落花生																						
	1 砂糖を加えたもの																						
200811.110	(1) ピーナツバター	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200811.120	(2) その他のもの	23.8%	B5		11.9%	7.9%	4.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
200811.210	(1) ピーナツバター	10.0%	B5		5.0%	3.3%	1.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						

	ー 煎った落花生																						
200811.291	ーー さや付きのもの	21.3%	B7		13.3%	10.7%	8.0%	5.3%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200811.292	ーー その他のもの	21.3%	B7		13.3%	10.7%	8.0%	5.3%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200811.299	ー その他のもの	21.3%	B7		13.3%	10.7%	8.0%	5.3%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2008.19	その他のもの（混合したものを含む。）																						
	1 砂糖を加えたもの																						
	(2) その他のもの																						
	A カシューナット及びその他の煎ったナット																						
200819.191	ー カシューナット	11.0%	B5		5.5%	3.7%	1.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200819.192	ー その他のもの	11.0%	B5		5.5%	3.7%	1.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	B その他のもの																						
200819.193	ー くり（気密容器入りのもので、容器ともの１個の重量が 10 キログラム以下のものに限るものとし、煎ったものを除く。）	16.8%	B7		10.5%	8.4%	6.3%	4.2%	2.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200819.199	ー その他のもの	16.8%	B5		8.4%	5.6%	2.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
	(2) その他のもの																						

	C ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）、カシューナット及びぎんなん																						
200819.226	ー ぎんなん	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	D その他のもの																						
200819.229	(b) その他のもの	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2008.20	パイナップル																						
	1 砂糖を加えたもの																						
	(1) 気密容器入りのもので、容器ともの１個の重量が10キログラム以下のもの（細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものを除く。）																						
200820.111	ー この号の１の(1)及び２の(1)に掲げるパイナップルについて、当該年度における国内需要見込数量から国内で生産されるもの（国内産の生鮮のパイナップルを原料とするものに限る。）の見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この号において「共通の限度数量以内のもの」という。）		Xq2																				
200820.119	ー その他のもの	1kgにつき33円	R15		1kgにつき30.53円	1kgにつき29.70円	1kgにつき28.88円	1kgにつき28.05円	1kgにつき28.05円	1kgにつき28.05円	1kgにつき28.05円	1kgにつき28.05円	1kgにつき28.05円	1kgにつき28.05円	1kgにつき28.05円	1kgにつき28.05円	1kgにつき28.05円	1kgにつき28.05円	1kgにつき28.05円	1kgにつき28.05円	1kgにつき28.05円	1kgにつき28.05円	1kgにつき28.05円

	(2) その他のもの																						
200820.191	A 気密容器入りのもので、容器ともの１個の重量が 10 キログラム以下のもの（細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものに限る。）	25.5%	B10		18.5%	16.2%	13.9%	11.6%	9.3%	7.0%	4.6%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200820.199	B その他のもの	46.8%	B10		34.0%	29.8%	25.5%	21.3%	17.0%	12.8%	8.5%	4.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
	(1) 気密容器入りのもので、容器ともの１個の重量が 10 キログラム以下のもの（細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものを除く。）																						
200820.211	― 共通の限度数量以内のもの		Xq2																				
200820.219	― その他のもの	1kg につき 33 円	R15		1kg につき 30.53 円	1kg につき 29.70 円	1kg につき 28.88 円	1kg につき 28.05 円	1kg につき 28.05 円	1kg につき 28.05 円	1kg につき 28.05 円	1kg につき 28.05 円	1kg につき 28.05 円	1kg につき 28.05 円	1kg につき 28.05 円	1kg につき 28.05 円	1kg につき 28.05 円	1kg につき 28.05 円	1kg につき 28.05 円	1kg につき 28.05 円	1kg につき 28.05 円	1kg につき 28.05 円	1kg につき 28.05 円
200820.290	(2) その他のもの	25.5%	B10		18.5%	16.2%	13.9%	11.6%	9.3%	7.0%	4.6%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2008.30	かんきつ類の果実																						
	1 砂糖を加えたもの																						
200830.110	(1) パルプ状のもの	29.8%	B10		21.7%	19.0%	16.3%	13.5%	10.8%	8.1%	5.4%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200830.190	(2) その他のもの	23.8%	B5		11.9%	7.9%	4.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						

200830.210	(1) パルプ状のもの	21.3%	B5		10.7%	7.1%	3.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200830.290	(2) その他のもの	17.0%	B5		8.5%	5.7%	2.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2008.40	梨																						
	1 砂糖を加えたもの																						
	(1) パルプ状のもの																						
200840.111	A 気密容器入りのもの	15.0%	B5		7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200840.119	B その他のもの	21.0%	B5		10.5%	7.0%	3.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
200840.191	A 気密容器入りのもの	10.8%	B5		5.4%	3.6%	1.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200840.199	B その他のもの	15.0%	B5		7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
	(1) パルプ状のもの																						
200840.211	A 気密容器入りのもの	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200840.219	B その他のもの	15.0%	B5		7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
200840.291	A 気密容器入りのもの	9.0%	B7		5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

200840.299	B その他のもの	10.8%	B5		5.4%	3.6%	1.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2008.50	あんず																						
	1 砂糖を加えたもの																						
200850.110	(1) パルプ状のもの	15.0%	B5		7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200850.190	(2) その他のもの	15.0%	B5		7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
200850.210	(1) パルプ状のもの	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200850.290	(2) その他のもの	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2008.60	さくらんぼ																						
	1 砂糖を加えたもの																						
200860.110	(1) パルプ状のもの	15.0%	B5		7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200860.190	(2) その他のもの	15.0%	B5		7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
200860.210	(1) パルプ状のもの	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200860.290	(2) その他のもの	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2008.70	桃（ネクタリンを含む。）																						
	1 砂糖を加えたもの																						

	(1) パルプ状のもの																						
200870.111	A 気密容器入りのもの	21.3%	B5		10.7%	7.1%	3.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200870.119	B その他のもの	29.8%	B10		21.7%	19.0%	16.3%	13.5%	10.8%	8.1%	5.4%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
	A 気密容器入りのもの																						
200870.192	(b) その他のもの	8.0%	B5		4.0%	2.7%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200870.199	B その他のもの	13.4%	B5		6.7%	4.5%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
	(1) パルプ状のもの																						
200870.211	A 気密容器入りのもの	17.0%	B5		8.5%	5.7%	2.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200870.219	B その他のもの	21.3%	B5		10.7%	7.1%	3.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
200870.299	B その他のもの	9.6%	B5		4.8%	3.2%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2008.80	ストロベリー																						
	1 砂糖を加えたもの																						
200880.110	(1) パルプ状のもの	21.0%	B5		10.5%	7.0%	3.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200880.190	(2) その他のもの	11.0%	B5		5.5%	3.7%	1.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	2 その他のもの																						
200880.210	(1) パルプ状のもの	15.0%	B5		7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200880.290	(2) その他のもの	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの（混合したもの（第2008.19号のものを除く。）を含む。）																						
200891.000	パームハート	15.0%	B5		7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2008.93	クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア）																						
	1 砂糖を加えたもの																						
200893.110	(1) パルプ状のもの	29.8%	B10		21.7%	19.0%	16.3%	13.5%	10.8%	8.1%	5.4%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
200893.210	(1) パルプ状のもの	21.3%	B5		10.7%	7.1%	3.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200893.220	(2) その他のもの	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2008.97	混合したもの																						
	2 その他のもの																						
	(1) 砂糖を加えたもの																						
200897.211	A パルプ状のもの	29.8%	B10		21.7%	19.0%	16.3%	13.5%	10.8%	8.1%	5.4%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200897.219	B その他のもの	23.8%	B5		11.9%	7.9%	4.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	(2) その他のもの																						
200897.221	A パルプ状のもの	21.3%	B5		10.7%	7.1%	3.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2008.99	その他のもの																						
200899.100	1 梅	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
	(1) 砂糖を加えたもの																						
	A パルプ状のもの																						
200899.215	(b) その他のもの	29.8%	B10		21.7%	19.0%	16.3%	13.5%	10.8%	8.1%	5.4%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
	A パルプ状のもの																						
	(a) バナナ、アボカドー及びプルーン																						
200899.222	ー プルーン	15.0%	B5		7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(b) その他のもの																						
200899.227	ー その他のもの	21.3%	B5		10.7%	7.1%	3.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	B その他のもの																						
200899.228	(c) 里芋（コロカシア属のもの）（冷凍したものに限る。）	10.0%	B5		5.0%	3.3%	1.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	(d) その他のもの																						
200899.251	ー かんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱調理をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。）	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200899.259	ー その他のもの	12.0%	B5		6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
20.09	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）																						
	オレンジジュース																						
2009.11	冷凍したもの																						
	1 砂糖を加えたもの																						
200911.110	(1) しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	25.5%	B10		18.5%	16.2%	13.9%	11.6%	9.3%	7.0%	4.6%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200911.190	(2) その他のもの	29.8%（その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B10		21.7%（その率が1kgにつき16.73円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	19.0%（その率が1kgにつき14.64円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.3%（その率が1kgにつき12.55円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.5%（その率が1kgにつき10.45円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	10.8%（その率が1kgにつき8.36円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	8.1%（その率が1kgにつき6.27円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.4%（その率が1kgにつき4.18円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	2.7%（その率が1kgにつき2.09円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						

200911.210	(1) しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	21.3%	B5		10.7%	7.1%	3.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200911.290	(2) その他のもの	25.5%	B5		12.8%	8.5%	4.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2009.12	冷凍してないもの（ブリックス値が20以下のものに限る。）																						
	1 砂糖を加えたもの																						
200912.110	(1) しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	25.5%	B10		18.5%	16.2%	13.9%	11.6%	9.3%	7.0%	4.6%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200912.190	(2) その他のもの	29.8%（その率がlkgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B10		21.7%（その率がlkgにつき16.73円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	19.0%（その率がlkgにつき14.64円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.3%（その率がlkgにつき12.55円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.5%（その率がlkgにつき10.45円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	10.8%（その率がlkgにつき8.36円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	8.1%（その率がlkgにつき6.27円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.4%（その率がlkgにつき4.18円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	2.7%（その率がlkgにつき2.09円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
200912.210	(1) しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	21.3%	B10		15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200912.290	(2) その他のもの	25.5%	B10		18.5%	16.2%	13.9%	11.6%	9.3%	7.0%	4.6%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2009.19	その他のもの																						
	1 砂糖を加えたもの																						

200919.110	(1) しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	25.5%	B10		18.5%	16.2%	13.9%	11.6%	9.3%	7.0%	4.6%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200919.190	(2) その他のもの	29.8%（その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B10		21.7%（その率が1kgにつき16.73円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	19.0%（その率が1kgにつき14.64円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.3%（その率が1kgにつき12.55円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.5%（その率が1kgにつき10.45円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	10.8%（その率が1kgにつき8.36円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	8.1%（その率が1kgにつき6.27円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.4%（その率が1kgにつき4.18円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	2.7%（その率が1kgにつき2.09円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
200919.210	(1) しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	21.3%	B10		15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200919.290	(2) その他のもの	25.5%	B5		12.8%	8.5%	4.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	グレープフルーツ（ポメロを含む。）ジュース																						
2009.21	ブリックス値が20以下のもの																						
	1 砂糖を加えたもの																						
200921.110	(1) しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	23.0%	B7		14.4%	11.5%	8.6%	5.8%	2.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

200921.190	(2) その他のもの	29.8%(その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B7		18.6%(その率が1kgにつき14.38円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	14.9%(その率が1kgにつき11.50円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	11.2%(その率が1kgにつき8.63円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	3.7%(その率が1kgにつき2.88円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																							
200921.210	(1) しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	19.1%	B7		11.9%	9.6%	7.2%	4.8%	2.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200921.290	(2) その他のもの	25.5%	B7		15.9%	12.8%	9.6%	6.4%	3.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2009.29	その他のもの																							
	1 砂糖を加えたもの																							
200929.110	(1) しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	23.0%	B7		14.4%	11.5%	8.6%	5.8%	2.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200929.190	(2) その他のもの	29.8%(その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B7		18.6%(その率が1kgにつき14.38円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	14.9%(その率が1kgにつき11.50円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	11.2%(その率が1kgにつき8.63円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.5%(その率が1kgにつき5.75円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	3.7%(その率が1kgにつき2.88円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																							

200929.210	(1) しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	19.1%	B7		11.9%	9.6%	7.2%	4.8%	2.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200929.290	(2) その他のもの	25.5%	B5		12.8%	8.5%	4.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）																						
2009.31	ブリックス値が20以下のもの																						
	1 砂糖を加えたもの																						
200931.110	(1) しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	23.0%	B5		11.5%	7.7%	3.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200931.190	(2) その他のもの	29.8%(その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B10		21.7%(その率が1kgにつき16.73円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	19.0%(その率が1kgにつき14.64円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	16.3%(その率が1kgにつき12.55円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	13.5%(その率が1kgにつき10.45円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	10.8%(その率が1kgにつき8.36円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	8.1%(その率が1kgにつき6.27円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	5.4%(その率が1kgにつき4.18円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	2.7%(その率が1kgにつき2.09円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
	(1) しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの																						
200931.219	C その他のもの	19.1%	B5		9.6%	6.4%	3.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200931.290	(2) その他のもの	25.5%	B5		12.8%	8.5%	4.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

2009.39	その他のもの																						
	1 砂糖を加えたもの																						
200939.110	(1) しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	23.0%	B5		11.5%	7.7%	3.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200939.190	(2) その他のもの	29.8%(その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B10		21.7%(その率が1kgにつき16.73円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	19.0%(その率が1kgにつき14.64円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	16.3%(その率が1kgにつき12.55円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	13.5%(その率が1kgにつき10.45円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	10.8%(その率が1kgにつき8.36円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	8.1%(その率が1kgにつき6.27円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	5.4%(その率が1kgにつき4.18円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	2.7%(その率が1kgにつき2.09円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
	(1) しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの																						
200939.219	C その他のもの	19.1%	B5		9.6%	6.4%	3.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200939.290	(2) その他のもの	25.5%	B5		12.8%	8.5%	4.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	パイナップルジュース																						
2009.41	ブリックス値が20以下のもの																						
	1 砂糖を加えたもの																						
200941.110	(1) しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	23.0%	B10		16.7%	14.6%	12.5%	10.5%	8.4%	6.3%	4.2%	2.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

200941.190	(2) その他のもの	29.8%(その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B10		21.7%(その率が1kgにつき16.73円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	19.0%(その率が1kgにつき14.64円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	16.3%(その率が1kgにつき12.55円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	13.5%(その率が1kgにつき10.45円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	10.8%(その率が1kgにつき8.36円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	8.1%(その率が1kgにつき6.27円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	5.4%(その率が1kgにつき4.18円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	2.7%(その率が1kgにつき2.09円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
200941.210	(1) しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	19.1%	B10		13.9%	12.2%	10.4%	8.7%	6.9%	5.2%	3.5%	1.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200941.290	(2) その他のもの	25.5%	B10		18.5%	16.2%	13.9%	11.6%	9.3%	7.0%	4.6%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2009.49	その他のもの																						
	1 砂糖を加えたもの																						
200949.110	(1) しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	23.0%	B10		16.7%	14.6%	12.5%	10.5%	8.4%	6.3%	4.2%	2.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200949.190	(2) その他のもの	29.8%(その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B10		21.7%(その率が1kgにつき16.73円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	19.0%(その率が1kgにつき14.64円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	16.3%(その率が1kgにつき12.55円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	13.5%(その率が1kgにつき10.45円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	10.8%(その率が1kgにつき8.36円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	8.1%(その率が1kgにつき6.27円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	5.4%(その率が1kgにつき4.18円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	2.7%(その率が1kgにつき2.09円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						

200949.210	(1) しょ糖の含有量が全重量の 10%以下のもの	19.1%	B10		13.9%	12.2%	10.4%	8.7%	6.9%	5.2%	3.5%	1.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200949.290	(2) その他のもの	25.5%	B10		18.5%	16.2%	13.9%	11.6%	9.3%	7.0%	4.6%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2009.50	トマトジュース																						
200950.100	1 砂糖を加えたもの	29.8%	B5		14.9%	9.9%	5.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200950.200	2 その他のもの	21.3%	B5		10.7%	7.1%	3.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）																						
2009.61	ブリックス値が 30 以下のもの																						
	1 砂糖を加えたもの																						
200961.110	(1) しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の 10%以下のもの	23.0%	B5		11.5%	7.7%	3.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200961.190	(2) その他のもの	29.8% (その率が 1kg につき 23 円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B5		14.9% (その率が 1kg につき 11.50 円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	9.9% (その率が 1kg につき 7.67 円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	5.0% (その率が 1kg につき 3.83 円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200961.200	2 その他のもの	19.1%	B5		9.6%	6.4%	3.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2009.69	その他のもの																						

	1 砂糖を加えたもの																						
200969.110	(1) しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	23.0%	B5		11.5%	7.7%	3.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200969.190	(2) その他のもの	29.8%（その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B10		21.7%（その率が1kgにつき16.73円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	19.0%（その率が1kgにつき14.64円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.3%（その率が1kgにつき12.55円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.5%（その率が1kgにつき10.45円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	10.8%（その率が1kgにつき8.36円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	8.1%（その率が1kgにつき6.27円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.4%（その率が1kgにつき4.18円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	2.7%（その率が1kgにつき2.09円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
200969.290	(2) その他のもの	25.5%	B10		18.5%	16.2%	13.9%	11.6%	9.3%	7.0%	4.6%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	りんごジュース																						
2009.71	ブリックス値が20以下のもの																						
	1 砂糖を加えたもの																						
200971.110	(1) しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	23.0%	B10		16.7%	14.6%	12.5%	10.5%	8.4%	6.3%	4.2%	2.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

200971.190	(2) その他のもの	34.0%(その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B10		24.7%(その率が1kgにつき16.73円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	21.6%(その率が1kgにつき14.64円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	18.5%(その率が1kgにつき12.55円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	15.5%(その率が1kgにつき10.45円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	12.4%(その率が1kgにつき8.36円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	9.3%(その率が1kgにつき6.27円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	6.2%(その率が1kgにつき4.18円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	3.1%(その率が1kgにつき2.09円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
200971.210	(1) しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	19.1%	B10		13.9%	12.2%	10.4%	8.7%	6.9%	5.2%	3.5%	1.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200971.290	(2) その他のもの	29.8%	B10		21.7%	19.0%	16.3%	13.5%	10.8%	8.1%	5.4%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2009.79	その他のもの																						
	1 砂糖を加えたもの																						
200979.110	(1) しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	23.0%	B10		16.7%	14.6%	12.5%	10.5%	8.4%	6.3%	4.2%	2.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200979.190	(2) その他のもの	34.0%(その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B10		24.7%(その率が1kgにつき16.73円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	21.6%(その率が1kgにつき14.64円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	18.5%(その率が1kgにつき12.55円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	15.5%(その率が1kgにつき10.45円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	12.4%(その率が1kgにつき8.36円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	9.3%(その率が1kgにつき6.27円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	6.2%(その率が1kgにつき4.18円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	3.1%(その率が1kgにつき2.09円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						

200979.210	(1) しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	19.1%	B7		11.9%	9.6%	7.2%	4.8%	2.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200979.290	(2) その他のもの	29.8%	B7		18.6%	14.9%	11.2%	7.5%	3.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）																						
2009.81	クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア）ジュース																						
	1 砂糖を加えたもの																						
200981.110	(1) しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	23.0%	B5		11.5%	7.7%	3.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200981.190	(2) その他のもの	29.8%（その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B5		14.9%（その率が1kgにつき11.50円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.9%（その率が1kgにつき7.67円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.0%（その率が1kgにつき3.83円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
200981.210	(1) しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	19.1%	B5		9.6%	6.4%	3.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200981.290	(2) その他のもの	25.5%	B5		12.8%	8.5%	4.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

2009.89	その他のもの																						
	1 果汁																						
	(1) 砂糖を加えたもの																						
200989.111	A しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の 10%以下のもの	23.0%	B5		11.5%	7.7%	3.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200989.119	B その他のもの	29.8%（その率が 1kg につき 23 円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B5		14.9%（その率が 1kg につき 11.50 円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.9%（その率が 1kg につき 7.67 円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.0%（その率が 1kg につき 3.83 円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
	A しょ糖の含有量が全重量の 10%以下のもの																						
200989.122	ー プルーンジュース	14.4%	B5		7.2%	4.8%	2.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200989.123	ー その他のもの	19.1%	B5		9.6%	6.4%	3.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200989.129	B その他のもの	25.5%	B3		6.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 野菜ジュース																						
200989.210	(1) 砂糖を加えたもの	8.1%	B5		4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						

200989.221	ー 気密容器入りのもの	9.0%	B5		4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの																						
200989.231	ーー にんじんジュース	7.2%	B5		3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	3 その他のもの																						
200989.910	(1) 砂糖を加えたもの	13.4%	B3		3.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2009.90	混合ジュース																						
	1 果汁を主成分とするもの																						
	(1) 砂糖を加えたもの																						
200990.111	A しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	23.0%	B5		11.5%	7.7%	3.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200990.119	B その他のもの	29.8%(その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B10		21.7%(その率が1kgにつき16.73円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	19.0%(その率が1kgにつき14.64円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	16.3%(その率が1kgにつき12.55円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	13.5%(その率が1kgにつき10.45円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	10.8%(その率が1kgにつき8.36円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	8.1%(その率が1kgにつき6.27円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	5.4%(その率が1kgにつき4.18円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	2.7%(その率が1kgにつき2.09円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
200990.121	A しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	19.1%	B5		9.6%	6.4%	3.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

200990.129	B その他のもの	25.5%	B5		12.8%	8.5%	4.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	3 その他のもの																						
200990.910	(1) 砂糖を加えたもの	13.4%	B3		3.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第21類　各種の調製食料品																						
21.01	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（煎ったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物																						
	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品																						
2101.11	エキス、エッセンス及び濃縮物																						
210111.100	1 砂糖を加えたもの	24.0%	R20		16.8%	14.4%	12.0%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
2101.12	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品																						
	1 エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品																						
210112.110	(1) 砂糖を加えたもの	24.0%	PIC	PIC-5	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
	2 コーヒーをもととした調製品																						

	(1) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの																							
	A 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの																							
210112.231	ー その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	25.0%	R6		18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
210112.232	ー その他のもの		X	S																				
	B その他のもの																							
210112.236	ー その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	25.0%	R6		18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
210112.237	ー その他のもの		X	S																				
	(2) その他のもの																							
	A 砂糖を加えたもの																							
	(a) しょ糖の含有量が全重量の50%未満のもの																							
210112.241	ー 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	28.0%	B10		20.4%	17.8%	15.3%	12.7%	10.2%	7.6%	5.1%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
210112.242	ー その他のもの	19.6%	B10		14.3%	12.5%	10.7%	8.9%	7.1%	5.3%	3.6%	1.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
210112.246	(b) その他のもの	29.8%	PIC	PIC-5	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
210112.249	B その他のもの	15.0%	B5		7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

2101.20	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品																						
	2 茶又はマテをもととした調製品																						
	(1) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30%以上のもの																						
	A 乳脂肪分が全重量の 30%以下のもの																						
210120.231	ー その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	25.0%	R18		23.8%	23.3%	22.9%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%
210120.232	ー その他のもの		X	S																			
	B その他のもの																						
210120.236	ー その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	25.0%	R6		18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
210120.237	ー その他のもの		X	S																			
	(2) その他のもの																						
	A 砂糖を加えたもの																						
	(a) しょ糖の含有量が全重量の 50%未満のもの																						
210120.241	ー 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	21.0%	B10		15.3%	13.4%	11.5%	9.5%	7.6%	5.7%	3.8%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

210120.242	ー その他のもの	16.8%	B10		12.2%	10.7%	9.2%	7.6%	6.1%	4.6%	3.1%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
210120.246	(b) その他のもの	29.8%	PIC	PIC-5	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
210120.247	B その他のもの	15.0%	B5		7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
21.03	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード																						
210310.000	醤(しょう) 油	7.2%	B5		3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2103.20	トマトケチャップその他のトマトソース																						
210320.010	1 トマトケチャップ	21.3%	B10		15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
210320.090	2 その他のトマトソース	17.0%	B10		12.4%	10.8%	9.3%	7.7%	6.2%	4.6%	3.1%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2103.30	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード																						
210330.200	2 その他のもの	7.5%	B5		3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2103.90	その他のもの																						
	1 ソース																						
210390.110	(1) マヨネーズ	12.8%	B5		6.4%	4.3%	2.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
210390.120	(2) フレンチドレッシング及びサラダドレッシング	10.5%	B5		5.3%	3.5%	1.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
	(2) その他のもの																						

210390.229	B その他のもの	10.5%	B3		2.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
21.05																							
2105.00	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）																						
	1 砂糖を加えたもの																						
	(1) しょ糖の含有量が全重量の50%未満のもの																						
	ー 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの																						
210500.111	ーー アイスクリーム	21.0%	R21	S	14.4%	12.2%	10.0%	7.8%	7.8%	7.8%	7.8%	7.8%	7.8%	7.8%	7.8%	7.8%	7.8%	7.8%	7.8%	7.8%	7.8%	7.8%	7.8%
210500.112	ーー その他のもの	28.0%	B10	S	20.4%	17.8%	15.3%	12.7%	10.2%	7.6%	5.1%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの																						
210500.113	ーー アイスクリーム	21.0%	R22	S	14.0%	11.7%	9.3%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%
210500.119	ーー その他のもの	23.8%	B10	S	17.3%	15.1%	13.0%	10.8%	8.7%	6.5%	4.3%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
210500.191	ー アイスクリーム	29.8%	R23	S	19.8%	16.5%	13.2%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
210500.199	ー その他のもの	29.8%	R5	S	25.7%	24.4%	23.0%	21.7%	20.3%	19.0%	17.6%	16.3%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%
	2 その他のもの																						
210500.210	ー アイスクリーム	21.3%	R21	S	14.6%	12.4%	10.1%	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%

210500.290	ー その他のもの	21.3%	B10	S	15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
21.06	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）																						
2106.10	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質																						
	1 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の80%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので1個の正味重量が500グラム未満のものを除く。）																						
	ー その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの																						
210610.120	ーー 植物性たんぱくの調製品	12.5%	R6		9.4%	8.3%	7.3%	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%
210610.130	ーー その他のもの	25.0%	R6		18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
210610.140	ー その他のもの		X	S																			
	2 その他のもの																						
	(1) 砂糖を加えたもの																						
210610.211	A しょ糖の含有量が全重量の50%未満のもの	16.8%	B10		12.2%	10.7%	9.2%	7.6%	6.1%	4.6%	3.1%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
210610.219	B その他のもの	21.0%	B10		15.2%	13.3%	11.4%	9.5%	7.6%	5.7%	3.8%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						

	A 植物性たんぱく																						
210610.221	ー たんぱく質の含有量が全重量の 80%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので 1 個の正味重量が 500 グラム未満のもの	10.6%	B5		5.3%	3.5%	1.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
210610.222	ー その他のもの	10.6%	B5		5.3%	3.5%	1.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
210610.229	B その他のもの	15.0%	B5		7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2106.90	その他のもの																						
	1 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30%以上の調製品																						
	(1) 乳脂肪分が全重量の 30%以下のもの																						
	ー その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの																						
210690.111	ーー アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	12.0%	R6		9.0%	8.0%	7.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
210690.112	ーー その他のもの	21.0%	R6		15.8%	14.0%	12.3%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%
210690.119	ー その他のもの		X	S																			
	(2) その他のもの																						

	ー 調製食用脂（第04.05項の物品の含有量が全重量の30%を超え70%以下のものに限る。）																							
	ーー 18,977トンを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの																							
210690.121	ーーー ニュージーランドを原産地とするもの		Xq1																					
210690.122	ーーー その他のもの	25.0%	B20*		19.5%	17.7%	15.9%	14.1%	12.3%	10.5%	8.6%	6.8%	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税
210690.123	ーー その他のもの		X	S																				
	ー その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの																							
210690.124	ーー アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	12.0%	R5		10.4%	9.8%	9.3%	8.7%	8.2%	7.6%	7.1%	6.5%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
210690.125	ーー その他のもの	21.0%	R5		18.1%	17.2%	16.2%	15.3%	14.3%	13.4%	12.4%	11.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%
210690.129	ー その他のもの		X	S																				
	2 その他のもの																							
	(1) 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の30%を超える調製食料品																							
	A 米の含有量が全重量の30%を超えるもの																							

210690.517	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
210690.518	― その他のもの		X																				
	B その他のもの																						
	(a) 小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの																						
210690.214	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの																						
	―― 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て		Xq1																				

	―― その他のもの	25.0% 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	PIC	PIC-I	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
210690.215	― その他のもの		X	この品目に分類される原産品は、第2106.90号に属する。日本国は、同号の下で、関税分類番号210690.214の品目に分類される原産品について関連の関税に係る約束を行う。																				
	(b) 大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの																							
210690.216	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの																							

	―― 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て		Xq1																				
	―― その他のもの	25.0% 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	PIC	PIC-4	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
210690.219	― その他のもの		X	この品目に分類される原産品は、第2106.90号に属する。日本国は、同号の下で、関税分類番号210690.216の品目に分類される原産品について関連の関税に係る約束を行う。																			
	(2) その他のもの																						
	A 糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）																						
210690.221	― 分蜜糖のもの		X	S																			

210690.229	ー その他のもの	29.8%(その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B10		21.7%(その率が1kgにつき16.73円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	19.0%(その率が1kgにつき14.64円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	16.3%(その率が1kgにつき12.55円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	13.5%(その率が1kgにつき10.45円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	10.8%(その率が1kgにつき8.36円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	8.1%(その率が1kgにつき6.27円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	5.4%(その率が1kgにつき4.18円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	2.7%(その率が1kgにつき2.09円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
210690.230	B チューインガム	5.0%	B5		2.5%	1.7%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
210690.240	C こんにゃく	21.3%	R15		19.7%	19.2%	18.6%	18.1%	18.1%	18.1%	18.1%	18.1%	18.1%	18.1%	18.1%	18.1%	18.1%	18.1%	18.1%	18.1%	18.1%	18.1%	18.1%
	D 飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が0.5%を超えるものに限る。）																						
210690.246	(a) 果汁をもととした調製品（アルコール分が1%未満のものに限る。）	29.8%(その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B5		14.9%(その率が1kgにつき11.50円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	9.9%(その率が1kgにつき7.67円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	5.0%(その率が1kgにつき3.83円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	E その他のもの																						
	(a) 砂糖を加えたもの																						
	イ おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと																						

210690.251	ー 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	28.0%	PIC	PIC-5	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
210690.259	ー その他のもの	23.8%	B5		11.9%	7.9%	4.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ロ ビタミンをもととした栄養補助食品																						
	ー 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの																						
210690.261	ーー 乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	12.5%	B5		6.3%	4.2%	2.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
210690.262	ーー その他のもの	12.5%	B5		6.3%	4.2%	2.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
210690.269	ー その他のもの	12.5%	B5		6.3%	4.2%	2.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ハ その他のもの																						
	(イ) しょ糖の含有量が全重量の50%未満のもの																						
	ー 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの																						
210690.271	ーー 乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	28.0%	PIC	PIC-5	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
210690.272	ーー その他のもの	25.5%	PIC	PIC-5	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC

210690.273	ー 各成分のうち第1212.21号の物品の重量が最大のもの	28.0%	Xb																				
210690.279	ー その他のもの	23.8%	B10		17.3%	15.1%	13.0%	10.8%	8.7%	6.5%	4.3%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(ﾛ) その他のもの																						
210690.281	I 小売用の容器入りにしたもので、容器ともの1個の重量が500グラム以下のもの	29.8%	PIC	PIC-5	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
210690.282	II しょ糖の含有量が全重量の85%以上のもの（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が1キログラムにつき257円を超えるものを除く。）	1kgにつき76.50円	PIC	PIC-7	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC

	III その他のもの																						
	(I) 乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの																						
210690.283	ー 小売用の容器入りにしたもの（容器とも1個の重量が500グラム以下のものに限る。）	29.8%	B10		21.6%	18.9%	16.2%	13.5%	10.8%	8.1%	5.4%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
210690.284	ー その他のもの	29.8%	PIC	PIC-7	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
	(II) その他のもの																						
210690.510	ー 砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のもの	29.8%	PIC	PIC-7	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
210690.590	ー その他のもの	29.8%	PIC	PIC-6	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
	(b) その他のもの																						
210690.291	イ 調製食用脂（第04.05項の物品の含有量が全重量の15%を超え30%未満のものに限る。）		X	S																			

	ロ アルコールを含有しない飲料のもと																						
210690.293	(ロ) その他のもの	10.0%	B5		5.0%	3.3%	1.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ハ その他のもの																						
	(ロ) その他のもの																						
	I ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの																						
210690.296	ー 植物性たんぱくを加水分解したもの	12.5%	B5		6.3%	4.2%	2.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	II その他のもの																						
	(II) その他のもの																						
	ー ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）その他の第1212.21号の物品のもの																						

210690.401	―― 長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、1枚の面積が430平方センチメートル以下のもの（調味したものを除く。）	25.0%	Xb																				
210690.298	―― その他のもの	25.0%	Xb																				
210690.299	― その他のもの	15.0%	B7		9.4%	7.5%	5.6%	3.8%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第22類　飲料、アルコール及び食酢																						
22.02	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の果実又は野菜のジュースを除く。）																						
2202.10	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）																						
220210.100	1 砂糖を加えたもの	13.4%	B5		6.7%	4.5%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																						
2202.91	ノンアルコールビール																						
220291.100	1 砂糖を加えたもの	13.4%	B3		3.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

2202.99	その他のもの																						
220299.100	1 砂糖を加えたもの	13.4%	B3		3.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
22.05	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）																						
2205.90	その他のもの																						
220590.100	1 アルコール分が1%未満のもの	19.1%	B5		9.6%	6.4%	3.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
22.06																							
2206.00	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）																						
220600.100	1 アルコール分が1%未満のもの	29.8%（その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B5		14.9%（その率が1kgにつき11.50円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.9%（その率が1kgにつき7.67円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.0%（その率が1kgにつき3.83円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
220600.210	(1) 清酒及び濁酒	1リットルにつき70.40円	B10		1リットルにつき51.20円	1リットルにつき44.80円	1リットルにつき38.40円	1リットルにつき32円	1リットルにつき25.60円	1リットルにつき19.20円	1リットルにつき12.80円	1リットルにつき6.40円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						

220600.221	A 発酵酒（清酒を除く。）と第20.09項又は第22.02項の物品との混合物	1リットルにつき27円	B5		1リットルにつき13.50円	1リットルにつき9円	1リットルにつき4.50円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	B その他のもの																						
	(b) その他のもの																						
220600.228	ー 酒税法（昭和28年法律第6号）第23条第2項第3号イに規定するもの（糖類、ホップ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたもの）	1リットルにつき42.40円	B10		1リットルにつき30.84円	1リットルにつき26.98円	1リットルにつき23.13円	1リットルにつき19.27円	1リットルにつき15.42円	1リットルにつき11.56円	1リットルにつき7.71円	1リットルにつき3.85円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
220600.229	ー その他のもの	1リットルにつき42.40円	B5		1リットルにつき21.20円	1リットルにつき14.13円	1リットルにつき7.07円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
22.07	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）																						
2207.10	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）																						
	1 アルコール分が90%以上のもの																						
	(2) その他のもの																						
	B その他のもの																						
220710.199	〔2〕 その他のもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

2207.20	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）																						
220720.100	1 アルコール分が90%以上のもの	27.2%	B10		19.8%	17.3%	14.8%	12.4%	9.9%	7.4%	4.9%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
220720.200	2 その他のもの	1リットルにつき38.10円	B10		1リットルにつき27.71円	1リットルにつき24.25円	1リットルにつき20.78円	1リットルにつき17.32円	1リットルにつき13.85円	1リットルにつき10.39円	1リットルにつき6.93円	1リットルにつき3.46円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
22.08	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料																						
2208.90	その他のもの																						
	1 エチルアルコール及び蒸留酒																						
	(2) その他のもの																						
	A エチルアルコール																						
220890.123	(b) その他のもの	1リットルにつき82.50円	B10		1リットルにつき60円	1リットルにつき52.50円	1リットルにつき45円	1リットルにつき37.50円	1リットルにつき30円	1リットルにつき22.50円	1リットルにつき15円	1リットルにつき7.50円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	B その他のもの																						
220890.129	(b) その他のもの	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のアルコール飲料																						

220890.220	(1) 合成清酒及び白酒	1リットルにつき70.40円	B10		1リットルにつき51.20円	1リットルにつき44.80円	1リットルにつき38.40円	1リットルにつき32円	1リットルにつき25.60円	1リットルにつき19.20円	1リットルにつき12.80円	1リットルにつき6.40円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
220890.230	(2) 果汁をもととした飲料（アルコール分が1%未満のものに限る。）	29.8%（その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B5		14.9%（その率が1kgにつき11.50円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.9%（その率が1kgにつき7.67円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.0%（その率が1kgにつき3.83円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
220890.240	(3) その他のもの	1リットルにつき88円	B10		1リットルにつき64円	1リットルにつき56円	1リットルにつき48円	1リットルにつき40円	1リットルにつき32円	1リットルにつき24円	1リットルにつき16円	1リットルにつき8円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第23類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料																						
23.01	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす																						
230110.000	肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット並びに獣脂かす		X																				
23.09	飼料用に供する種類の調製品																						
2309.10	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）																						

230910.010	1 乳糖の含有量が全重量の10%以上のもの	1kgにつき59.50円に重量比による乳糖の含有率が10.0%を超える1.0%ごとに6円を加えた額	B5		1kgにつき29.75円に重量比による乳糖の含有率が10.0%を超える1.0%ごとに3円を加えた額	1kgにつき19.83円に重量比による乳糖の含有率が10.0%を超える1.0%ごとに2円を加えた額	1kgにつき9.92円に重量比による乳糖の含有率が10.0%を超える1.0%ごとに1円を加えた額	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2309.90	その他のもの																							
	2 その他のもの																							
	(1) 乳糖の含有量が全重量の10%以上のもの																							
230990.219	B その他のもの	1kgにつき52.50円に重量比による乳糖の含有率が10.0%を超える1.0%ごとに5.30円を加えた額	B5		1kgにつき26.25円に重量比による乳糖の含有率が10.0%を超える1.0%ごとに2.65円を加えた額	1kgにつき17.50円に重量比による乳糖の含有率が10.0%を超える1.0%ごとに1.77円を加えた額	1kgにつき8.75円に重量比による乳糖の含有率が10.0%を超える1.0%ごとに0.88円を加えた額	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																							
	B その他のもの																							
	(b) その他のもの																							

	ロ その他のもの																						
	(イ) 粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の5%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の20%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の35%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の10%以上のものを除く。）																						
230990.298	II その他のもの	12.8%	B5		6.4%	4.3%	2.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第24類　たばこ及び製造たばこ代用品																						
24.02	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）																						
240210.000	葉巻たばこ、シェルート及びシガリロ（たばこを含有するものに限る。）	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
24.03	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス																						

	喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）																						
240311.000	この類の号注１の水パイプたばこ	29.8%	B10		21.7%	19.0%	16.3%	13.5%	10.8%	8.1%	5.4%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2403.19	その他のもの																						
240319.100	1 パイプたばこ	29.8%	B10		21.7%	19.0%	16.3%	13.5%	10.8%	8.1%	5.4%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
240319.200	2 その他のもの	3.4%	B5		1.7%	1.1%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																						
2403.99	その他のもの																						
	2 その他のもの																						
240399.200	― 加熱式たばこ	3.4%	B5		1.7%	1.1%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	― その他のもの	3.4%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第５部　鉱物性生産品																						
	第25類　塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント																						
25.01																							
2501.00	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水																						

250100.010	1 塩及び純塩化ナトリウム（目開きが2.8ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の70%以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。）	1kgにつき 0.50円	B10		1kgにつき 0.36円	1kgにつき 0.32円	1kgにつき 0.27円	1kgにつき 0.23円	1kgにつき 0.18円	1kgにつき 0.14円	1kgにつき 0.09円	1kgにつき 0.05円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第6部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品																						
	第29類　有機化学品																						
29.05	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体																						
	その他の多価アルコール																						
290544.000	D-グルシトール（ソルビトール）	17.0%	B10	S	12.4%	10.8%	9.3%	7.7%	6.2%	4.6%	3.1%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.18	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体																						
	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体																						
291814.000	くえん酸	6.5%	B5		3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2918.15	くえん酸の塩及びエステル																						
291815.010	1 くえん酸カルシウム	6.5%	B5		3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第33類　精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類																						

33.01	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション																						
	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）																						
3301.25	その他のミントのもの																						
	1 ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスィスから採取したものに限る。）																						
330125.019	(2) その他のもの	9.0%	B5		4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第35類　たんぱく系物質、変性でん粉、膠（こう）着剤及び酵素																						
35.03																							
3503.00	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第35.01項のカゼイングルーを除く。）																						
	3 その他のもの																						
350300.011	ー ゼラチン	17.0%	B15		13.8%	12.8%	11.7%	10.6%	9.6%	8.5%	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
350300.012	ー にかわ	17.0%	B15		13.8%	12.8%	11.7%	10.6%	9.6%	8.5%	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税

35.05	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤																						
3505.10	デキストリンその他の変性でん粉																						
350510.100	1 エステル化でん粉その他のでん粉誘導体	6.8%	B5***		6.8%	6.8%	6.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
350510.200	2 その他のもの	21.3%（その率が1kgにつき25.50円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B10	S	15.5%（その率が1kgにつき18.55円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.6%（その率が1kgにつき16.23円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.6%（その率が1kgにつき13.91円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.7%（その率が1kgにつき11.59円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.7%（その率が1kgにつき9.27円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.8%（その率が1kgにつき6.95円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.9%（その率が1kgにつき4.64円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき2.32円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
350520.000	膠着剤	21.3%（その率が1kgにつき25.50円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B10		15.5%（その率が1kgにつき18.55円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.6%（その率が1kgにつき16.23円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.6%（その率が1kgにつき13.91円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.7%（その率が1kgにつき11.59円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.7%（その率が1kgにつき9.27円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.8%（その率が1kgにつき6.95円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.9%（その率が1kgにつき4.64円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき2.32円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第8部　皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品																						
	第41類　原皮（毛皮を除く。）及び革																						

41.01	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）																						
4101.20	全形の原皮（スプリットしてないもので、重量が１枚につき、単に乾燥したものは８キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは10キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは16キログラム以下のものに限る。）																						
	２ その他のもの																						
410120.211	― この号の２、第4101.50号の２及び第4101.90号の２に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の皮でなめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの、第4104.11号の２、第4104.19号の２、第4104.41号の１の(2)及び２の(2)並びに第4104.49号の１の(2)及び２の(2)に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮並びに第4107.11号の２の(2)、第4107.12号の２の(2)、第4107.19号の２の(2)、第4107.91号の２の(2)、第4107.92号の２の(2)並びに第4107.99号の２の(2)に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革について、214,000平方メートルを基準とし、輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この項、第41.04項及び第41.07項において「共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの」という。）		Xq1	関税分類番号410120.212の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410120.211の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
410120.212	― その他のもの	12.0%	B10		8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

4101.50	全形の原皮（16キログラムを超えるものに限る。）																						
	2 その他のもの																						
410150.211	ー 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		Xq1	関税分類番号410150.212の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410150.211の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
410150.212	ー その他のもの	12.0%	B10		8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4101.90	その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）																						
	2 その他のもの																						
410190.211	ー 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		Xq1	関税分類番号410190.212の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410190.211の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
410190.212	ー その他のもの	12.0%	B10		8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

41.03	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注１の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）																						
4103.30	豚のもの																						
410330.200	2 その他のもの	6.0%	B8		4.0%	3.3%	2.7%	2.0%	1.3%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
41.04	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）																						
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの																						
4104.11	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット																						
	2 その他のもの																						
410411.211	ー 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		Xq1	関税分類番号410411.212の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410411.211の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			

410411.212	ー その他のもの	12.0%	B10		8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4104.19	その他のもの																						
	2 その他のもの																						
410419.211	ー 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		Xq1	関税分類番号410419.212の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410419.211の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
410419.212	ー その他のもの	12.0%	B10		8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	乾燥状態（クラスト）のもの																						
4104.41	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット																						
	1 なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの																						
	(2) その他のもの																						

410441.121	ー 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		Xq1	関税分類番号410441.122の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410441.121の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
410441.122	ー その他のもの	12.0%	B10		8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
	(1) 染着色したもの																						
	ー 染着色したもの（全形の牛の皮（表面積が１枚につき2.6平方メートル以下のもの）及び水牛の皮並びにローラーレザーを除く。）																						

410441.211	ーー この号の２の(1)及び第4104.49号の２の(1)に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮並びに第4107.11号の２の(1)、第4107.12号の２の(1)、第4107.19号の２の(1)、第4107.91号の２の(1)、第4107.92号の２の(1)及び第4107.99号の２の(1)に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革について、1,466,000平方メートルを基準とし、輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この項及び第41.07項において「共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの」という。）		Xq1	関税分類番号410441.212の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410441.211の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
410441.212	ーー その他のもの	13.3%	B10		9.7%	8.5%	7.3%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの																						
410441.213	ーー 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの		Xq1	関税分類番号410441.219の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410441.213の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
410441.219	ーー その他のもの	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						

410441.221	ー 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		Xq1	関税分類番号410441.222の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410441.221の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
410441.222	ー その他のもの	12.0%	B10		8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4104.49	その他のもの																						
	1 なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの																						
	(2) その他のもの																						
410449.121	ー 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		Xq1	関税分類番号410449.122の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410449.121の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
410449.122	ー その他のもの	12.0%	B10		8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						

	(1) 染着色したもの																						
410449.211	― 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの		Xq1	関税分類番号410449.212の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410449.211の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
410449.212	― その他のもの	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
410449.221	― 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		Xq1	関税分類番号410449.222の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410449.221の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
410449.222	― その他のもの	12.0%	B10		8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
41.05	羊のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）																						
4105.30	乾燥状態（クラスト）のもの																						

	1 染着色したもの																						
410530.111	― この号の1に掲げる羊のなめした皮及び第4106.22号の1に掲げるやぎのなめした皮並びに第4112.00号の2の(1)に掲げる羊革及び第4113.10号の2の(1)に掲げるやぎ革について、1,070,000平方メートルを基準とし、輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（第4106.22号、第4112.00号及び第4113.10号において「共通の限度数量以内のもの」という。）		Xq1	関税分類番号410530.112の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410530.111の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
410530.112	― その他のもの	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
41.06	その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）																						
	やぎのもの																						
4106.22	乾燥状態（クラスト）のもの																						
	1 染着色したもの																						
410622.111	― 共通の限度数量以内のもの		Xq1	関税分類番号410622.112の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410622.111の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			

410622.112	ー その他のもの	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	豚のもの																						
410631.000	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	6.0%	B8		4.0%	3.3%	2.7%	2.0%	1.3%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4106.32	乾燥状態（クラスト）のもの																						
410632.100	1 染着色したもの	8.0%	B8		5.3%	4.4%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
410632.200	2 その他のもの	6.0%	B8		4.0%	3.3%	2.7%	2.0%	1.3%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4106.40	爬(は)虫類のもの																						
	2 その他のもの																						
	(1) 染着色したもの																						
	A わに又はとかげのもの																						
410640.211	ー わにのもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
410640.212	ー その他のもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
410640.214	B その他のもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																						
4106.92	乾燥状態（クラスト）のもの																						
	1 染着色したもの																						
410692.110	ー だちょうのもの	6.0%	B8		4.0%	3.3%	2.7%	2.0%	1.3%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

410692.190	ー その他のもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
41.07	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。）																						
	全形の革																						
4107.11	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）																						
410711.100	1 パーチメント仕上げをしたもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
	(1) 染着色し又は模様付けしたもの																						
	ー 染着色したもの（牛革（表面積が1枚につき2.6平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）																						
410711.211	ーー 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの		Xq1	関税分類番号410711.212の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410711.211の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			

410711.212	ーー その他のもの	13.3%	B10		9.7%	8.5%	7.3%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの																						
410711.213	ーー 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの		Xq1	関税分類番号410711.219の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410711.213の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
410711.219	ーー その他のもの	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
410711.221	ー 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		Xq1	関税分類番号410711.222の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410711.221の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
410711.222	ー その他のもの	12.0%	B10		8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4107.12	グレーンスプリット																						
410712.100	1 パーチメント仕上げをしたもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	2 その他のもの																						
	(1) 染着色し又は模様付けしたもの																						
	ー 染着色したもの（牛革（表面積が１枚につき2.6平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）																						
410712.211	ーー 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの		Xq1	関税分類番号410712.212の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410712.211の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
410712.212	ーー その他のもの	13.3%	B10		9.7%	8.5%	7.3%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの																						
410712.213	ーー 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの		Xq1	関税分類番号410712.219の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410712.213の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			

人四一

410712.219	ーー その他のもの	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
410712.221	ー 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		Xq1	関税分類番号410712.222の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410712.221の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
410712.222	ー その他のもの	12.0%	B10		8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4107.19	その他のもの																						
410719.100	1 パーチメント仕上げをしたもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
	(1) 染着色し又は模様付けしたもの																						
410719.211	ー 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの		Xq1	関税分類番号410719.212の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410719.211の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			

410719.212	ー その他のもの	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
410719.221	ー 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		Xq1	関税分類番号410719.222の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410719.221の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
410719.222	ー その他のもの	12.0%	B10		8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの（サイドを含む。）																						
4107.91	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）																						
410791.100	1 パーチメント仕上げをしたもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
	(1) 染着色し又は模様付けしたもの																						
	ー 染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）																						

人図川

410791.211	ーー 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの		Xq1	関税分類番号410791.212の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410791.211の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
410791.212	ーー その他のもの	13.3%	B10		9.7%	8.5%	7.3%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの																						
410791.213	ーー 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの		Xq1	関税分類番号410791.219の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410791.213の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
410791.219	ーー その他のもの	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						

410791.221	ー 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		Xq1	関税分類番号410791.222の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410791.221の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
410791.222	ー その他のもの	12.0%	B10		8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4107.92	グレーンスプリット																						
410792.100	1 パーチメント仕上げをしたもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
	(1) 染着色し又は模様付けしたもの																						
	ー 染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）																						
410792.211	ーー 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		Xq1	関税分類番号410792.212の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410792.211の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			

410792.212	ーー その他のもの	13.3%	B10		9.7%	8.5%	7.3%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの																						
410792.213	ーー 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの		Xq1	関税分類番号410792.219の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410792.213の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
410792.219	ーー その他のもの	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
410792.221	ー 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		Xq1	関税分類番号410792.222の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410792.221の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
410792.222	ー その他のもの	12.0%	B10		8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4107.99	その他のもの																						
410799.100	1 パーチメント仕上げをしたもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	2 その他のもの																						
	(1) 染着色し又は模様付けしたもの																						
410799.211	ー 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの		Xq1	関税分類番号410799.212の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410799.211の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
410799.212	ー その他のもの	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
410799.221	ー 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		Xq1	関税分類番号410799.222の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410799.221の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
410799.222	ー その他のもの	12.0%	B10		8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
41.12																							

4112.00	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。）																						
411200.100	1 パーチメント仕上げをしたもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
	(1) 染着色し又は模様付けしたもの																						
411200.211	ー 共通の限度数量以内のもの		Xq1	関税分類番号411200.212の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号411200.211の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
411200.212	ー その他のもの	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
41.13	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。）																						
4113.10	やぎのもの																						
411310.100	1 パーチメント仕上げをしたもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	2 その他のもの																						
	(1) 染着色し又は模様付けしたもの																						
411310.211	ー 共通の限度数量以内のもの		Xq1	関税分類番号411310.212の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号411310.211の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
411310.212	ー その他のもの	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4113.20	豚のもの																						
411320.100	1 パーチメント仕上げをしたもの	6.0%	B8		4.0%	3.3%	2.7%	2.0%	1.3%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
411320.210	(1) 染着色し又は模様付けしたもの	8.0%	B10		5.8%	5.1%	4.4%	3.6%	2.9%	2.2%	1.5%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
411320.220	(2) その他のもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4113.30	爬(は)虫類のもの																						
411330.100	1 パーチメント仕上げをしたもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						

	(1) 染着色し又は模様付けしたもの																						
	A わに革及びとかげ革																						
411330.211	ー わに革	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
411330.212	ー その他のもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	B その他のもの																						
411330.221	ー 亀革	6.0%	B8		4.0%	3.3%	2.7%	2.0%	1.3%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
411330.222	ー その他のもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4113.90	その他のもの																						
411390.100	1 パーチメント仕上げをしたもの	6.0%	B8		4.0%	3.3%	2.7%	2.0%	1.3%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
	(1) 染着色し又は模様付けしたもの																						
411390.211	ー だちょう革	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
411390.212	ー その他のもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
41.14	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー																						

411410.000	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）	25.0%	B15		20.3%	18.8%	17.2%	15.6%	14.1%	12.5%	10.9%	9.4%	7.8%	6.3%	4.7%	3.1%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4114.20	パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー																						
411420.010	1 メタライズドレザー	20.0%	B15		16.3%	15.0%	13.8%	12.5%	11.3%	10.0%	8.8%	7.5%	6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
411420.090	2 その他のもの	28.0%	B15		22.8%	21.0%	19.3%	17.5%	15.8%	14.0%	12.3%	10.5%	8.8%	7.0%	5.3%	3.5%	1.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
41.15	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉																						
411510.000	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
411520.000	革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉	3.0%	B8		2.0%	1.7%	1.3%	1.0%	0.7%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第 42 類　革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品																						
42.01																							
420100.000	動物用装着具（引き革、引き綱、膝当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）	5.3%	B10		3.9%	3.4%	2.9%	2.4%	1.9%	1.4%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

42.02	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、拳銃用のホルスターその他これらに類する容器																						
	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器																						
4202.11	外面が革製又はコンポジションレザー製のもの																						
420211.100	1 携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が１個につき6,000円を超えるものに限る。）	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
420211.200	2 その他のもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4202.12	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの																						
420212.100	1 携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が１個につき6,000円を超えるものに限る。）	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	2 その他のもの																						
420212.210	(1) 外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	8.0%	B10		5.8%	5.1%	4.4%	3.6%	2.9%	2.2%	1.5%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
420212.220	(2) その他のもの	4.6%	B10		3.3%	2.9%	2.5%	2.1%	1.7%	1.3%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
420219.000	その他のもの	4.1%	B10		3.0%	2.6%	2.2%	1.9%	1.5%	1.1%	0.7%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）																						
4202.21	外面が革製又はコンポジションレザー製のもの																						
	1 貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が１個につき6,000円を超えるもの																						
420221.110	(1) 革製のもの	14.0%	B10		10.2%	8.9%	7.6%	6.4%	5.1%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
420221.120	(2) その他のもの	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
420221.210	(1) 革製のもの	8.0%	B10		5.8%	5.1%	4.4%	3.6%	2.9%	2.2%	1.5%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
420221.220	(2) その他のもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4202.22	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの																						

420222.100	1 貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が１個につき6,000円を超えるもの	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
420222.200	2 その他のもの	8.0%	B10		5.8%	5.1%	4.4%	3.6%	2.9%	2.2%	1.5%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
420229.000	その他のもの	8.0%	B10		5.8%	5.1%	4.4%	3.6%	2.9%	2.2%	1.5%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品																						
4202.31	外面が革製又はコンポジションレザー製のもの																						
420231.100	1 財布（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が１個につき6,000円を超えるものに限る。）	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
420231.200	2 その他のもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4202.32	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの																						
420232.100	1 財布（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が１個につき6,000円を超えるものに限る。）	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
420232.200	2 その他のもの	8.0%	B10		5.8%	5.1%	4.4%	3.6%	2.9%	2.2%	1.5%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

420239.000	その他のもの	4.1%	B10		3.0%	2.6%	2.2%	1.9%	1.5%	1.1%	0.7%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																						
420291.000	外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
420292.000	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	8.0%	B10		5.8%	5.1%	4.4%	3.6%	2.9%	2.2%	1.5%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4202.99	その他のもの																						
420299.020	1 木製のもの	2.7%	B10		2.0%	1.7%	1.5%	1.2%	1.0%	0.7%	0.5%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
420299.010	2 アイボリー、骨、亀の甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	3.4%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
420299.090	3 その他のもの	4.6%	B10		3.3%	2.9%	2.5%	2.1%	1.7%	1.3%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
42.03	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）																						
4203.10	衣類																						
420310.100	1 毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
420310.200	2 その他のもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	手袋、ミトン及びミット																						
4203.21	特に運動用に製造したもの																						
420321.100	1 毛皮付きのもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
420321.210	ー 野球用のもの	12.5%	B15		10.2%	9.4%	8.6%	7.8%	7.0%	6.3%	5.5%	4.7%	3.9%	3.1%	2.3%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
420321.290	ー その他のもの	12.5%	B15		10.2%	9.4%	8.6%	7.8%	7.0%	6.3%	5.5%	4.7%	3.9%	3.1%	2.3%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4203.29	その他のもの																						
	1 毛皮付きのもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの																						
420329.110	ー 革製のもの	14.0%	B10		10.2%	8.9%	7.6%	6.4%	5.1%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
420329.190	ー コンポジションレザー製のもの	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
420329.200	2 その他のもの	10.0%	B15		8.1%	7.5%	6.9%	6.3%	5.6%	5.0%	4.4%	3.8%	3.1%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4203.30	ベルト及び負い革																						
420330.100	1 毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

420330.200	2 その他のもの	12.5%	B10		9.1%	8.0%	6.8%	5.7%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4203.40	その他の衣類附属品																						
420340.100	1 毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
420340.200	2 その他のもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
42.05																							
4205.00	その他の革製品及びコンポジションレザー製品																						
	1 機械用その他の技術的用途に供する種類のもの																						
420500.110	(1) ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー	18.0%	B10		13.1%	11.5%	9.8%	8.2%	6.5%	4.9%	3.3%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
420500.190	(2) その他のもの	3.3%	B10		2.4%	2.1%	1.8%	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
420500.900	2 その他のもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
42.06																							
420600.000	腸、ゴールドビーターススキン、ぼうこう又は腱（けん）の製品	3.3%	B10		2.4%	2.1%	1.8%	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第43類　毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品																						

43.02	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第43.03項のものを除く。）																						
	全形のもの（組み合わせてないものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）																						
430211.000	ミンクのもの	15.0%	B15		12.2%	11.3%	10.3%	9.4%	8.4%	7.5%	6.6%	5.6%	4.7%	3.8%	2.8%	1.9%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4302.19	その他のもの																						
430219.011	ー 羊、やぎ又はうさぎのもの	15.0%	B15		12.2%	11.3%	10.3%	9.4%	8.4%	7.5%	6.6%	5.6%	4.7%	3.8%	2.8%	1.9%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
430219.020	ー きつねのもの	15.0%	B15		12.2%	11.3%	10.3%	9.4%	8.4%	7.5%	6.6%	5.6%	4.7%	3.8%	2.8%	1.9%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
430219.090	ー その他のもの	15.0%	B15		12.2%	11.3%	10.3%	9.4%	8.4%	7.5%	6.6%	5.6%	4.7%	3.8%	2.8%	1.9%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4302.20	頭部、尾部、足部その他の切片で、組み合わせてないもの																						
430220.010	ー 羊、やぎ又はうさぎのもの	15.0%	B15		12.2%	11.3%	10.3%	9.4%	8.4%	7.5%	6.6%	5.6%	4.7%	3.8%	2.8%	1.9%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
430220.090	ー その他のもの	15.0%	B15		12.2%	11.3%	10.3%	9.4%	8.4%	7.5%	6.6%	5.6%	4.7%	3.8%	2.8%	1.9%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4302.30	全形のもの及び切片で、組み合わせたもの																						
	1 ドロップスキン																						
430230.014	ー 羊、やぎ又はうさぎのもの	20.0%	B15		16.3%	15.0%	13.8%	12.5%	11.3%	10.0%	8.8%	7.5%	6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
430230.013	ー ミンクのもの	20.0%	B15		16.3%	15.0%	13.8%	12.5%	11.3%	10.0%	8.8%	7.5%	6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税

430230.019	ー その他のもの	20.0%	B15		16.3%	15.0%	13.8%	12.5%	11.3%	10.0%	8.8%	7.5%	6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
430230.024	ー 羊、やぎ又はうさぎのもの	15.0%	B15		12.2%	11.3%	10.3%	9.4%	8.4%	7.5%	6.6%	5.6%	4.7%	3.8%	2.8%	1.9%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
430230.029	ー その他のもの	15.0%	B15		12.2%	11.3%	10.3%	9.4%	8.4%	7.5%	6.6%	5.6%	4.7%	3.8%	2.8%	1.9%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
43.03	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品																						
4303.10	衣類及び衣類附属品																						
	ー 衣類																						
430310.011	ーー 羊又はやぎの毛皮製のもの	20.0%	B15		16.3%	15.0%	13.8%	12.5%	11.3%	10.0%	8.8%	7.5%	6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
430310.012	ーー うさぎの毛皮製のもの	20.0%	B15		16.3%	15.0%	13.8%	12.5%	11.3%	10.0%	8.8%	7.5%	6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
430310.013	ーー ミンクの毛皮製のもの	20.0%	B15		16.3%	15.0%	13.8%	12.5%	11.3%	10.0%	8.8%	7.5%	6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
430310.014	ーー きつねの毛皮製のもの	20.0%	B15		16.3%	15.0%	13.8%	12.5%	11.3%	10.0%	8.8%	7.5%	6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
430310.019	ーー その他のもの	20.0%	B15		16.3%	15.0%	13.8%	12.5%	11.3%	10.0%	8.8%	7.5%	6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー 衣類附属品																						
430310.091	ーー 羊、やぎ又はうさぎの毛皮製のもの	20.0%	B15		16.3%	15.0%	13.8%	12.5%	11.3%	10.0%	8.8%	7.5%	6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
430310.099	ーー その他のもの	20.0%	B15		16.3%	15.0%	13.8%	12.5%	11.3%	10.0%	8.8%	7.5%	6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4303.90	その他のもの																						

430390.010	ー 羊、やぎ又はうさぎの毛皮製のもの	20.0%	B15		16.3%	15.0%	13.8%	12.5%	11.3%	10.0%	8.8%	7.5%	6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
430390.090	ー その他のもの	20.0%	B15		16.3%	15.0%	13.8%	12.5%	11.3%	10.0%	8.8%	7.5%	6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第9部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物																						
	第44類　木材及びその製品並びに木炭																						
44.07	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）																						
	針葉樹のもの																						
4407.11	松（マツ属のもの）のもの																						
	1 厚さが160ミリメートル以下のもの																						
440711.110	(1) かんながけし又はやすりがけしたもの	4.8%	B7		3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
440711.190	(2) その他のもの	4.8%	B7		3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4407.12	もみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のもの																						
	1 厚さが160ミリメートル以下のもの（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー、パシフィックシルバーファー又はシトカスプルースのものを除く。）																						

440712.110	(1) かんながけし又はやすりがけしたもの	4.8%	B7		3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
440712.190	(2) その他のもの	4.8%	B7		3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.09	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）																						
4409.10	針葉樹のもの																						
440910.200	2 玉縁及び繰形	3.6%	B7		2.3%	1.8%	1.4%	0.9%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	3 その他のもの																						
440910.310	(1) マツ属、モミ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、トウヒ属（シトカスプルースを除く。）又はカラマツ属のもの（厚さが160ミリメートル以下のものに限る。）	5.0%	B7		3.1%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.10	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（OSB）その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）																						
	木材のもの																						
4410.11	パーティクルボード																						
	1 板状のもの																						

441011.110	ー 加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの	6.0%	B7		3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441011.120	ー メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの	6.0%	B7		3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441011.190	ー その他のもの	6.0%	B7		3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441011.900	2 その他のもの	5.0%	B7		3.1%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4410.12	オリエンテッドストランドボード（OSB）																						
	1 板状のもの																						
441012.110	ー 加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの	6.0%	B7		3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441012.190	ー その他のもの	6.0%	B7		3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441012.900	2 その他のもの	5.0%	B7		3.1%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.12	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材																						
4412.10	竹製のもの																						
	1 合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。）																						

	(1) 少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シボ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ又はパリッサンドルロゼのもの																						
	A ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの																						
441210.111	(a) 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441210.119	(b) その他のもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	B その他のもの																						
441210.191	(a) 厚さが６ミリメートル未満のもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441210.199	(b) その他のもの	8.5%	B10		6.2%	5.4%	4.6%	3.9%	3.1%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
	A ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの																						
441210.211	(a) 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

441210.219	(b) その他のもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	B その他のもの																						
441210.291	(a) 厚さが6ミリメートル未満のもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441210.299	(b) その他のもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。）																						
4412.31	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの																						
	ー 少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ又はパリッサンドルロゼのもの																						
	1 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの																						
441231.111	(1) 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441231.191	(2) その他のもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						

	(1) 厚さが6ミリメートル未満のもの																						
441231.911	ー 厚さが3ミリメートル未満のもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441231.921	ー 厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
441231.931	ー 厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	8.5%	B10		6.2%	5.4%	4.6%	3.9%	3.1%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441231.941	ー 厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	8.5%	B10		6.2%	5.4%	4.6%	3.9%	3.1%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441231.951	ー 厚さが24ミリメートル以上のもの	8.5%	B10		6.2%	5.4%	4.6%	3.9%	3.1%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの																						
	1 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの																						
441231.119	(1) 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの																						

	ー 少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のうちアビュラ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アゾベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ジベツ、ドウシェ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、ジョンコン、カプール、ケンパス、クルイン、コシポ、コチベ、コト、ロウロ、マカランドゥバ、マコレ、マンディオケイラ、マンソニア、メンクラン、メランチバカウ、メラワン、メルバウ、メルパウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック（かりん）、バルダオ、パリッサンドルグアテマラ、パウアマレロ、パウマーフィム、プライ、プナ、クアルバ、ラミン、サキサキ、セプター、スクピラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、トラ、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ又はイエローメランチのもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの	6.0%	B7		3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
441231.199	ー 少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（関税分類番号441231.119の品目のものに限る。）のもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの	6.0%	B7		3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	2 その他のもの																						
	(1) 厚さが6ミリメートル未満のもの																						
441231.919	ー 厚さが3ミリメートル未満のもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441231.929	ー 厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
441231.939	ー 厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの																						
	ーー 少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（関税分類番号441231.119の品目のものに限る。）のもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーー その他のもの	6.0%	B7		3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441231.949	ー 厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの																						
	ーー 少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（関税分類番号441231.119の品目のものに限る。）のもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーー その他のもの	6.0%	B7		3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	ー 厚さが24ミリメートル以上のもの																						
441231.959	ーー 少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（関税分類番号441231.119の品目のものに限る。）のもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーー その他のもの	6.0%	B7		3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4412.33	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のもののうちほんの木（ハンノキ属のもの）、とねりこ（トネリコ属のもの）、ビーチ（ブナ属のもの）、かば（カバノキ属のもの）、桜（サクラ属のもの）、くり（カスタネア属のもの）、にれ（ニレ属のもの）、ユーカリ（ユーカリ属のもの）、ヒッコリー（ペカン属のもの）、栃の木（トチノキ属のもの）、しなの木（シナノキ属のもの）、かえで（カエデ属のもの）、オーク（コナラ属のもの）、プラタナス（スズカケノキ属のもの）、ポプラ若しくはアスペン（ヤマナラシ属のもの）、はりえんじゅ（ハリエンジュ属のもの）、ゆりの木（ユリノキ属のもの）又はウォルナット（クルミ属のもの）のものに限る。）																						
	1 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの																						
441233.110	(1) 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	6.0%	B7		3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441233.190	(2) その他のもの	6.0%	B7		3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						

	(1) 厚さが6ミリメートル未満のもの																						
441233.911	ー 厚さが3ミリメートル未満のもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441233.912	ー 厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
441233.991	ー 厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	6.0%	B7		3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441233.992	ー 厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	6.0%	B7		3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441233.993	ー 厚さが24ミリメートル以上のもの	6.0%	B7		3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4412.34	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限るものとし、第4412.33号のものを除く。）																						
	1 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの																						
441234.110	(1) 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	6.0%	B7		3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

八六九

441234.190	(2) その他のもの	6.0%	B7		3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
	(1) 厚さが6ミリメートル未満のもの																						
441234.911	ー 厚さが3ミリメートル未満のもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441234.912	ー 厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
441234.991	ー 厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	6.0%	B7		3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441234.992	ー 厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	6.0%	B7		3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441234.993	ー 厚さが24ミリメートル以上のもの	6.0%	B7		3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4412.39	その他のもの（いずれの外面の単板も針葉樹のものに限る。）																						
	1 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの																						

441239.110	(1) 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	6.0%	B7		3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441239.190	(2) その他のもの	6.0%	B7		3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
441239.910	(1) 厚さが6ミリメートル未満のもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
441239.991	ー 厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	6.0%	B7		3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441239.992	ー 厚さが12ミリメートル以上のもの	6.0%	B7		3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																						
4412.99	その他のもの																						
	1 集成材																						
441299.190	ー その他のもの	6.0%	B7		3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
441299.990	ー その他のもの	6.0%	B10		4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.16																							

441600.000	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）	2.2%	B7		1.4%	1.1%	0.8%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.18	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）																						
441860.000	くい及びはり	3.9%	B7		2.4%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																						
4418.91	竹製のもの																						
	2 その他のもの																						
	(2) その他のもの																						
	ー その他のもの																						
441891.291	ーー 構造用集成材	3.9%	B7		2.4%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441891.299	ーー その他のもの	3.9%	B7		2.4%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4418.99	その他のもの																						
	2 その他のもの																						
	(2) その他のもの																						
	ー その他のもの																						
	ーー 構造用集成材																						

441899.231	――― 横断面における短辺が15センチメートル以上のもので、横断面の面積が300平方センチメートル以上のもの並びに横断面が長方形（正方形を含む。）でないもの	3.9%	B7		2.4%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441899.232	――― 横断面における短辺が7.5センチメートル以上で、長辺が15センチメートル以上のもの（この号の231に掲げるものを除く。）	3.9%	B7		2.4%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441899.239	――― その他のもの	3.9%	B7		2.4%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	―― その他のもの																						
441899.291	――― 直交集成板（CLT）	3.9%	B7		2.4%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
441899.299	――― その他のもの	3.9%	B7		2.4%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第11部　紡織用繊維及びその製品																						
	第50類　絹及び絹織物																						
50.01																							
5001.00	繭（繰糸に適するものに限る。）																						

500100.010	― この号に掲げる繭の数量（政令で定めるところにより生糸に換算した数量とする。）及び第5002.00号の2に掲げる生糸の数量を合計した数量について、798トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（第5002.00号において「共通の限度数量以内のもの」という。）		Xq1																				
500100.090	― その他のもの	1kgにつき2,523円	B10		1kgにつき1,834.91円	1kgにつき1,605.55円	1kgにつき1,376.18円	1kgにつき1,146.82円	1kgにつき917.45円	1kgにつき688.09円	1kgにつき458.73円	1kgにつき229.36円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
50.02																							
5002.00	生糸（よってないものに限る。）																						
	2 その他のもの																						
	― 共通の限度数量以内のもの																						
500200.211	―― 玉糸		Xq1																				
	―― その他のもの																						
500200.215	――― 繊度が21中のもの		Xq1																				
500200.216	――― 繊度が27中及び28中のもの		Xq1																				
500200.217	――― その他のもの		Xq1																				
	― その他のもの																						

500200.221	ーー 玉糸	1kgにつき6,978円	B10		1kgにつき5,074.91円	1kgにつき4,440.55円	1kgにつき3,806.18円	1kgにつき3,171.82円	1kgにつき2,537.45円	1kgにつき1,903.09円	1kgにつき1,268.73円	1kgにつき634.36円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーー その他のもの																						
500200.225	ーーー 繊度が21中のもの	1kgにつき6,978円	B10		1kgにつき5,074.91円	1kgにつき4,440.55円	1kgにつき3,806.18円	1kgにつき3,171.82円	1kgにつき2,537.45円	1kgにつき1,903.09円	1kgにつき1,268.73円	1kgにつき634.36円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
500200.226	ーーー 繊度が27中及び28中のもの	1kgにつき6,978円	B12		1kgにつき5,367.69円	1kgにつき4,830.92円	1kgにつき4,294.15円	1kgにつき3,757.38円	1kgにつき3,220.62円	1kgにつき2,683.85円	1kgにつき2,147.08円	1kgにつき1,610.31円	1kgにつき1,073.54円	1kgにつき536.77円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
500200.227	ーーー その他のもの	1kgにつき6,978円	B10		1kgにつき5,074.91円	1kgにつき4,440.55円	1kgにつき3,806.18円	1kgにつき3,171.82円	1kgにつき2,537.45円	1kgにつき1,903.09円	1kgにつき1,268.73円	1kgにつき634.36円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第12部　履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品																						
	第64類　履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品																						
64.01	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）																						
6401.10	履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）																						
640110.010	1 スキー靴	27.0%	B10		19.6%	17.2%	14.7%	12.3%	9.8%	7.4%	4.9%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

640110.090	2 その他のもの	6.7%	B10		4.9%	4.3%	3.7%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他の履物																						
6401.92	くるぶしを覆うもの（膝を覆うものを除く。）																						
640192.010	1 スキー靴	27.0%	B10		19.6%	17.2%	14.7%	12.3%	9.8%	7.4%	4.9%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640192.090	2 その他のもの	6.7%	B10		4.9%	4.3%	3.7%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640199.000	その他のもの																						
	ー 膝を覆うもの	6.7%	B10		4.9%	4.3%	3.7%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの	8.0%	B10		5.8%	5.1%	4.4%	3.6%	2.9%	2.2%	1.5%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
64.02	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）																						
	スポーツ用の履物																						
6402.12	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ																						
640212.010	1 スキー靴	27.0%	B10		19.6%	17.2%	14.7%	12.3%	9.8%	7.4%	4.9%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640212.090	2 スノーボードブーツ	8.0%	B10		5.8%	5.1%	4.4%	3.6%	2.9%	2.2%	1.5%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640219.000	その他のもの	6.7%	B10		4.9%	4.3%	3.7%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640220.000	履物（甲の部分のストラップ又はひもを底にプラグ止めしたものに限る。）	6.7%	B10		4.9%	4.3%	3.7%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他の履物																						
	くるぶしを覆うもの																						
640291.000	ー 保護用の金属製トーキャップを有するもの	6.7%	B10		4.9%	4.3%	3.7%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの	8.0%	B10		5.8%	5.1%	4.4%	3.6%	2.9%	2.2%	1.5%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6402.99	その他のもの																						
	ー 短靴																						
640299.010	ーー 保護用の金属製トーキャップを有するもの	6.7%	B10		4.9%	4.3%	3.7%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーー その他のもの	8.0%	B10		5.8%	5.1%	4.4%	3.6%	2.9%	2.2%	1.5%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー サンダル																						
	ーー かかとを覆わないもの																						
640299.021	ーーー 保護用の金属製トーキャップを有するもの	6.7%	B15		5.4%	5.0%	4.6%	4.2%	3.8%	3.4%	2.9%	2.5%	2.1%	1.7%	1.3%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーーー その他のもの	10.0%	B15		8.1%	7.5%	6.9%	6.3%	5.6%	5.0%	4.4%	3.8%	3.1%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーー その他のもの																						
640299.029	ーーー 保護用の金属製トーキャップを有するもの	6.7%	B15		5.4%	5.0%	4.6%	4.2%	3.8%	3.4%	2.9%	2.5%	2.1%	1.7%	1.3%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーーー その他のもの	10.0%	B15		8.1%	7.5%	6.9%	6.3%	5.6%	5.0%	4.4%	3.8%	3.1%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	ー その他のもの																						
640299.090	ーー 保護用の金属製トーキャップを有するもの	6.7%	B15		5.4%	5.0%	4.6%	4.2%	3.8%	3.4%	2.9%	2.5%	2.1%	1.7%	1.3%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーー その他のもの	10.0%	B15		8.1%	7.5%	6.9%	6.3%	5.6%	5.0%	4.4%	3.8%	3.1%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
64.03	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）																						
	スポーツ用の履物																						
6403.12	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ																						
640312.010	1 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの	27.0%	B10		19.6%	17.2%	14.7%	12.3%	9.8%	7.4%	4.9%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640312.090	2 その他のもの	30.0%	B10		21.8%	19.1%	16.4%	13.6%	10.9%	8.2%	5.5%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6403.19	その他のもの																						
640319.010	1 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの	27.0%	B10		19.6%	17.2%	14.7%	12.3%	9.8%	7.4%	4.9%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640319.090	2 その他のもの	30.0%	B10		21.8%	19.1%	16.4%	13.6%	10.9%	8.2%	5.5%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6403.20	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）																						

	ー 室内用履物																						
640320.011	ーー この号、第6403.40号、第6403.51号の1及び2の(2)、第6403.59号の1の(2)及び2の(2)、第6403.91号の1の(2)及び2の(2)、第6403.99号の1の(2)及び2の(2)、第6404.19号の1の(1)、第6404.20号の1の(1)並びに2の(1)のA及び(2)のA、第6405.10号の1の(1)並びに第6405.90号の1の(1)のA及び(2)のAの(a)に掲げる履物について、12,019,000足を基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この項から第64.05項までにおいて「共通の限度数量以内のもの」という。）		Xq1	関税分類番号640320.012の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号640320.011の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																		
640320.012	ーー その他のもの	24.0%	B10		17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの																						
640320.021	ーー 共通の限度数量以内のもの		Xq1	関税分類番号640320.022の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号640320.021の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
640320.022	ーー その他のもの	21.6%	B10		15.7%	13.7%	11.8%	9.8%	7.9%	5.9%	3.9%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6403.40	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）																						

	― 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの																						
640340.011	―― 共通の限度数量以内のもの		Xq1	関税分類番号640340.012の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号640340.011の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
640340.012	―― その他のもの	21.6%	B10		15.7%	13.7%	11.8%	9.8%	7.9%	5.9%	3.9%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	― その他のもの																						
640340.021	―― 共通の限度数量以内のもの		Xq1	関税分類番号640340.022の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号640340.021の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
640340.022	―― その他のもの	24.0%	B10		17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他の履物（本底が革製のものに限る。）																						
6403.51	くるぶしを覆うもの																						

	1 室内用履物																						
640351.011	― 共通の限度数量以内のもの		Xq1	関税分類番号640351.012の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号640351.011の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
640351.012	― その他のもの	24.0%	B10		17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
640351.021	(1) 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	27.0%	B10		19.6%	17.2%	14.7%	12.3%	9.8%	7.4%	4.9%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
640351.022	― 共通の限度数量以内のもの		Xq1	関税分類番号640351.029の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号640351.022の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
640351.029	― その他のもの	21.6%	B10		15.7%	13.7%	11.8%	9.8%	7.9%	5.9%	3.9%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

6403.59	その他のもの																						
	1 スリッパその他の室内用履物																						
640359.011	(1) スリッパ	30.0%	B15		24.4%	22.5%	20.6%	18.8%	16.9%	15.0%	13.1%	11.3%	9.4%	7.5%	5.6%	3.8%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
640359.012	ー 共通の限度数量以内のもの		Xq1	関税分類番号640359.019の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号640359.012の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
640359.019	ー その他のもの	24.0%	B10		17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
640359.020	(1) 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	27.0%	B10		19.6%	17.2%	14.7%	12.3%	9.8%	7.4%	4.9%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
	ー 共通の限度数量以内のもの																						
	ーー 中底が19センチメートルを超えるもの																						

640359.044	――― 紳士用のもの		Xq1	関税分類番号640359.104の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号640359.044の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
640359.045	――― 婦人用のもの		Xq1	関税分類番号640359.105の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号640359.045の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
640359.049	―― その他のもの		Xq1	関税分類番号640359.111又は640359.119の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号640359.049の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
	― その他のもの																						

	ーー 中底が 19 センチメートルを超えるもの																						
640359.104	ーーー 紳士用のもの	21.6%	B10		15.7%	13.7%	11.8%	9.8%	7.9%	5.9%	3.9%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640359.105	ーーー 婦人用のもの	21.6%	B10		15.7%	13.7%	11.8%	9.8%	7.9%	5.9%	3.9%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーー その他のもの																						
640359.111	ーーー ベース又はプラットホームが木製のもの（中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）	21.6%	B10		15.7%	13.7%	11.8%	9.8%	7.9%	5.9%	3.9%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640359.119	ーーー その他のもの	21.6%	B10		15.7%	13.7%	11.8%	9.8%	7.9%	5.9%	3.9%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他の履物																						
6403.91	くるぶしを覆うもの																						
	1 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）																						
640391.011	(1) 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	27.0%	B10		19.6%	17.2%	14.7%	12.3%	9.8%	7.4%	4.9%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						

640391.012	― 共通の限度数量以内のもの		Xq1	関税分類番号640391.019の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号640391.012の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
640391.019	― その他のもの	21.6%	B10		15.7%	13.7%	11.8%	9.8%	7.9%	5.9%	3.9%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
640391.021	(1) 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	30.0%	B15		24.4%	22.5%	20.6%	18.8%	16.9%	15.0%	13.1%	11.3%	9.4%	7.5%	5.6%	3.8%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
640391.022	― 共通の限度数量以内のもの		Xq1	関税分類番号640391.029の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号640391.022の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
640391.029	― その他のもの	24.0%	B10		17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6403.99	その他のもの																						

	1 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）																						
640399.011	(1) 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	27.0%	B15		21.9%	20.3%	18.6%	16.9%	15.2%	13.5%	11.8%	10.1%	8.4%	6.8%	5.1%	3.4%	1.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
	ー 共通の限度数量以内のもの																						
	ーー 中底が 19 センチメートルを超えるもの																						
640399.012	ーーー 紳士用のもの		Xq1	関税分類番号 640399.015 の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号 640399.012 の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
640399.013	ーーー 婦人用のもの		Xq1	関税分類番号 640399.016 の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号 640399.013 の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			

640399.014	ーー その他のもの		Xq1	関税分類番号640399.031又は640399.039の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号640399.014の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
	ー その他のもの																						
	ーー 中底が19センチメートルを超えるもの																						
640399.015	ーーー 紳士用のもの	21.6%	B10		15.7%	13.7%	11.8%	9.8%	7.9%	5.9%	3.9%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640399.016	ーーー 婦人用のもの	21.6%	B10		15.7%	13.7%	11.8%	9.8%	7.9%	5.9%	3.9%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ーー その他のもの																						
640399.031	ーーー ベース又はプラットホームが木製のもの（中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）	21.6%	B10		15.7%	13.7%	11.8%	9.8%	7.9%	5.9%	3.9%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640399.039	ーーー その他のもの	21.6%	B10		15.7%	13.7%	11.8%	9.8%	7.9%	5.9%	3.9%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
640399.021	(1) スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	30.0%	B15		24.4%	22.5%	20.6%	18.8%	16.9%	15.0%	13.1%	11.3%	9.4%	7.5%	5.6%	3.8%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	(2) その他のもの																						
640399.022	ー 共通の限度数量以内のもの		Xq1	関税分類番号640399.029の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号640399.022の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
640399.029	ー その他のもの	24.0%	B10		17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
64.04	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）																						
	履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）																						
640411.000	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物	8.0%	B10		5.8%	5.1%	4.4%	3.6%	2.9%	2.2%	1.5%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6404.19	その他のもの																						
	1 甲に毛皮を使用したもの																						
	(1) 甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）																						

640419.111	ー 共通の限度数量以内のもの		Xq1	関税分類番号640419.119の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号640419.111の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
640419.119	ー その他のもの	24.0%	B10		17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640419.190	(2) その他のもの	30.0%	B15		24.4%	22.5%	20.6%	18.8%	16.9%	15.0%	13.1%	11.3%	9.4%	7.5%	5.6%	3.8%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
640419.210	ー 地下たび	6.7%	B10		4.9%	4.3%	3.7%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640419.220	ー キャンバスシューズ	6.7%	B10		4.9%	4.3%	3.7%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640419.290	ー その他のもの	8.0%	B10		5.8%	5.1%	4.4%	3.6%	2.9%	2.2%	1.5%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6404.20	履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）																						
	1 甲に毛皮を使用したもの																						
	(1) 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）																						

640420.111	― 共通の限度数量以内のもの		Xq1	関税分類番号640420.119の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号640420.111の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
640420.119	― その他のもの	24.0%	B10		17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640420.190	(2) その他のもの	30.0%	B15		24.4%	22.5%	20.6%	18.8%	16.9%	15.0%	13.1%	11.3%	9.4%	7.5%	5.6%	3.8%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）																						
	(1) キャンバスシューズ																						
	A 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）																						
640420.211	― 共通の限度数量以内のもの		Xq1	関税分類番号640420.212の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号640420.211の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
640420.212	― その他のもの	17.3%	B10		12.6%	11.0%	9.4%	7.9%	6.3%	4.7%	3.1%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

640420.219	B その他のもの	21.6%	B15		17.6%	16.2%	14.9%	13.5%	12.2%	10.8%	9.5%	8.1%	6.8%	5.4%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
	A 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）																						
640420.221	ー 共通の限度数量以内のもの		Xq1	関税分類番号640420.222の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号640420.221の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
640420.222	ー その他のもの	24.0%	B10		17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640420.229	B その他のもの	30.0%	B15		24.4%	22.5%	20.6%	18.8%	16.9%	15.0%	13.1%	11.3%	9.4%	7.5%	5.6%	3.8%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640420.300	3 その他のもの	6.7%	B10		4.9%	4.3%	3.7%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
64.05	その他の履物																						
6405.10	甲が革製又はコンポジションレザー製のもの																						
	1 本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）																						

	(1) 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）																						
640510.111	ー 共通の限度数量以内のもの		Xq1	関税分類番号640510.119の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号640510.111の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
640510.119	ー その他のもの	24.0%	B10		17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640510.190	(2) その他のもの	30.0%	B15		24.4%	22.5%	20.6%	18.8%	16.9%	15.0%	13.1%	11.3%	9.4%	7.5%	5.6%	3.8%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640510.200	2 本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）	8.0%	B10		5.8%	5.1%	4.4%	3.6%	2.9%	2.2%	1.5%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640510.300	3 その他のもの	3.4%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640520.000	甲が紡織用繊維製のもの	3.4%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6405.90	その他のもの																						
	1 本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの																						

	(1) 甲に毛皮を使用したもの																						
	A 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）																						
640590.111	ー 共通の限度数量以内のもの		Xq1	関税分類番号640590.112の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号640590.111の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
640590.112	ー その他のもの	24.0%	B10		17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640590.119	B その他のもの	30.0%	B15		24.4%	22.5%	20.6%	18.8%	16.9%	15.0%	13.1%	11.3%	9.4%	7.5%	5.6%	3.8%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																						
	A 本底が革製のもの																						
	(a) 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）																						

640590.121	ー 共通の限度数量以内のもの		Xq1	関税分類番号640590.122の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号640590.121の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
640590.122	ー その他のもの	24.0%	B10		17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640590.128	(b) その他のもの	30.0%	B15		24.4%	22.5%	20.6%	18.8%	16.9%	15.0%	13.1%	11.3%	9.4%	7.5%	5.6%	3.8%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640590.129	B その他のもの	8.0%	B10		5.8%	5.1%	4.4%	3.6%	2.9%	2.2%	1.5%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640590.200	2 その他のもの	3.4%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
64.06	履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品																						
6406.10	甲及びその部分品（芯を除く。）																						
	1 革製のもの及び毛皮を使用したもの																						
640610.110	ー 甲	25.0%	B15		20.3%	18.8%	17.2%	15.6%	14.1%	12.5%	10.9%	9.4%	7.8%	6.3%	4.7%	3.1%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640610.190	ー その他のもの	25.0%	B15		20.3%	18.8%	17.2%	15.6%	14.1%	12.5%	10.9%	9.4%	7.8%	6.3%	4.7%	3.1%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税

640610.200	2 その他のもの	3.4%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640620.000	木底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）	3.4%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6406.90	その他のもの																						
	1 革製のもの及び毛皮を使用したもの																						
640690.110	ー 革製のもの（毛皮を使用してあるかないかを問わない。）	25.0%	B15		20.3%	18.8%	17.2%	15.6%	14.1%	12.5%	10.9%	9.4%	7.8%	6.3%	4.7%	3.1%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ー その他のもの																						
640690.121	ーー 木製のもの	25.0%	B15		20.3%	18.8%	17.2%	15.6%	14.1%	12.5%	10.9%	9.4%	7.8%	6.3%	4.7%	3.1%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640690.129	ーー その他の材料製のもの	25.0%	B15		20.3%	18.8%	17.2%	15.6%	14.1%	12.5%	10.9%	9.4%	7.8%	6.3%	4.7%	3.1%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
640690.210	ー 木製のもの	3.4%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
640690.290	ー その他の材料製のもの	3.4%	B10		2.5%	2.2%	1.9%	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第 13 部　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品																						
	第 70 類　ガラス及びその製品																						

70.18	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が１ミリメートル以下のものに限る。）																						
701810.000	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨	8.0%	B10		5.8%	5.1%	4.4%	3.6%	2.9%	2.2%	1.5%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
7018.90	その他のもの																						
701890.010	1 貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの	6.6%	B10		4.8%	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第 18 部　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品																						
	第 91 類　時計及びその部分品																						
91.13	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品																						
9113.90	その他のもの																						
	1 革製又はコンポジションレザー製のもの																						
911390.110	(1) 毛皮付きのもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
911390.190	(2) その他のもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	2 その他のもの																						
911390.210	(1) 二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を除く。）から構成されるもの	10.0%	B10		7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第20部　雑品																						
	第94類　家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物																						
94.01	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品																						
9401.90	部分品																						
	1 革製のもの																						
940190.021	ー 自動車に使用する種類のもの	3.8%	B10		2.8%	2.4%	2.1%	1.7%	1.4%	1.0%	0.7%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
940190.029	ー その他のもの	3.8%	B10		2.8%	2.4%	2.1%	1.7%	1.4%	1.0%	0.7%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	第96類　雑品																						
96.05																							
960500.000	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）	6.6%	B10		4.8%	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

附属書二―B　第二・十五条及び第二・十七条に規定する物品の表（注）

注　この附属書における記載は、二千十七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

類	品名
二五	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント
二六	鉱石、スラグ及び灰
二七	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう
二八	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
七一	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
七二	鉄鋼

七三	鉄鋼製品
七四	銅及びその製品
七五	ニッケル及びその製品
七六	アルミニウム及びその製品
七八	鉛及びその製品
七九	亜鉛及びその製品
八〇	すず及びその製品
八一	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

附属書二－Ｃ　自動車及び部品

第一条　定義

1　この附属書の規定の適用上、

(a)　「ＷＰ二十九」とは、国際連合欧州経済委員会の枠組みにおいて活動する自動車基準調和世界フォーラムをいう。

(b)　「千九百五十八年協定」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定をいう。

(c)　「千九百九十八年協定」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定をいう。

(d)　「国際連合規則」とは、千九百五十八年協定に基づいて作成される国際連合の規則をいう。

(e)　「ＧＴＲ」とは、千九百九十八年協定に基づいて作成され、世界登録簿に記載される世界技術規則を

いう。

(f)　「国際連合規則の適用」とは、国際連合規則が千九百五十八年協定に従って締約国について効力を生ずることをいう。

(g)　「型式認定」とは、車両又は部品若しくは装置の型式が関連する行政上の規定及び技術上の要件に適合することを証明する締約国の権限のある当局による行政上の決定をいう。

(h)　「型式認定証」とは、車両又は部品若しくは装置の型式が型式認定を与えられたことを権限のある当局が公的に証明する文書をいう。

2　この附属書の規定の適用上、強制規格及び適合性評価手続は、貿易の技術的障害に関する協定附属書一の1及び3の規定に従って定義される。

第二条　適用範囲

この附属書の規定は、千九百五十八年協定又は千九百九十八年協定によって規制される自動車並びにその部品及び装置の全ての産品（農業又は林業のためにのみ使用される自動車並びにその部品及び装置であって、特に、統一システムの第四〇類、第八四類、第八五類、第八七類及び第九四類に該当するものを除く。）

（以下「対象産品」という。）について適用する。

第三条　目的

この附属書の規定は、自動車並びにその部品及び装置が貿易、成長及び雇用にとって重要であることを認識しつつ、次のことを目的とする。

(a)　自動車並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な部品及び装置の高い水準の安全性、環境の保全、エネルギー効率及び盗難防止の性能を向上させること。

(b)　規制に関する協力並びに非関税措置の貿易への悪影響の除去及び防止を通じて両締約国間の貿易及びそれぞれの市場へのアクセスを円滑にすること。

(c)　ＷＰ二十九の文脈における要件の国際的な調和及び追加的な試験、文書、証明又は表示を要求することなく国際連合規則に従って与えられる型式認定の相互承認を強化すること。

(d)　国際連合規則の適用及びＧＴＲの適用を通じて両締約国の規制上の要件の収れんを達成すること。

第四条　関連する国際規格及び国際標準化機関

両締約国は、ＷＰ二十九が対象産品についての関連する国際標準化機関であること並びに国際連合規則及

びＧＴＲが対象産品についての関連する国際規格であることを認める。

第五条　現行の国際連合規則の適用

１　各締約国は、関連する国際連合規則によって規制される分野において、自国の国内強制規格及び適合性評価手続に適合しているものとして、付録二－Ｃ－１に掲げる国際連合規則の型式認定証の対象となる産品を、千九百五十八年協定に従い、追加的な試験、文書、証明又は表示を要求することなく、自国の市場において受け入れる。

２　両締約国は、千九百五十八年協定に従って安全性及び環境の保全を確保すること並びに強制規格の調和を促進することを目的として、協議するものとし、また、この協定の効力発生の日の後七年以内に、付録二－Ｃ－２に掲げる国際連合規則を適用する日付について合意する。両締約国は、その協議が行われている間に、特定の国際連合規則を適用する日付について合意するために当該国際連合規則を改正することが必要であると認める場合には、次条の規定を適用する。

第六条　現行の国際連合規則の改正

１　一方の締約国は、付録二－Ｃ－１又は付録二－Ｃ－２に掲げる国際連合規則を改正することが必要であ

ると認める場合にはいつでも、当該国際連合規則を改正することを検討するため、他方の締約国と協議する。

2　両締約国は、国際連合規則を改正することに合意する場合には、各締約国の道路交通環境を考慮しつつ改正案を作成し、ＷＰ二十九に提出するために協力する。両締約国は、ＷＰ二十九における当該改正案の早期採択を目的として協力する。

3　各締約国は、付録二－Ｃ－２に掲げる国際連合規則であって改正されたものが両締約国によって作成された改正案と著しい相違がないことに両締約国が合意する場合には、その改正された国際連合規則に定める日までに、当該改正された国際連合規則に従って与えられる型式認定を受け入れる。両締約国間に意見の相違がある場合には、千九百五十八年協定の権利及び義務を適用する。

第七条　新たな国際連合規則の作成

1　一方の締約国は、新たな国際連合規則を作成することが必要であると認める場合にはいつでも、安全性及び環境の保全を確保し、並びに強制規格の調和を促進するため、他方の締約国と協議する。

2　両締約国は、新たな国際連合規則を作成することに合意する場合には、国際連合規則の共同案を作成

し、ＷＰ二十九に提出するために協力する。両締約国は、ＷＰ二十九における当該共同案の早期採択を目的として協力する。

３　各締約国は、新たに採択された国際連合規則が２に規定する当初の共同案と著しい相違がないことに両締約国が合意する場合には、当該国際連合規則に定める日から、当該国際連合規則に従って与えられる型式認定を受け入れ、及び付録二－Ｃ－１の表に当該国際連合規則を含める。両締約国間に意見の相違がある場合には、千九百五十八年協定の権利及び義務を適用する。

第八条　国際連合規則の適用の終止

１　一方の締約国は、付録二－Ｃ－１又は付録二－Ｃ－２に掲げる国際連合規則の適用を終止する意図を有する例外的な場合には、他方の締約国に対して自国の意図を通報する。この通報については、当該国際連合規則の適用が終止することとなる日の一年前に行う。

２　一方の締約国は、国際連合規則の適用を終止する前に、千九百五十八年協定に基づいて利用可能な代替手段又は代替措置を検討するために他方の締約国と対話を行う。

３　一方の締約国は、正当に裏付けられた理由を説明した後に、千九百五十八年協定に基づいて国際連合規

則の適用を終止することを決定することができる。

第九条　付録の更新

1　両締約国は、第六条３の規定に従って合意された改正を反映し、第七条３の規定に基づいて新たな国際連合規則を含め、前条３の規定に基づいて適用が終止した国際連合規則を削除し、及び２に定める付録二－Ｃ－２から付録二－Ｃ－１への国際連合規則の移行を反映するため、第二十三・四条１の規定に基づいて設置される自動車及び部品に関する作業部会の評価に基づき、第二十四・二条３及び４(b)の規定に従って合同委員会の決定により付録二－Ｃ－１又は付録二－Ｃ－２を改正する。

2　第五条２の規定に基づいて合意される日付については、付録二－Ｃ－２に含める。同付録に掲げる国際連合規則が適用される場合には、当該国際連合規則については、付録二－Ｃ－１に移行する。

3　両締約国は、第五条２の規定に基づく協議において第六条の規定との関連において特定の改正に合意できない場合には、対象となる国際連合規則の適用の日付を変更することができ、又は付録二－Ｃ－２から当該国際連合規則を削除することに合意することができる。

第十条　国際的な車両の型式認定

1　一方の締約国は、国際連合規則第零号を適用し、並びに国際的な車両の型式認定が対象とする分野において、全ての国内強制規格及び適合性評価手続に適合しているものとして、国際的な車両の型式認定証が交付された他方の締約国の産品を、千九百五十八年協定に従い、追加的な試験、文書、証明又は表示を要求することなく受け入れる。

2　両締約国は、国際連合規則第零号の世界的な活用を促進するためにその実施について協力し、及びその対象範囲を追加的な車両区分に拡大することについて協力することに合意する。

第十一条　現行の国内強制規格の改正

1　両締約国は、国際連合規則に基づいて型式認定を与えられた産品の輸入及び自国の国内市場への提供のための正当な目的を達成するために必要な範囲を超えて貿易制限的となるような態様で現行の国内強制規格を改正することを差し控える。

2　両締約国は、国際連合規則を通じた強制規格の調和に関する国際的な取組の重要性を認識しつつ、安全性及び環境の保全を強化するために現行の国内強制規格を改正する場合には、現行の国際連合規則との収れんを進めることを積極的に検討する。

第十二条　国内強制規格の導入

1　両締約国は、両締約国が適用している国際連合規則が対象とする分野について、当該国際連合規則に基づいて型式認定を与えられた産品の輸入及び自国の国内市場への提供を妨げ、又はこれらのための負担を増加させる効果を有する新たな国内強制規格又は適合性評価手続を導入することを差し控える。ただし、当該国内強制規格又は適合性評価手続が当該国際連合規則によって明示的に規定される場合は、この限りでない。

2　一方の締約国は、自国が現行の国際連合規則が対象としていない分野において国内強制規格又は適合性評価手続を作成し、又は改正する意図を有する場合（両締約国が第六条及び第七条の規定に従う場合を除く。）には、次のことを行う。

(a)　初期の段階において、他方の締約国の規制当局に対して規制の目的及び計画を通報し、並びに予定する国内強制規格又は適合性評価手続に関する規制の正当性又は既存の影響評価を伝達すること。

(b)　一方の締約国が国内強制規格又は適合性評価手続を導入する意図を有する分野において、新たな国際連合規則を作成し、及び採択し、又は現行の国際連合規則を改正する可能性を評価すること。

(c)　国際連合規則が対象としていない分野において国内強制規格又は適合性評価手続を導入することを一方の締約国が決定するときは、他方の締約国側の自動車及び部品に関する作業部会の共同議長に通報すること。

第十三条　協議手続

1　一方の締約国がこの協定に従って国内強制規格又は適合性評価手続を導入し、又は改正することを決定する場合には、他方の締約国は、一方の締約国との協議を要請することができるものとし、また、一方の締約国は、当該協議を遅滞なく受け入れる。両締約国は、当該協議が行われている間、二国間の貿易に対する悪影響を最小限にするための解決を図るために協力する。一方の締約国は、即時の行動を必要とする場合には、当該協議が完了する前に国内強制規格又は適合性評価手続を制定することができる。一方の締約国は、緊急性及び安全性又は環境への差し迫った危険を通報し、及び実証する。

2　両締約国が解決について合意することができない場合には、1に規定する一方の締約国は、自国の国内強制規格又は適合性評価手続を制定することができるものとし、また、他方の締約国は、当該国内強制規格又は適合性評価手続が両締約国間の貿易に悪影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、第十九条の規

定に従って第二十二章の規定による紛争解決を利用することができる。

3　1に規定する一方の締約国が制定する国内強制規格又は適合性評価手続（新たな又は改正されたもの）に関し、他方の締約国による1に規定する協議を提起するかどうかの決定は、他方の締約国が第十九条の規定に従って第二十二章の規定による紛争解決を利用する権利に影響を及ぼすものではない。

第十四条　新たな技術又は新たな特性を有する産品

締約国は、人の健康、安全性又は環境に対する十分に実証された危険性がある場合を除くほか、対象産品が規制されていない新たな技術又は新たな特性を取り入れていることを理由として、当該対象産品の自国の市場への提供を妨げ、又は不当に遅延させてはならない。各締約国は、千九百五十八年協定の新たな技術に関する関連規定を実施する。

第十五条　規制の例外条項

1　一方の締約国は、人の健康、安全性又は環境に対する緊急のかつ切迫した危険性がある場合には、この附属書に規定する強制規格及び適合性評価手続に適合している対象産品の自国の市場への提供を拒否し、又は当該対象産品の当該市場からの回収を要求することができる。そのような拒否又は要求は、他方の締

約国の産品に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は貿易に対する偽装した制限となってはならない。

２　１に規定する一方の締約国による拒否又は要求については、その効力発生の前に、他方の締約国及び製造者又は輸入者に通報する。その通報については、危険性及び措置についての客観的な、理由を示した及び詳細な説明並びに関連する科学的及び技術的な証拠を添付する。１に規定する一方の締約国は、千九百五十八年協定第四条に定める手続の適用を通じて状況を解決するよう努める。

第十六条　貿易を制限する規制措置

一方の締約国は、この附属書が対象とする分野に固有の他の規制措置を通じて、この附属書の規定に基づいて他方の締約国に与えられる市場アクセスの利益を無効にし、又は損なうことを差し控える。このことは、安全性、環境の保全又は公衆衛生及び詐欺的な行為の防止のために必要な規制措置を制定する権利に影響を及ぼすものではない。ただし、当該規制措置が実証された科学的又は技術的な情報に基づくこと及びこの附属書に定める関連する協力が誠実に実施されていることを条件とする。

第十七条　協力

1　両締約国は、自動車並びにその部品及び装置の貿易を一層円滑にし、並びに市場アクセスの問題が生ずる前に当該問題に対処するため、安全性及び環境の保全を確保しつつ、対象産品に関する問題について協力することに合意する。

2　一方の締約国は、対象産品に関する事項について、他方の締約国による書面による質問又は意見であって十分に実証されたものに回答する。その回答は、書面により、適時に及び当該質問又は意見の受領の日の後六十日を超えない期間内に行う。

3　両締約国は、2に規定する質問又は意見及び回答の後、対象産品に関する残された問題について速やかに明確にするために協力するものとし、また、可能な場合には、相互に満足すべき解決を求めるために当該問題に対処する。

第十八条　セーフガード

1　各締約国は、この協定の効力発生の後十年間、他方の締約国が次のいずれかのことを行う場合には、同等の譲許又は他の同等の義務の適用を停止する権利を留保する。（注）

注　譲許又は他の義務の適用の停止の程度は、(a)又は(b)に規定する国際連合規則が対象とする産品の両締約国間の貿易額の程度を

超えてはならない。

(a) 付録二－Ｃ－１に掲げる国際連合規則の適用を行わず、又は終止すること。

(b) 付録二－Ｃ－１に掲げる国際連合規則の適用の利益を無効にし、又は損なう他の規制措置を導入し、又は改正すること。

２　１の規定に基づく譲許又は他の義務の適用の停止は、次条に規定する迅速化された紛争解決手続による決定が行われる時又は相互に受け入れることができる解決が見いだされる（同条(b)の規定による協議を通じて見いだされる場合を含む。）時のいずれか早い方の時までの間においてのみ効力を有する。

第十九条　迅速化された紛争解決

第二十二章の規定は、次の修正に従うことを条件として、この附属書について適用する。

(a) この附属書の規定の解釈又は適用に関する紛争については、緊急に処理を要する事案とみなす。

(b) 第二十二・五条４に定める協議のための期間については、四十五日から十五日に短縮する。

(c) 第二十二・十八条１に定めるパネルが中間報告書を送付するための期間については、パネルの設置の日の後百二十日から六十日に短縮する。

(d) 第二十二・十九条1に定める最終報告書を送付するための期間については、中間報告書の送付の日の後三十日から十五日に短縮する。

(e) 次の規定は、第二十二・二十条に加えられたものとみなす。

「被申立国が最終報告書を履行するために措置をとるに当たって立法上の措置を必要としない場合には、合理的な期間は、通常九十日を超えてはならず、いかなる場合にも最終報告書が送付された日から百五十日を超えてはならない。」

第二十条　自動車及び部品に関する作業部会

1　第二十三・四条1の規定に基づいて設置される自動車及び部品に関する作業部会は、この附属書の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2　この作業部会は、次の任務を有する。

(a) いずれかの締約国の要請に応じ、この附属書の下で生ずる事項について討議すること。

(b) 第五条から第九条までの規定に従って、付録二－C－1及び付録二－C－2の改正の必要性を評価すること。

(c) この附属書の規定に基づいて協力を行うこと。

(d) 第十三条の規定に基づいて協議を行うこと。

(e) 締約国が提起する特定の問題に対処するため、いずれかの締約国の要請により特別作業部会を設置すること。

(f) 合同委員会が第二十三・一条５(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。

３　第二十三・四条４(a)及び(c)の規定にかかわらず、作業部会は、いずれかの締約国の要請に応じ、両締約国が決定する場所において会合する。

付録二―C―1　両締約国が適用している国際連合規則

規則番号	名称
三	動力駆動車両及びそのトレーラーの再帰反射器の認可に関する統一規定
四	動力駆動車両及びそのトレーラーの後部番号灯の認可に関する統一規定
六	動力駆動車両及びそのトレーラーの方向指示器の認可に関する統一規定
七	自動車及びそのトレーラーの車幅灯、尾灯、制動灯及び上側端灯の認可に関する統一規定
一〇	車両の電磁両立性に係る認可に関する統一規定
一一	車両のドアラッチ及び扉保持構成部品に係る認可に関する統一規定
一二	車両の衝突時のかじ取装置に対する運転者保護に係る認可に関する統一規定

一三	車両区分M、N及びOの車両の制動装置に係る認可に関する統一規定
一三―H	乗用車の制動装置に係る認可に関する統一規定
一四	車両の座席ベルトの取付装置に係る認可に関する統一規定
一六	次に掲げる認可に関する統一規定 Ⅰ　動力駆動車両の乗員用の座席ベルト、補助乗車装置、年少者用補助乗車装置及びISOFIX年少者用補助乗車装置の認可 Ⅱ　座席ベルト、座席ベルトリマインダー、補助乗車装置、年少者用補助乗車装置、ISOFIX年少者用補助乗車装置及びアイサイズ年少者用補助乗車装置を装備している車両の認可
一七	車両の座席、座席の取付装置及び頭部後傾抑止装置に係る認可に関する統一規定
一九	動力駆動車両の前部霧灯の認可に関する統一規定
二一	車両の内装部品に係る認可に関する統一規定
二三	動力駆動車両及びそのトレーラーの後退灯及び側方照射灯の認可に関する統一規定

二五	頭部後傾抑止装置（ヘッドレスト）（車両座席に組み込まれているかどうかを問わない。）の認可に関する統一規定
二六	車両の外部突起に係る認可に関する統一規定
二七	停止表示器材の認可に関する統一規定
二八	警音器の認可及び自動車の音響信号に係る認可に関する統一規定
三〇	自動車及びそのトレーラーの空気入りタイヤの認可に関する統一規定
三四	車両の火災の危険予防に係る認可に関する統一規定
三七	動力駆動車両及びそのトレーラーの認可されたランプにおいて使用される白熱灯光源の認可に関する統一規定
三八	動力駆動車両及びそのトレーラーの後部霧灯の認可に関する統一規定
三九	車両の速度計及び走行距離計の装置（その取付けを含む。）に係る認可に関する統一規定

四一	モーターサイクルの騒音に係る認可に関する統一規定
四三	安全ガラス材及び車両へのその取付けの認可に関する統一規定
四四	動力駆動車両の年少者乗員用の補助乗車装置（「年少者用補助乗車装置」）の認可に関する統一規定
四五	前照灯洗浄器の認可及び動力駆動車両の前照灯洗浄器に係る認可に関する統一規定
四六	間接視界のための装置の認可及びその装置の自動車への取付けに係る認可に関する統一規定
四八	車両の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付けに係る認可に関する統一規定
五〇	車両区分Ｌの車両の車幅灯、尾灯、制動灯、方向指示器及び後部番号灯の認可に関する統一規定
五一	四輪以上の自動車の騒音の発生に係る認可に関する統一規定
五三	車両区分Ｌ３の車両の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付けに係る認可に関する統一規定
五四	商用車及びそのトレーラーの空気入りタイヤの認可に関する統一規定

五八	次に掲げる認可に関する統一規定 Ⅰ　後部突入防止装置（ＲＵＰＤｓ）の認可 Ⅱ　認可された型式のＲＵＰＤの車両への取付けに係る認可 Ⅲ　車両の後部突入防止（ＲＵＰ）に係る認可
六〇	二輪モーターサイクル及びモペッドのコントロール装置であって運転者が操作するもの（コントロール装置、テルテール及びインジケータの識別を含む。）に係る認可に関する統一規定
六二	ハンドル付きの動力駆動車両の許可されていない使用に対する保護に係る認可に関する統一規定
六四	車両の装備品（応急用スペアユニット、ランフラットタイヤ、ランフラットシステム及び可動性拡大タイヤを含む。）に係る認可に関する統一規定
六六	大型乗用車の上部構造の強度に係る認可に関する統一規定
七〇	大型車両の後部反射器の認可に関する統一規定
七五	車両区分Ｌの車両の空気入りタイヤの認可に関する統一規定
七七	動力駆動車両の駐車灯の認可に関する統一規定

七八	車両区分Ｌ１、Ｌ２、Ｌ３、Ｌ４及びＬ５の車両の制動装置に係る認可に関する統一規定
七九	車両のかじ取装置に係る認可に関する統一規定
八〇	大型乗用車の座席の認可並びにその座席及びその取付装置の強度に係る認可に関する統一規定
八一	二輪の動力駆動車両（サイドカーの有無を問わない。）の後写鏡のハンドルへの取付けに係る認可に関する統一規定
八五	車両区分Ｍ及びＮの自動車の推進のための内燃機関又は電動トレーンの正味出力及び電動トレーンの三十分間の最高動力の計測に係る認可に関する統一規定
八七	動力駆動車両の昼間走行灯の認可に関する統一規定
九一	自動車及びそのトレーラーの側方灯の認可に関する統一規定
九三	次に掲げる認可に関する統一規定 Ⅰ　前部突入防止装置（ＦＵＰＤｓ）の認可 Ⅱ　認可された型式のＦＵＰＤの車両への取付けに係る認可

	Ⅲ　車両の前部突入防止（ＦＵＰ）に係る認可
九四	前面衝突時の車両の乗員の保護に係る認可に関する統一規定
九五	側面衝突時の車両の乗員の保護に係る認可に関する統一規定
九八	自動車の前照灯であって放電灯光源を装備しているものの認可に関する統一規定
九九	動力駆動車両の認可されたランプにおいて使用される放電灯光源の認可に関する統一規定
一〇〇	車両の電動パワートレーンの特定の要件に係る認可に関する統一規定
一〇四	車両区分Ｍ、Ｎ及びＯの車両の再帰反射材の認可に関する統一規定
一一〇	次に掲げる認可に関する統一規定 Ⅰ　推進機関において圧縮天然ガス（ＣＮＧ）又は液化天然ガス（ＬＮＧ）を使用する自動車の特定の部品の認可 Ⅱ　推進機関において圧縮天然ガス（ＣＮＧ）又は液化天然ガス（ＬＮＧ）を使用する認可された型式に係る特定の構成部品の車両への取付けに係る認可

一一二	非対称すれ違い用ビーム若しくは主走行ビーム又はその両方を発する自動車の前照灯であって、白熱電球又は発光ダイオード（ＬＥＤ）モジュールを装備しているものの認可に関する統一規定
一一三	対称すれ違い用ビーム若しくは主走行ビーム又はその両方を発する自動車の前照灯であって、白熱灯光源、放電灯光源又はＬＥＤモジュールを装備しているものの認可に関する統一規定
一一六	自動車の許可されていない使用に対する保護に関する統一規定
一一七	タイヤの車外騒音の発生、ぬれた路面上での摩擦力又は転がり抵抗に係る認可に関する統一規定
一一九	動力駆動車両のコーナリングランプの認可に関する統一規定
一二一	車両の手動操作装置、テルテール及びインジケータの位置及び識別に係る認可に関する統一規定
一二三	自動車の配光可変型前照灯システム（ＡＦＳ）の認可に関する統一規定
一二五	自動車の運転者の前方視界に係る認可に関する統一規定
一二七	自動車の歩行者保護性能に係る認可に関する統一規定

一二八	動力駆動車両及びそのトレーラーの認可されたランプにおいて使用される発光ダイオード（ＬＥＤ）光源の認可に関する統一規定
一二九	改良された年少者用補助乗車装置（ＥＣＲＳ）の認可に関する統一規定
一三〇	自動車の車線逸脱警報装置（ＬＤＷＳ）に係る認可に関する統一規定
一三一	自動車の高度緊急制動装置（ＡＥＢＳ）に係る認可に関する統一規定
一三四	自動車及びその構成部品の水素燃料電池自動車（ＨＦＣＶ）の安全関連性能に係る認可に関する統一規定 （注） 注　日本国については、英国の型式認定当局が国際連合規則第百三十四号に基づいて認定した車両の型式を認定するための条件は、次のとおりとする。ただし、日本国の高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十六条の規定に従って容器についての表示がされている場合に限る。 (a)　製造者又は日本国におけるその法律事務代理人は、日本国の高圧ガス保安法に基づく申請時に、次のことを示す。 (i)　当該容器の材料が日本産業規格（ＪＩＳ）Ｇ三二一四に規定するＳＵＳ　Ｆ　三一六Ｌと同等であること。この(i)の規定の適用上、この協定の効力発生の日のドイツ工業規格（ＤＩＮ）一・四四三五を満たすものは、この要件を満たしているものとみなす。 (ii)　「ニッケル当量」（質量パーセント）が二十八・五を超えるものであること。この(ii)の規定の適

	用上、「ニッケル当量」（質量パーセント）は、次のとおり定義され、及び材料証明書によって証明されるものとする。 １２．６×Ｃ＋０．３５×Ｓｉ＋１．０５×Ｍｎ＋Ｎｉ＋０．６５×Ｃｒ＋０．９８×Ｍｏ (iii) 「絞り」の試験結果が七十五パーセントを超えること。当該試験結果が七十二パーセントから七十五パーセントまでの間である場合には、当該申請は、「ニッケル当量」を考慮して審査される。 (b) 個々の車両は、日本国の高圧ガス保安法第四十九条及び第四十九条の四の規定に従い水素貯蔵装置に対する二年ごとの定期的な検査の対象となり、当該装置は、製造の日から十五年後に取り外される。 この注の規定は、両締約国がＧＴＲ第十三号（水素及び燃料電池自動車に関する世界技術規則）の第二段階の作業を完了し、千九百五十八年協定に従い対応する国際連合規則を適用した時に効力を失う。
一三五	車両のポール側面衝撃性能（ＰＳＩ）に係る認可に関する統一規定
一三六	車両区分Ｌの車両の電動パワートレーンの特定の要件に係る認可に関する統一規定
一三七	前面衝突時における乗用車の補助乗車装置に焦点を当てた認可に関する統一規定
一三八	静音性車両の低減された可聴性に係る認可に関する統一規定
一三九	乗用車のブレーキアシストシステム（ＢＡＳ）に係る認可に関する統一規定

一四〇	乗用車の横滑り防止装置（ＥＳＣ）に係る認可に関する統一規定
一四一	車両のタイヤ空気圧監視システム（ＴＰＭＳ）に係る認可に関する統一規定
一四二	自動車のタイヤの取付けに係る認可に関する統一規定
一四四	次に掲げる事項に関する統一規定 Ⅰa　事故自動緊急通報部品（ＡＥＣＣ） Ⅰb　車両区分Ｍ１及びＮ１の車両用の事故自動緊急通報器（ＡＥＣＤ） Ⅱ　認可された型式のＡＥＣＤを装備している車両の事故自動緊急通報装置（ＡＥＣＳ） Ⅲ　認可されていない型式のＡＥＣＤを装備している車両の事故自動緊急通報装置（ＡＥＣＳ）
一四五	車両のＩＳＯＦＩＸ取付装置、ＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置及びアイサイズ着座位置に係る認可に関する統一規定
一四六	自動車及びその構成部品の車両区分Ｌ１、Ｌ２、Ｌ３、Ｌ４及びＬ５の水素燃料電池自動車の安全関連性能に係る認可に関する統一規定
一四八	動力駆動車両及びそのトレーラーの指示装置（ランプ）の認可に関する統一規定

一四九	動力駆動車両の照射灯火器（ランプ）及び照射灯火装置の認可に関する統一規定
一五〇	動力駆動車両及びそのトレーラーの再帰反射器及び再帰反射材の認可に関する統一規定
一五一	自動車の側方衝突警報装置に係る認可に関する統一規定
一五二	自動車の車両区分Ｍ１及びＮ１の車両の高度緊急制動装置（ＡＥＢＳ）に係る認可に関する統一規定

付録二－Ｃ－２　一方の締約国が適用している国際連合規則であって他方の締約国がその適用を検討していないもの

規則番号	名称	他方の締約国が適用する日付（注） 注　この附属書の第五条２の規定に従って合意される日付
七三	次に掲げる認可に関する統一規定 Ⅰ　車両の側面保護装置（ＬＰＤ）に係る認可 Ⅱ　側面保護装置（ＬＰＤ）の認可 Ⅲ　この規則の第二部に基づいて認定された型式のＬＰＤの車両への取付けに係る認可	
一二六	当初の車両に備え付けられていない仕切りシステムであって荷物の移動に対する乗員保護のためのものの認可に関する統一規定	

附属書二－Ｄ　焼酎の輸出の促進

日本国の酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第十号に定義する単式蒸留焼酎であって、日本国において単式蒸留機によって生産され、瓶詰にされるものは、英国の他の適用可能な法的要件が満たされる場合には、四合（注１）、五合（注２）又は一升（注３）の伝統的な瓶で英国の市場に提供することを認められる。

注１　一合は、百八十ミリリットルと等しい。

注２　英国は、自国の必要な国内手続の完了を条件として、この附属書に規定する五合の伝統的な瓶に関する義務を履行する。英国は、当該義務の履行を確保するため迅速に必要な手段をとり、及びこの協定の効力発生の日の後九十日以内に、当該義務の履行のために必要とされる自国の国内手続の完了を日本国に通告する。

注３　一升は、千八百ミリリットルと等しい。

附属書二－Ｅ　ぶどう酒産品の輸出の促進

第一編　英国

第Ａ節　第二・二十四条１(a)及び２(a)に規定する英国の法令

第二・二十四条１(a)及び２(a)に規定する英国において承認される産品の定義及び醸造法並びに英国において適用される制限については、次に掲げる法令において定める。

二千十三年十二月十七日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（ＥＵ）第一三〇八・二〇一三号（農産品についての市場の共通体系について定め、並びに閣僚理事会規則（ＥＥＣ）第九二二・七二号、閣僚理事会規則（ＥＥＣ）第二三四・七九号、閣僚理事会規則（ＥＣ）第一〇三七・二〇〇一号及び閣僚理事会規則（ＥＣ）第一二三四・二〇〇七号を廃止するもの）（二千十三年十二月二十日の欧州連合の官報（ＯＪＬ　三四七）六百七十一ページ）。特に、同欧州議会及び閣僚理事会の規則第七十五条、第七十八条、第八十条、第八十一条、第八十三条及び第九十一条並びに附属書Ⅶ第二編並びに附属書Ⅷ第一編及び第二編の規定に基づくぶどう酒分野の生産に関する規則。ただし、これらの規定が第二章第Ｃ節の規定の適用対

象となる産品に関係する場合に限る。

二千十九年三月十二日の欧州委員会委任規則（ＥＵ）第二〇一九・九三四号（アルコール分を増加させることができるぶどう酒生産区域、ぶどう産品の生産及び保存について適用される承認された醸造法及び制限、副産物のアルコールの比率の下限及び副産物の処分並びに国際ぶどう及びぶどう酒機関の一件書類の公表に関して欧州議会及び閣僚理事会の規則（ＥＵ）第一三〇八・二〇一三号を補足するもの）（二千十九年六月七日の欧州連合の官報（ＯＪ　Ｌ　一四九）一ページ）。ただし、これらの規定が第二章第Ｃ節の規定の適用対象となる産品に関係する場合に限る。

二千十九年四月十六日の欧州委員会実施規則（ＥＵ）第二〇一九・九三五号（ぶどう産品の物理的な、化学的な及び感覚に関する性質を決定するための分析方法並びに天然アルコール分の増加に関する構成国の決定の通報に関して欧州議会及び閣僚理事会の規則（ＥＵ）第一三〇八・二〇一三号を適用するための規則を定めるもの）（二千十九年六月七日の欧州連合の官報（ＯＪ　Ｌ　一四九）五十三ページ）。ただし、これらの規定が第二章第Ｃ節の規定の適用対象となる産品に関係する場合に限る。

第Ｂ節　第二・二十四条２(b)に規定する第一段階の醸造法

第二・二十四条２(b)に規定する第一段階の英国における醸造法は、次に掲げるものから成る。

アルギン酸カルシウム

カラメル

L(+)酒石酸

リゾチーム

微結晶セルロース

オークチップ

パーライト

アルギン酸カリウム

ピロ亜硫酸カリウム＝亜硫酸水素カリウム

ばれいしょたんぱく質

酵母たんぱく質抽出物

第Ｃ節　第二・二十五条２に規定する第二段階の醸造法

第二・二十五条２に規定する第二段階の英国における醸造法は、次に掲げるものから成る。

亜硫酸水素アンモニウム

炭酸カルシウム及びＬ(+)酒石酸とＬ(−)リンゴ酸とのカルシウム複塩

コウジカビ属由来のキチングルカン

二炭酸ジメチル（ＤＭＤＣ）

メタ酒石酸

中性酒石酸カリウム

中性酒石酸（ＤＬ）カリウム

ビニルイミダゾール・ビニルピロリドン共重合体（ＰＶＩ／ＰＶＰ）

第Ｄ節　第二・二十六条２に規定する第三段階の醸造法

第二・二十六条２に規定する第三段階の英国における醸造法は、次に掲げるものから成る。

アルゴン

フィチン酸カルシウム

酒石酸カルシウム
硫酸銅
カオリン（ケイ酸アルミニウム）
マロラクティック発酵助剤
重炭酸カリウム＝炭酸水素カリウム＝酸性炭酸カリウム
カゼインカリウム
フェロシアン化カリウム

第二編　日本国

第A節　第二・二十四条1(a)及び2(a)に規定する日本国の法令

第二・二十四条1(a)及び2(a)に規定する日本国において承認される産品の定義及び醸造法並びに日本国において適用される制限については、次に掲げる法令において定める。

酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項、第三条第十三号並びに第四十三条第二項及び第九項。ただし、これらの規定が第二章第C節の規定の適用対象となる産品に関係する場合に限る。

酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）第七条第一項、第二項及び第四項並びに第五十条第十五項。ただし、これらの規定が第二章第C節の規定の適用対象となる産品に関係する場合に限る。

酒税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十六号）第十三条第八項第二号及び第三号。ただし、これらの規定が第二章第C節の規定の適用対象となる産品に関係する場合に限る。

酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達（平成十一年国税庁通達）第二編第三条（共通事項）第三項、第五項、第七項及び第十五項並びに（果実酒及び甘味果実酒の定義）第一項から第四項まで、第六項、第七項、第九項及び第十一項並びに第八編第一章第八十六条の六第三項第六号。ただし、これらの規定が第二章第C節の規定の適用対象となる産品に関係する場合に限る。

酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成九年国税庁告示第五号）。ただし、同告示が第二章第C節の規定の適用対象となる産品に関係する場合に限る。

「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて（平成九年国税庁通達）。ただし、この通達が第二章第C節の規定の適用対象となる産品に関係する場合に限る。

果実酒等の製法品質表示基準を定める件（平成二十七年国税庁告示第十八号）第一項第三号及び別表。

ただし、これらの規定が第二章第Ｃ節の規定の適用対象となる産品に関係する場合に限る。

第Ｂ節　第二・二十四条１(b)に規定する第一段階の醸造法

第二・二十四条１(b)に規定する第一段階の日本国における醸造法は、次に掲げるものから成る。

(a)　補糖

しょ糖、ぶどう糖及び果糖（以下「糖類」という。）による補糖については、適用することができる。ただし、補糖のために使用される糖類の重量（注１）が当初のぶどうの搾汁に含有される糖類の重量を超える場合は、この限りでない。（注２）

注１　補糖のために使用される糖類の重量については、転化糖として次のとおり表示する。

転化糖の重量＝ぶどう糖の重量＋果糖の重量＋しょ糖の重量×１．０５

注２　第二章第Ｃ節の規定の適用上、欧州議会及び閣僚理事会の規則（ＥＵ）第一三〇八・二〇一三号附属書Ⅷ第一編Ｃ第七項に規定するところにより、同一の産品に対して補糖及び補酸の両方を適用してはならない。

(b)　補酸及び除酸

補酸又は除酸については、適用することができる。ただし、補酸又は除酸が食品添加物に関する食品

規格委員会の一般的な基準3.3(a)に適合していない場合は、この限りでない。（注）

注　第二章第C節の規定の適用上、欧州議会及び閣僚理事会の規則（EU）第一三〇八・二〇一三号附属書Ⅷ第一編C第七項に規定するところにより、同一の産品に対して補酸及び除酸の両方を適用してはならない。

(c)　ぶどう品種

いずれの品種（ヴィティス・ヴィニフェラ種と異なる種を含む。）のぶどうについても日本ワインを生産するために使用することができる。ただし、これらのぶどうが日本国において収穫される場合に限る。

(d)　アルコール分、総酸及び揮発酸の限度

アルコール分の下限は、実アルコール分で一パーセント（容量）とする。アルコール分の上限は、実アルコール分で十五パーセント（容量）未満とする。ただし、補糖なしで生産された日本ワインについては、アルコール分の上限は、実アルコール分で二十パーセント（容量）未満とすることができる。総酸及び揮発酸については、限度を課さないものとする。

(e)　仕上げの工程

(i) ブランデー（注1）、甘味料（糖類又は日本国において収穫されたぶどうの搾汁若しくは濃縮搾汁の形態のもの）又は日本ワインについては、発酵後の日本ワインに加えることができる。ただし、当該発酵後の日本ワインについては、容器を替えることなく直接運送するための容器において発酵させた場合に限る。加えられた糖類の重量（注2）は、当該ブランデー、甘味料又は日本ワインを加えた後の日本ワインの総重量の十パーセントを超えてはならない。

注1　第二章第C節の規定の下で仕上げの工程で使用されるブランデーは、ぶどう（ぶどうかす及びぶどうの濃縮搾汁を含む。）から製造されるものとし、また、欧州委員会委任規則（EU）第二〇一九・九三四号附属書I第A編表1及び2において承認されている物質のみを含有する。

注2　加えられた糖類の重量については、転化糖として次のとおり表示する。

転化糖の重量＝ぶどう糖の重量＋果糖の重量＋しょ糖の重量×1・05

(ii) 甘味料（日本国において収穫されたぶどうの搾汁又は濃縮搾汁の形態のもの）については、発酵後の日本ワインに加えることができる。ただし、加えられた甘味料（ぶどうの搾汁又は濃縮搾汁の形態のもの）の糖類の重量が当該甘味料を加えた後の日本ワインの総重量の十パーセントを超えない場合

に限る。

(iii) 甘味料（糖類の形態のもの）については、発酵後の日本ワインに加えることができる。ただし、加えられた糖類の重量（注）が当該糖類を加えた後の日本ワインの総重量の十パーセントを超えない場合に限る。

注　加えられた糖類の重量については、転化糖として次のとおり表示する。

転化糖の重量＝ぶどう糖の重量＋果糖の重量＋しょ糖の重量×１・０５

第Ｃ節　第二・二十五条１に規定する第二段階の醸造法

第二・二十五条１に規定する第二段階の日本国における醸造法は、次に掲げるものから成る。

柿タンニン

微小繊維状セルロース

フィチン酸

Ｌ－アスコルビン酸ナトリウム

カゼインナトリウム

第D節　第二・二十六条1に規定する第三段階の醸造法

第二・二十六条1に規定する第三段階の日本国における醸造法は、次に掲げるものから成る。

酸性リン酸カルシウム（リン酸二水素カルシウム）

酸性リン酸カリウム（リン酸水素二カリウム及びリン酸二水素カリウム）

活性白土

寒天

アンモニア

リン酸アンモニウム（リン酸二水素アンモニウム）

塩化カルシウム

カラギナン

コラーゲン

エリソルビン酸

塩化マグネシウム

硫酸マグネシウム
リン酸
炭酸カリウム
アルギン酸ナトリウム
炭酸水素ナトリウム
炭酸ナトリウム
塩化ナトリウム（食塩）
エリソルビン酸ナトリウム
小麦粉